

# 長崎県子育て条例行動計画

(平成27年度～31年度)

長 崎 県

(平成30年3月改定)

## 目 次

第Ⅰ編 策定の趣旨	1
第Ⅱ編 計画の性格	2
第Ⅲ編 計画期間	3
第Ⅳ編 少子化の現状等	4
1. 少子化の現状と将来の見通し	4
2. 少子化の要因と背景	5
①未婚化・晩婚化・晩産化の進行	5
②夫婦の出生力の低下	7
③人口の流出	8
3. 少子化が与える影響	8
①家族の形態の変容	8
②子ども同士の交流の機会の減少	9
③労働力人口の減少	9
4. 子どもを取り巻く状況	9
①児童虐待の状況	9
②いじめ・不登校の状況	10
③メディア機器の普及による諸問題	11
④女性の就業状況	12
⑤ライフスタイルの変化	13
⑥若年者の就業状況	14
5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組	15
第Ⅴ編 計画の基本的な考え方	16
第Ⅵ編 計画の骨子	17
第Ⅶ編 施策体系図	18
第Ⅷ編 計画内容	19
第1章 妊娠・出産の支援	19
第1節 妊娠・出産期における支援	19
第2節 不妊治療対策の充実	20
第2章 子どもや子育て家庭への支援	22
第1節 子どもの成長に応じた支援	22
1. すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	22
2. 幼児期の教育・保育の充実	22
3. 安全安心な放課後の居場所づくり	25
4. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	27
(1) 確かな学力の育成	27
(2) 豊かな心の育成	28

(3) 健やかな体の育成 .....	30
(4) 信頼される学校づくり .....	31
(5) 私立学校教育の振興 .....	33
5 未来の親・未来を担う人材の育成 .....	33
(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発 .....	33
(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進 .....	34
(3) 子ども・若者の社会参加・社会貢献活動の推進 .....	35
(4) 子どもの夢や憧れをはぐくむ取組と職業教育の推進 .....	35
(5) 若者の就業支援 .....	36
(6) 困難を抱える子ども・若者の支援 .....	37
6 子育てにかかる経済的支援 .....	39
第2節 子どもの健やかな育ちへの支援 .....	40
1 乳幼児の事故の防止 .....	40
2 小児保健医療の充実 .....	41
3 思春期保健対策の充実 .....	42
4 食育の推進 .....	43
第3節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成 .....	45
1 家庭教育への支援の充実 .....	45
2 地域の教育力・養育力の向上 .....	46
(1) 子育て支援のネットワークづくり .....	46
(2) 地域の資源を活用した子どもの多様な体験活動の 機会の充実 .....	48
(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進 .....	50
第3章 仕事と生活が調和する社会の実現 .....	51
第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し .....	51
1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発 .....	51
2 企業における取組の推進 .....	51
第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備 .....	53
第3節 結婚、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の実現 .....	54
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 .....	56
第1節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進 .....	56
1 いじめ・不登校等対策 .....	56
2 児童虐待防止対策の充実 .....	58
(1) 児童相談所の体制の強化 .....	58
(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 .....	58
(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証 .....	59
3 社会的養護体制の充実 .....	59
(1) 家庭的養護の推進 .....	59
(2) 施設機能の見直し .....	60
(3) 家庭支援機能の強化 .....	61
(4) 自立支援策の強化 .....	61
(5) 社会的養護の質の確保 .....	61
(6) 子どもの権利擁護の強化 .....	62
4 非行少年の立ち直り支援 .....	63

第2節 障害児施策の充実 .....	63
1 障害のある子どもと親への支援 .....	63
2 発達障害のある子どもと親への支援 .....	66
第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進 .....	67
1 相談・情報提供の強化 .....	67
2 子育て・生活支援の充実 .....	68
3 就労支援の推進 .....	68
4 養育費確保の推進 .....	70
5 経済的支援の充実 .....	70
6 市町・関係機関との連携及び協働 .....	71
第4節 子どもの貧困対策について .....	71
第5章 安全・安心な子育ての環境づくり .....	73
第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	73
第2節 子ども等の安全の確保 .....	74
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	74
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	75
(1) 安全情報の提供の推進 .....	75
(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進 .....	76
(3) 防犯講習の推進 .....	77
(4) 自殺対策の推進 .....	77
3 被害を受けた子どもへの支援 .....	78
第3節 子育てを支援する生活環境の整備 .....	79
1 良質な住宅の確保 .....	79
2 良質な居住環境の確保 .....	79
3 安全な道路交通環境の整備 .....	80
4 安心して外出できる環境の整備 .....	81
(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 .....	81
(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備 .....	81
(3) 子育て世帯への情報提供 .....	82
5 安全・安心まちづくりの推進 .....	83
第6章 県民総ぐるみの子育て支援 .....	84
第1節 ココロねっこ運動の推進 .....	84
第2節 家庭の日の普及 .....	85
第7章 長崎県子ども育成総合検討会議にかかる取組 .....	86
第1節 関係機関の連携強化 .....	86
第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援 .....	87
第3節 中期的な取組について .....	89
1 メディアへの対応 .....	89
2 子どもへの貧困対策について .....	90
 第IX編 数値目標 .....	 91
 参考資料	
用語解説 .....	95

## 第Ⅰ編 策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来21）」を平成17年3月に策定し、さまざまな施策を推進してきました。

また、本県では平成20年10月、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の基本的施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定しました。

平成22年6月には、「長崎県子育て条例」の推進のため、「ながさきこども未来21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画」を策定、平成23年3月の改定を経て、これまで全庁的な体制で取組を進めてきました。

これまでに合計特殊出生率がやや持ち直し、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、少子化の流れが変わったとは言えず、また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校など、依然として子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

国においては、平成24年8月に、特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等のため、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て関連三法」）が制定、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成27年4月から本格的に施行されることとなっています。

また、平成27年3月までの時限法であった次世代育成支援対策推進法も、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、平成26年4月に、有効期限を10年間延長する等の改正がなされたところです。

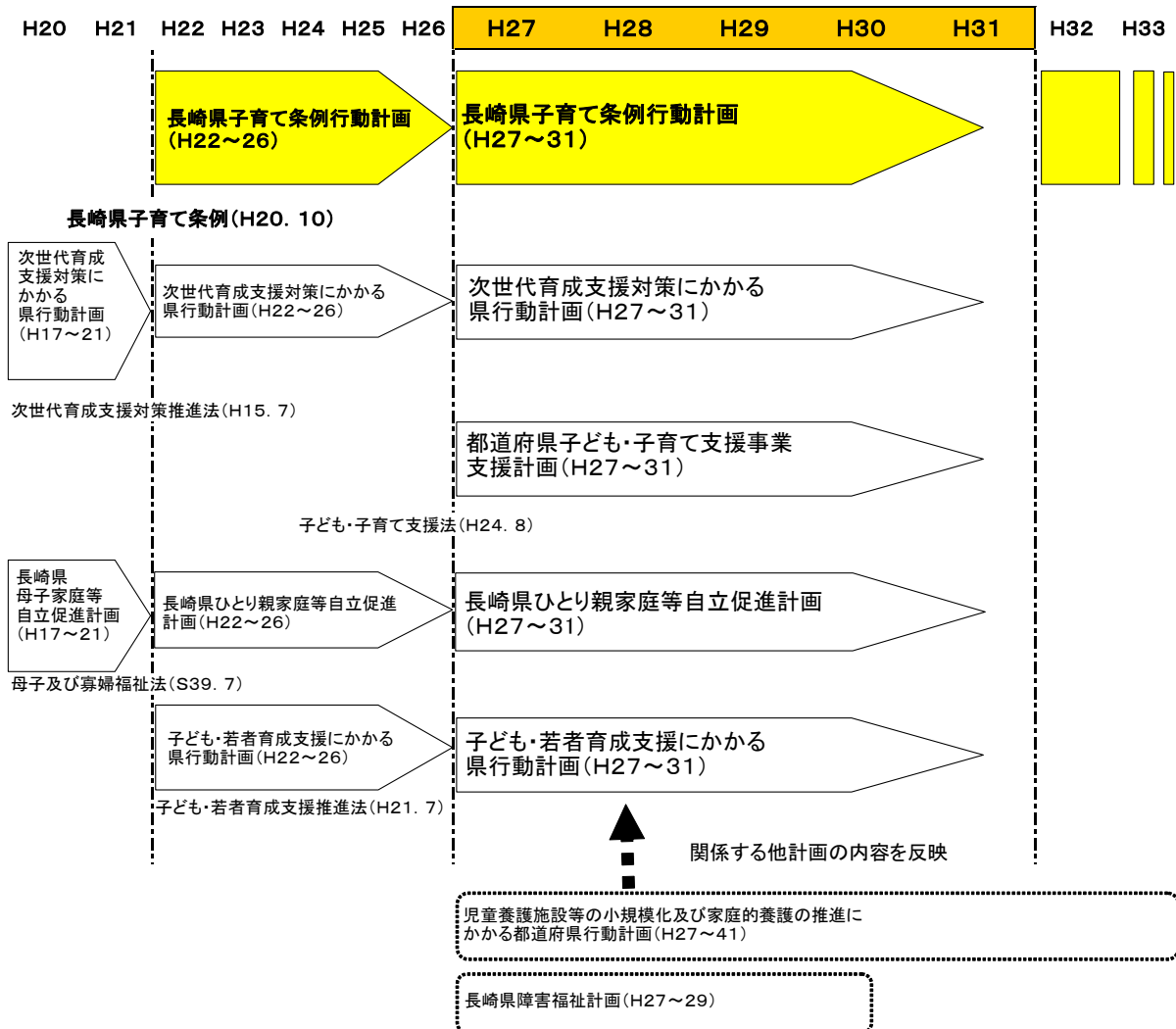
この「長崎県子育て条例行動計画（平成27年度～平成31年度）」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のため策定するものです。

## 第Ⅱ編 計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に規定する本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に規定する次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に規定する子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第4章第3節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

さらに、平成26年7月に佐世保市内で発生した女子高校生殺害事件について、「長崎県子ども育成総合検討会議」による再発防止に向けた取組等の検討結果に基づき作成された報告書の内容を本計画に盛り込み、今後の進捗管理を行います。



### 第Ⅲ編 計画期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度を目標年度とします。

また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。

なお、今後の社会情勢等による子ども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。

## 第IV編 少子化の現状等

### 1. 少子化の現状と将来の見通し

全国の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に約270万人、第二次ベビーブームの昭和48年に約210万人でしたが、その後減少を続け、昭和59年には150万人を割り込み、平成25年には約103万人と過去最低の出生数となっています。

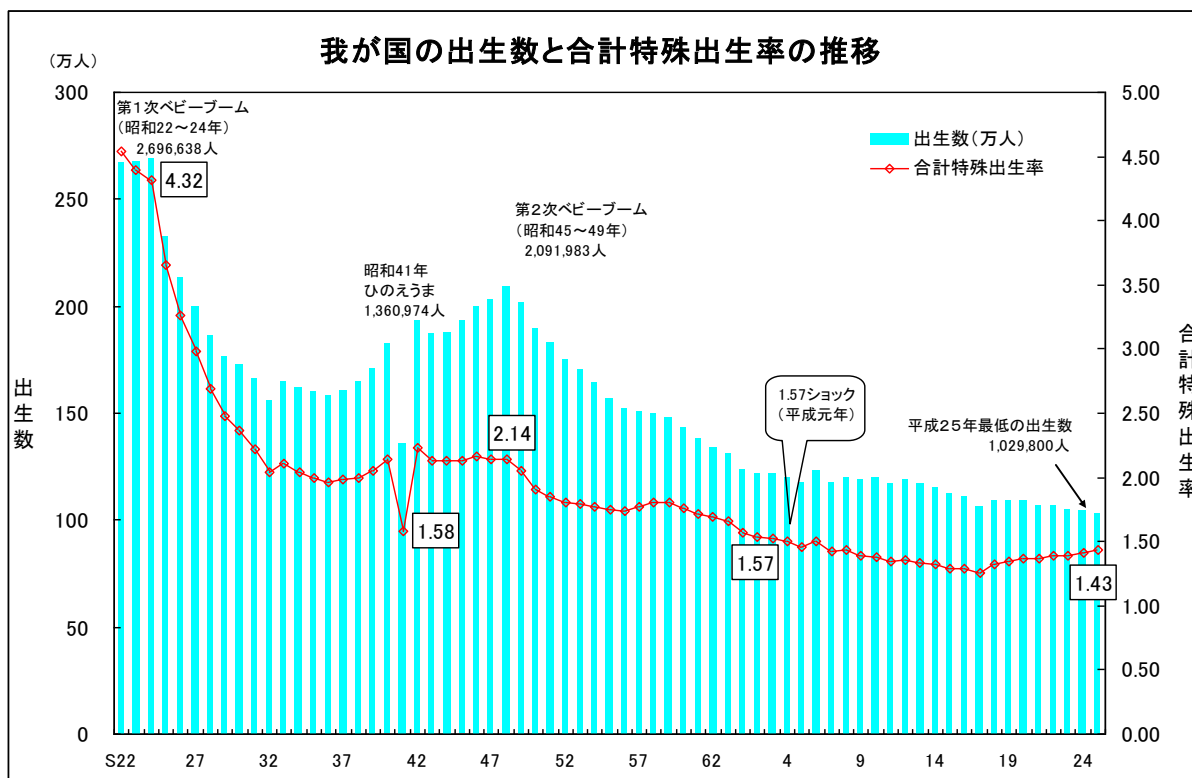
長崎県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に約6万1千人でしたが、その後減少を続け、第二次ベビーブームの昭和47、48年に若干持ち直したものの、平成25年には1万1千人余りとなっています。

合計特殊出生率は、全国で第一次ベビーブーム時に4.32、第二次ベビーブーム時に2.14となった後低下し続け、平成17年には過去最低である1.26に落ち込んだものの、その後はほぼ横ばいか微増しています。

長崎県も同様に低下を続け、平成15年と17年に過去最低の1.45となりましたが、その後は緩やかに上昇しています。全国平均に比べれば高い状況ですが、人口を維持する水準である2.07程度を大きく下回っているのが現状です。

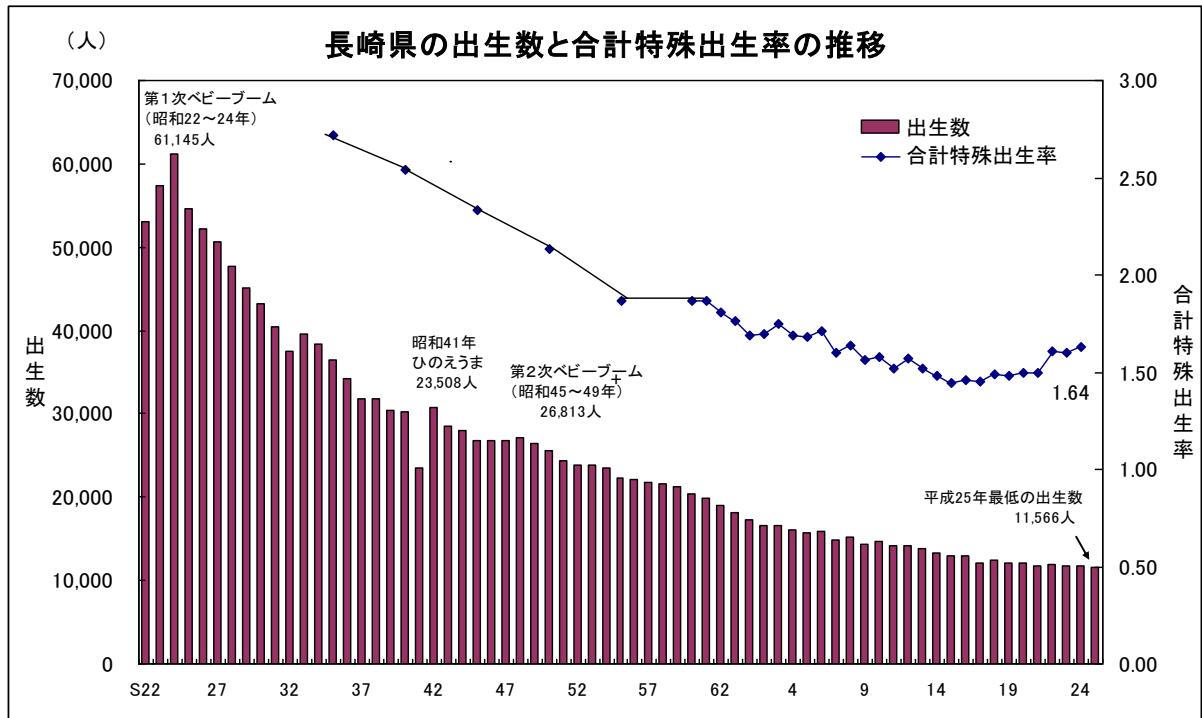
平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県将来推計（中位推計）によると、長崎県の人口は、平成22年の143万人から2040年（平成52年）には約105万人に減少すると予測されていますが、これは、自然減少に加え、県外へ転出する社会的減少も要因となっています。

また、年齢別でみると、平成22年の年少人口比率（15歳未満が総人口に占める割合）は13.6%、老年人口比率（65歳以上が総人口に占める割合）は26.0%となっていますが、2040年（平成52年）には年少人口比率は10.4%、老年人口比率は39.3%と、さらに、少子・高齢化が進行すると推測されています。

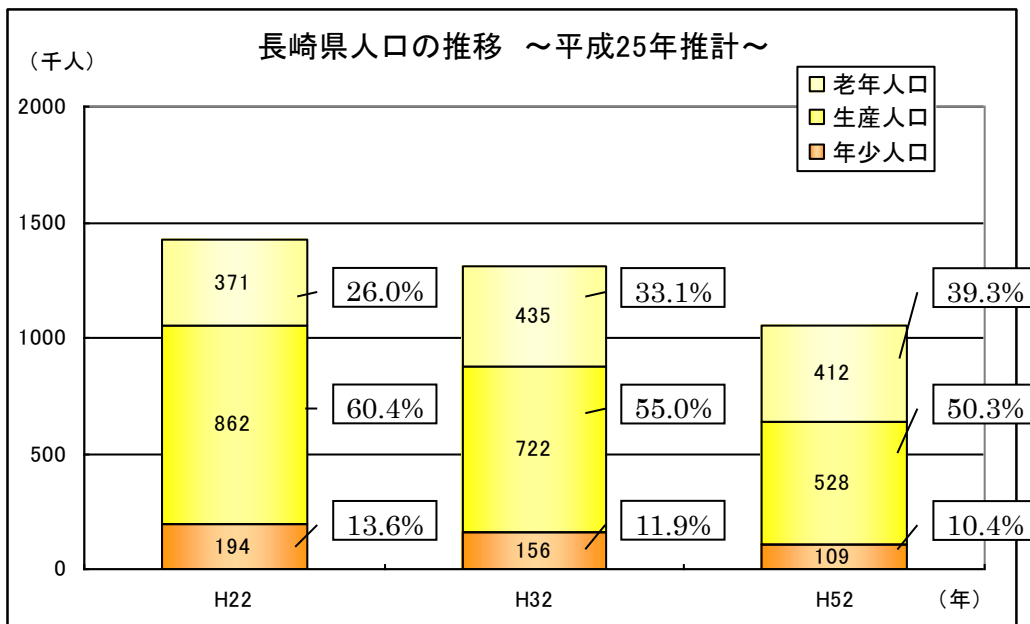


(資料：人口動態統計（厚生労働省）)





(資料：人口動態統計 (厚生労働省))



(資料：都道府県の将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所))

## 2. 少子化の要因と背景

### ①未婚化・晩婚化・晩産化の進行

本県の未婚率は、25~29歳の女性で昭和55年に28.7%(全国23.9%)だったのが、平成22年には57.3%(全国58.9%)、30~34歳では11.1%(全国9.1%)から34.1%

(全国 33.9%) へ、男性では 25～29 歳で昭和 55 年に 51.1% (全国 55.1%) だったのが、平成 22 年には 65.2% (全国 69.2%) へ、30～34 歳では 18.2% (全国 21.5%) から 42.5% (全国 46.0%) へと大幅に増加しています。

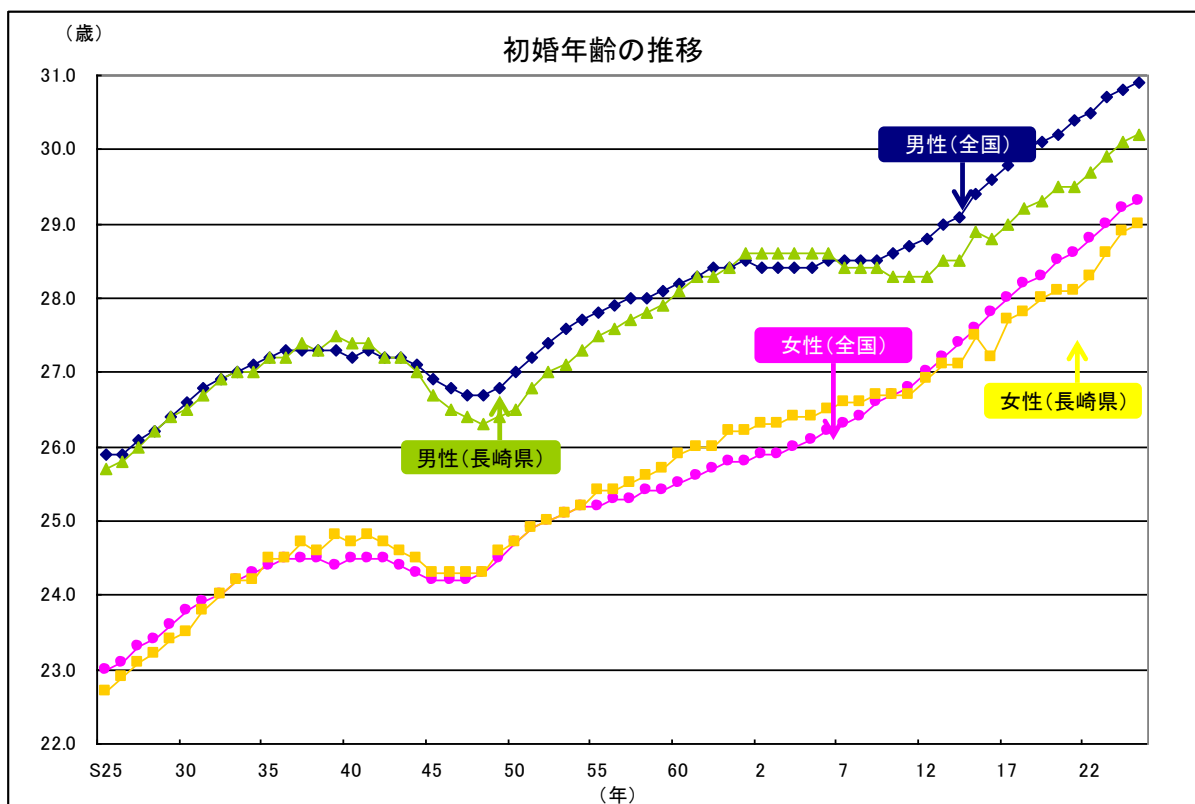
平均初婚年齢は、昭和 58 年に男性で 27.8 歳 (全国 28.0 歳)、女性で 25.6 歳 (全国 25.4 歳) であったのが、平成 25 年には男性で 30.2 歳 (全国 30.9 歳)、女性で 29.0 歳 (全国 29.3 歳) となっており、全国平均と同様に上昇しています。

また、晩婚化に伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向もあらわれており、平成 10 年の第 1 子出産時が 27.6 歳 (全国 27.8 歳) であったのが、平成 25 年には 29.6 歳 (全国 30.4 歳) となっています。

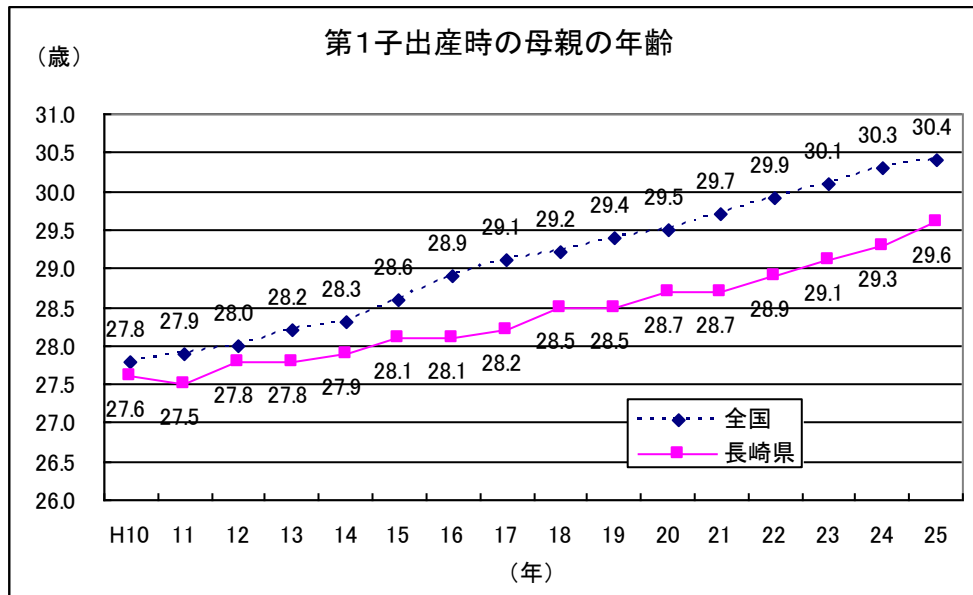
「長崎県少子化問題基礎調査」(平成 25 年 9 月～10 月) によると、独身者の結婚への意向は、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が 41.4%、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が 37.7%、「一生結婚するつもりはない」が 10.7% でした。

結婚する意思是、男女とも約 8 割と相対的に高いといえますが、前回 (平成 21 年) の調査と比較すると、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が 0.8 ポイント、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が 3.3 ポイント低くなるとともに「一生結婚するつもりはない」が 1.5 ポイント高くなるなど、結婚する意思是前回より低下しています。なお、前々回 (平成 16 年度) 調査時には「一生結婚するつもりはない」が 6.0% であったことから、一生結婚しない考えは 9 年間で 4.7 ポイント上昇しています。

また、独身である理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が 55.2%、「自由や気楽さを失いたくない」が 26.6%、「結婚後の生活資金が足りない」が 22.2% などとなっています。



(資料：人口動態統計 (厚生労働省))



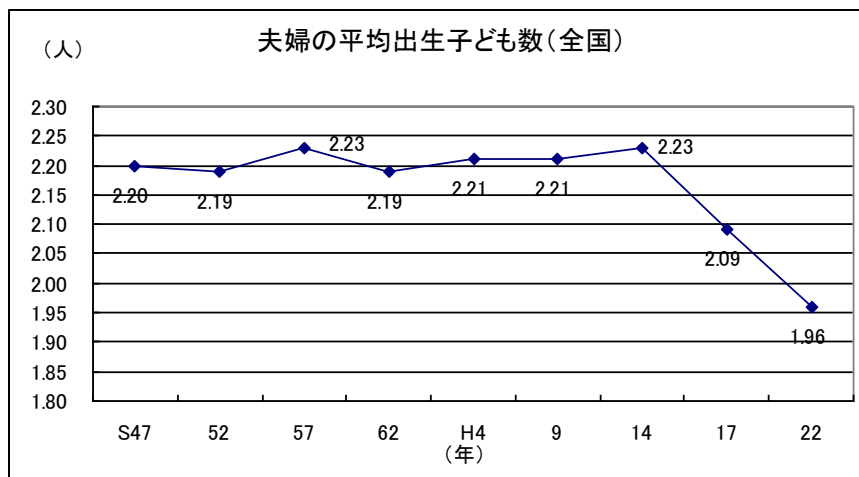
(資料：人口動態統計 (厚生労働省))

## ②夫婦の出生力の低下

全国の夫婦の平均出生子ども数については、昭和47年調査の2.20人から平成14年の2.23人まで、30年間にわたって同水準で安定していましたが、平成17年に2.09人へと減少し、平成22年には1.96人と2人を割り込みました。

また、「長崎県少子化問題基礎調査」(平成25年9～10月)によると、子どもを持っている人の「理想の子ども数」は、平均2.82人で、「実際に持つことを考えている子ども数」は、平均2.43人であり、「実際に持つことを考えている子ども数」は、「理想の子ども数」より0.39人下回っています。なお、前回(平成21年)の調査結果と比較すると、「理想の子ども数」は前回2.88人を0.06人下回る一方、「実際に持つことを考えている子ども数」は前回2.36人を0.07人上回っています。

理想より実際に持つことを考えている子ども数が少ない理由は、「経済的負担が大きい」が70.2%、「年齢的に出産・子育てが無理だから」が47.0%、「仕事と子育ての両立が困難だから」が30.4%などとなっています。



(資料：出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所))

### ③人口の流出

長崎県の5歳ごとの人口の増減を見てみると、平成20年から平成25年までの5年間に、15～24歳の層が減少しており、進学や就職の際に、県内の若者が県外に流出していることがうかがえます。

20歳前後で多くの人口が流出してしまうことで、県内で結婚、出産する人口が減少し、出生数の減少を招いていると考えられます。

年齢別推計人口の推移（長崎県）

年齢	H15. 10. 1			5年後	H20. 10. 1			5年後	H25. 10. 1		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計
10～14歳	42,817	40,380	83,197	⇒	38,119	36,393	74,512	⇒	34,252	32,595	66,847
15～19歳	46,820	45,303	92,123	↘	39,464	38,016	77,480	↘	35,641	34,687	70,328
20～24歳	35,031	37,900	72,931	↘	30,014	32,612	62,626	↘	26,401	27,217	53,618
25～29歳	40,760	43,440	84,200	↘	33,343	36,029	69,372	↘	29,853	31,646	61,499

(資料:長崎県異動人口調査)

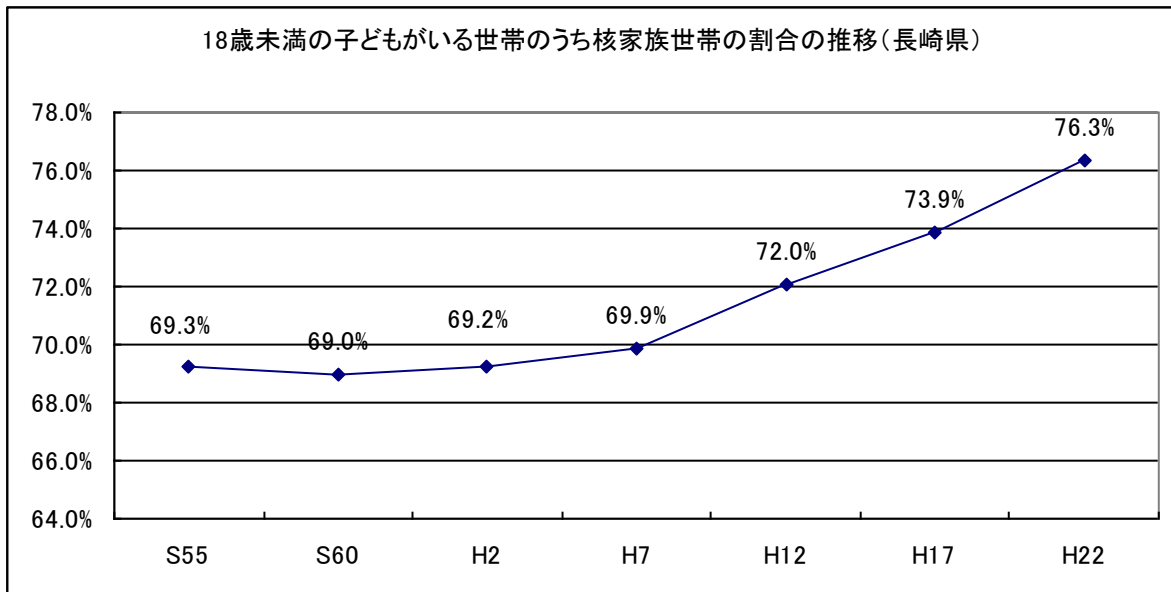
## 3. 少子化が与える影響

### ①家族の形態の変容

平成22年の「国勢調査」によると、本県の一般世帯人員は1,376,114人、一般世帯数は556,895世帯で、一世帯当たりの人員は2.47人となっています。平成2年と比較すると、一般世帯人員は1,522,268人から9.6%減少し、世帯数は501,901世帯から11.0%増加したため、一世帯当たり世帯人員数は3.03人に比べて0.56人少なくなっています。これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えたことによるものです。

また、世帯を家族類型別にみると、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は、平成2年の69.2%から平成22年には76.3%と7.1%増加しています。

核家族化の進行により、地域社会における人間関係の希薄化とあいまって、子育てで家庭の孤立化と子育てに対する負担感・不安感が増大していると考えられます。



(資料：国勢調査(総務省))

### ②子ども同士の交流の機会の減少

子どもの数が減少すると、子ども同士、特に年齢の違う子どもたちや赤ちゃんとの交流の機会の減少、親の過保護や過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

### ③労働力人口の減少

少子化により労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少が予想されます。

また、貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加により貯蓄率が低下し、投資や労働生産性の上昇が抑制されることが見込まれ、経済成長率の低下が懸念されます。

## 4. 子どもを取り巻く状況

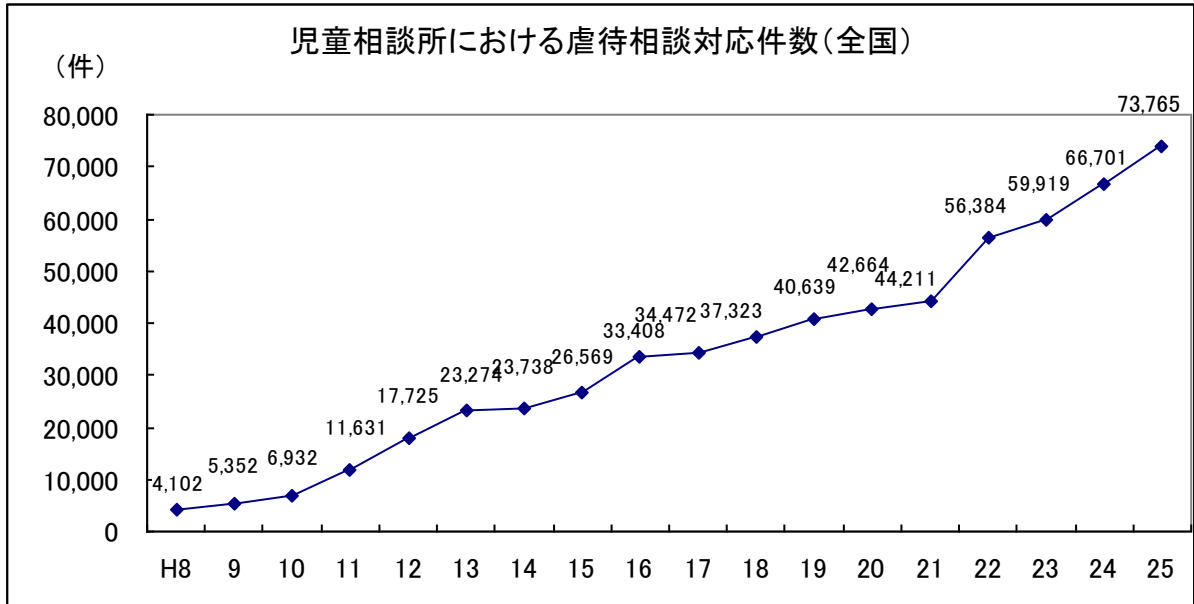
### ①児童虐待の状況

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、家族や地域の養育力の低下とともに、虐待や非行等さまざまな問題がでてきています。とりわけ、児童虐待は、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

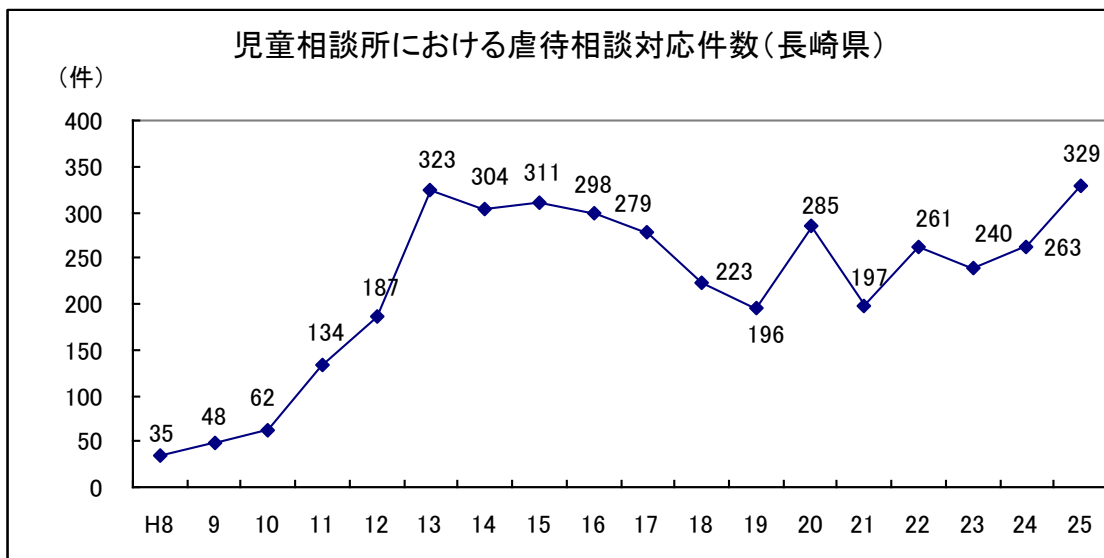
また、児童虐待は、子どもの健全な成長、発達を阻害し、子どもの心身に長期にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成12年に「児童虐待の

防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、急激に増加しました。その後、平成 17 年度から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで、一旦減少傾向となった後、ここ数年は年により増減を繰り返していましたが、平成 25 年度は前年度に比べ 25% の増となり統計を取り始めた平成 2 年以降最高となりました。



(資料：児童相談所における児童虐待相談対応件数及び子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第 9 次報告（平成 25 年 7 月厚生労働省）)



(資料：長崎県子ども家庭課調べ（平成 26 年 5 月）)

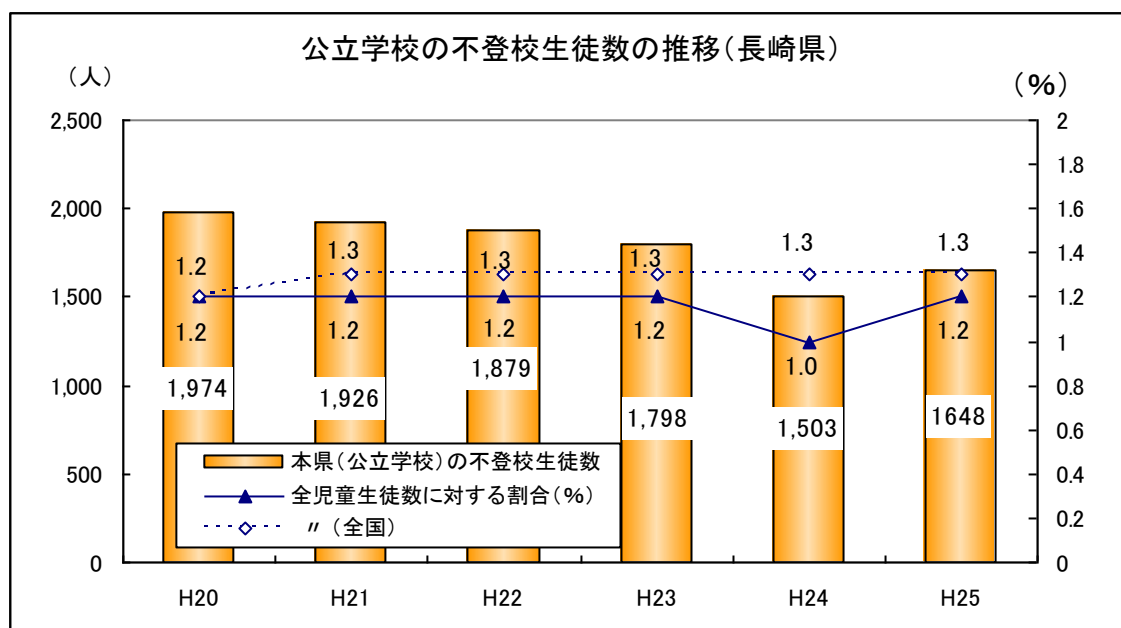
## ②いじめ・不登校の状況

いじめについては、全国で子どもたちがいじめを苦にして自ら命を絶つ事例が相次ぐなど、大きな社会問題となっています。また、不登校については、本県でも全国と同様に増加傾向にあり、憂慮すべき状況にあることから、最重要課題として取り組んでいます。

「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）では、本県における公立学校のいじめの件数は 1,846 件であり、いじめの問題については、すべての学校の教職員が、いじめられた子どもの立場に立って、未然防止、早期解決に向けて一層取り組むことが必要です。

また、本県の不登校児童生徒数は 1,648 名であり、前年の平成 24 年から 145 名増加（うち公立小中学校全体では 186 名増加、公立高等学校では 41 名減少）しています。

なお、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は、全国平均 1.3 に対して本県は 1.2 でした。



(資料：平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）)

### ③メディア機器の普及による諸問題

青少年の携帯電話（含スマートフォン）の所有率の増加やゲーム機器等によるネット利用に伴い、「ネットトラブル」や「ネットいじめ」、「ネット依存」、コミュニティサイトを通じて子供が犯罪に巻き込まれる事件が社会問題となっています。インターネット上の有害情報などが青少年に及ぼす悪影響から青少年を守ることは、緊急な対応を要する重要課題となっています。

平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）によると青少年の携帯電話所有率は 59.5%、学校種別に見ると、小学生が 36.6%、中学生が 51.9%、高校生が 97.2%となっています。年々増加の一途であり、今後も増加の傾向は続くと思われます。

そのうちインターネットを利用している青少年は小学生が 44.3%、中学生が 82.1%、高校生が 96.7%であり、青少年の生活スタイルに大きな影響を与えています。

有害情報の利用制限ができるフィルタリングに関しては、「設定している」は 47.3%。「設定していない」は 33.4%。「わからない」が 19.3%となっています。

フィルタリングに対する保護者の認識が足りず、ネット上の諸問題が起こる背景となっています。

本県でも、平成25年度の児童生徒の携帯電話（含スマートフォン）の利用状況についての調査では、小学生で28.6%、中学生で32.6%、高校生の92.1%が携帯電話を所持しており、全ての学年で所持率が前年度より増加しています。

また、携帯電話のうちスマートフォンが占める割合は高学年ほど高く、高校生では携帯電話を持っていると回答した生徒のうち81.6%はスマートフォンを所持しており、手軽にインターネットに接続できる環境にあるといえます。

一方で、携帯電話（含スマートフォン）を所持している児童生徒のうち、28.0%が利用に際し、「チェーンメールを送られた」（15.9%）「広告などの迷惑メールがたびたび送られてきた」（15.7%）、「心当たりのない利用料金の請求を受けた」（2.6%）などの嫌な事や危ない経験をしたことがあると回答しています。

特に「無料通話アプリ」の利用に関して、友人とのトラブルやネット上のトラブルなどが表面化してきており、今後も予断を許さない状況です。

警察庁が平成26年2月に発表した「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニケーションサイトに起因する事犯の現状と対策について」によると、

○出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童

全国159人（前年比-59人）、本県1人（前年比-1人）

○コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童

全国1,293人（前年比+217人）本県23人（前年比+6人）

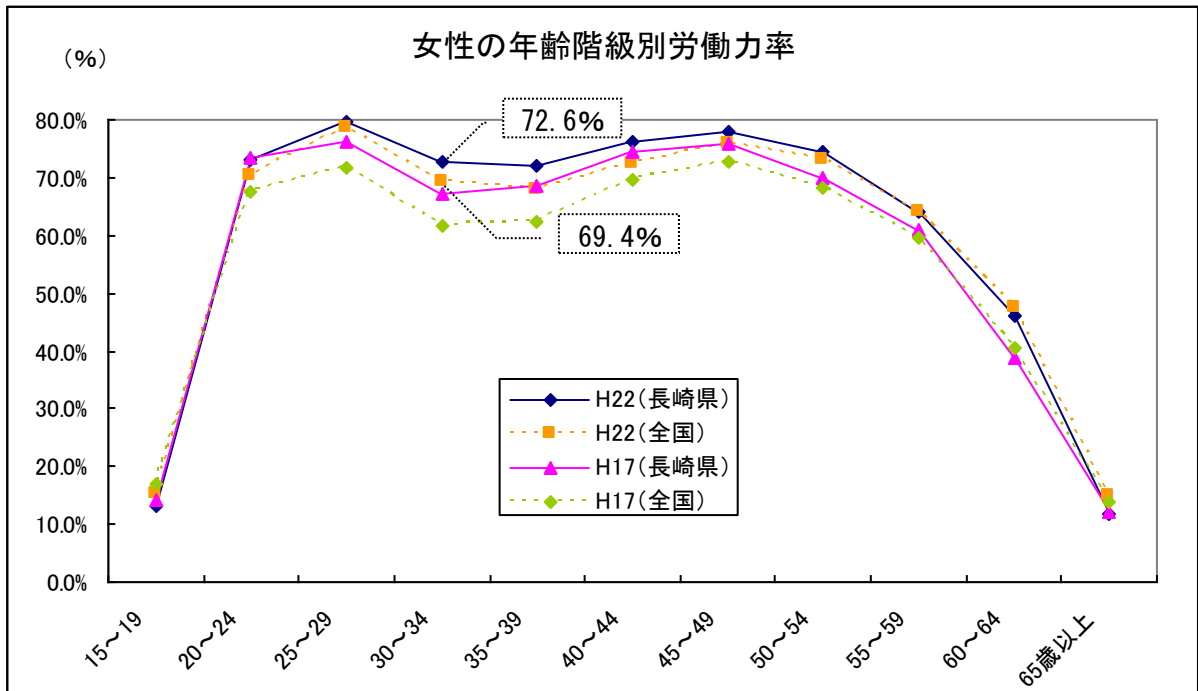
であり、コミュニケーションサイトを媒介とした被害の増加は全国的な傾向であり、喫緊の課題として捉えていく必要があります。

#### ④女性の就業状況

平成22年の国勢調査により女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢階級別に見ると、30～34歳を底とするいわゆるM字曲線を描いており、出産・育児期に仕事を辞める人が多いことを示していますが、平成17年と比較すると、この曲線の谷が浅くなっています。

また、この層の本県の労働力率は72.6%で、全国平均の69.4%より高くなっています。



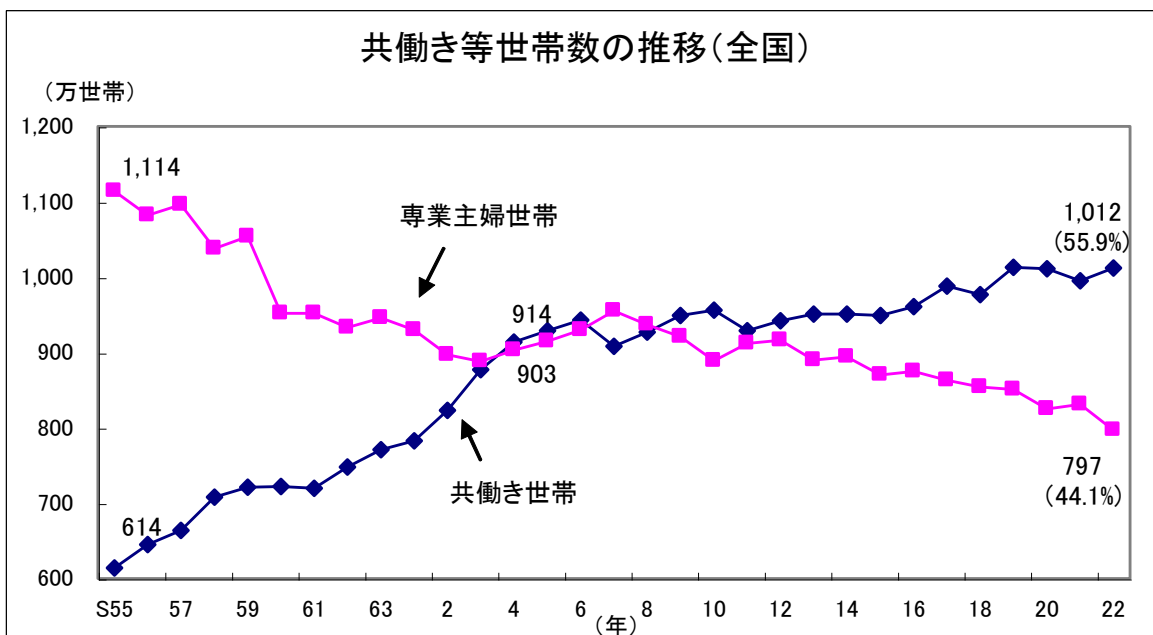


(資料：国勢調査(総務省))

⑤ ライフスタイルの変化

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、近年、「子どもができてもずっと職業を続ける」人が増加しており、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうが良い」も高い割合を占めています。

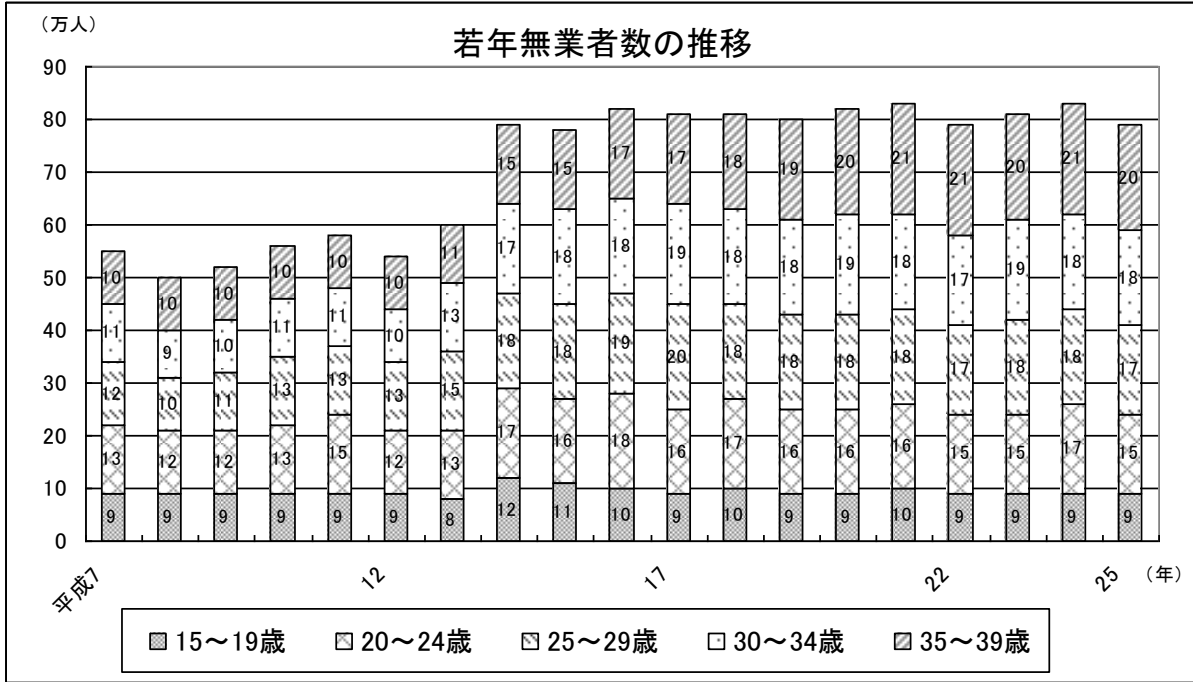
こうした考え方の変化を背景に、従来、共働き世帯(夫婦ともに非農林業雇用者の世帯)は少ない状態でしたが、平成9年以降、専業主婦世帯(夫が非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯)数を上回り、その後も増加傾向が続いています。



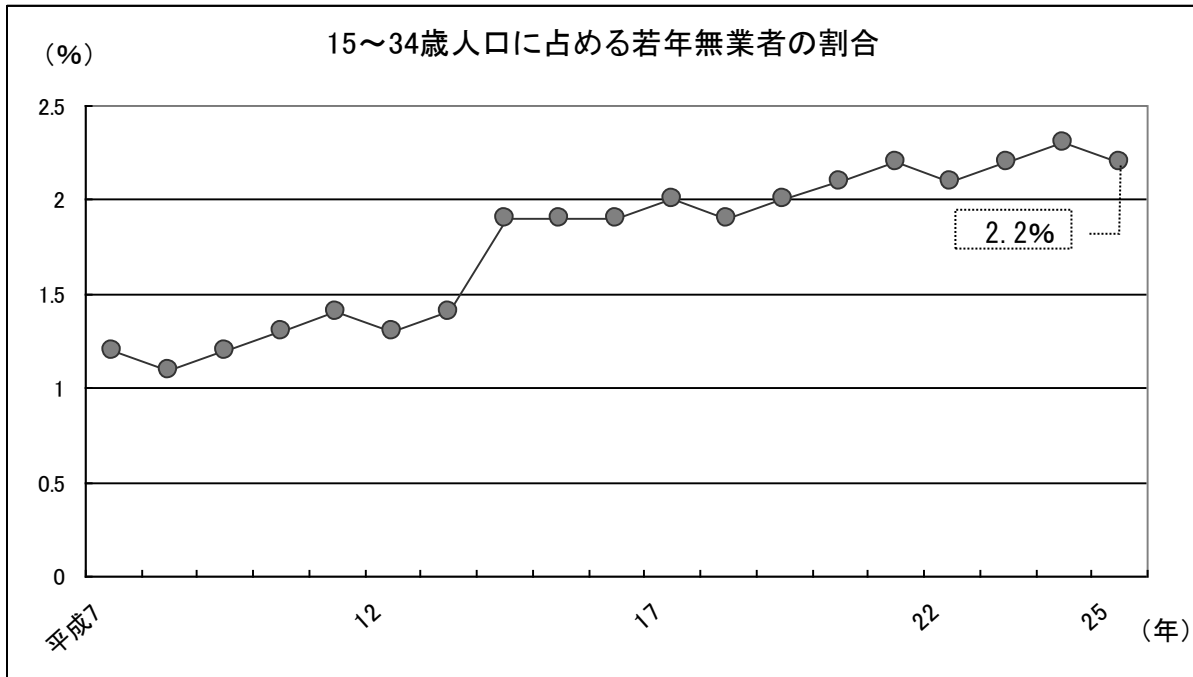
(資料：仕事と生活の調和関係資料(内閣府))

⑥若年者の就業状況

総務省の「労働力調査」によると、全国でニート（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者）の状態にある若者は、平成14年以降概ね60万人台で推移しています。15歳～34歳人口に占める割合は長期的にみると緩やかな上昇傾向にあります。

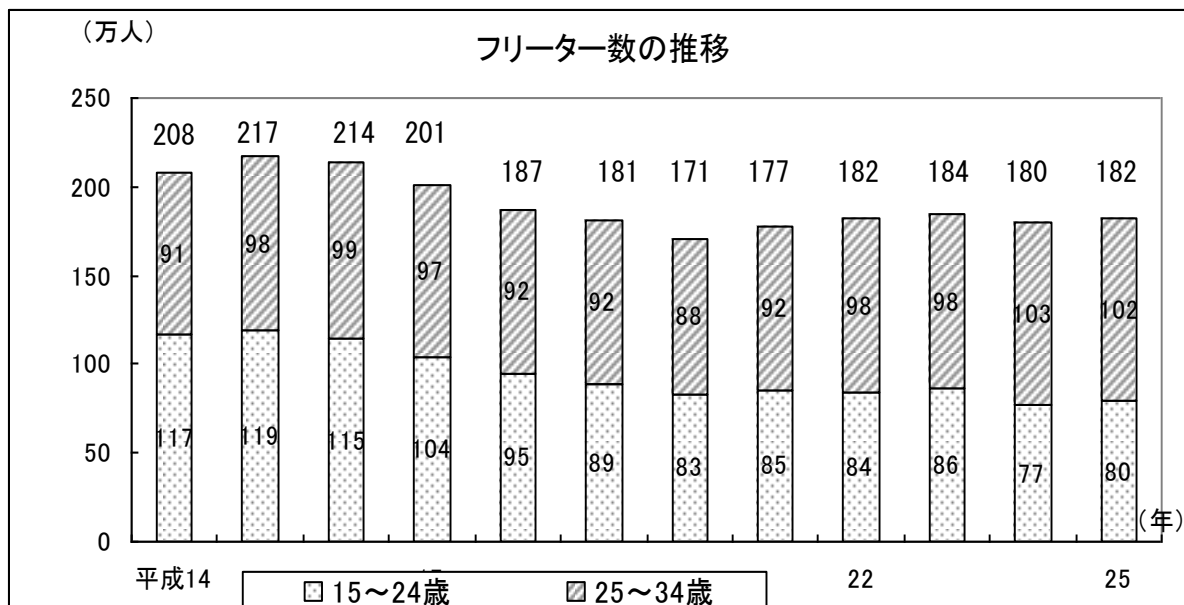


(資料：「労働力調査」(総務省)。グラフでは参考として35～39歳の数値も記載)



(資料：「労働力調査」(総務省))

フリーター（学生と主婦を除く 15～34 歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者）の数は、平成 15 年に 217 万人に達して以降、5 年連続減少した後おおむね横ばいで推移しています。年齢階級別に見ると、15～24 歳では減少傾向にあるものの、25～34 歳では平成 21 年以降増加傾向にあります。



（資料：「労働力調査」（総務省））

また、全国の新規学校卒業者の在職期間別離職率をみると、就職後 3 年以内に、中学校卒業生では就職者全体の 62.1%が、高等学校卒業生では 39.2%が、大学卒業生では 31.0%がそれぞれ離職しています（いずれも平成 22 年 3 月卒業生）。

### 5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組

平成 23 年 3 月に改定した前「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て環境の整備を進めてきました。

29 項目の数値目標のうち、平成 25 年度末までに既に目標を達成しているものは、「放課後児童クラブの設置数」、「県内小学校区における放課後子ども教室開設の割合」、「子ども・若者総合相談センターでの相談件数」、「スクールカウンセラーの配置率」など 18 項目です。

今後も取組が必要と思われる項目については、本計画においても、引き続き数値目標の達成に向け、取り組んでいきます。

## 第V編 計画の基本的な考え方

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。(長崎県子育て条例前文から)

本県では、国が進める少子化対策とも連動しながら、平成22年6月に、長崎県子育て条例行動計画「ながさきこども未来21」後期行動計画を策定、平成23年3月の改定を経て、県民総ぐるみの子育て支援のため、さまざまな施策を推進しているところ です。

その結果、合計特殊出生率がやや持ち直し、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、なお、少子化や核家族化は依然進行を続け、また、家庭や地域の養育力・教育力の低下が心配されています。

子どもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手を取りあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

この計画は、子どもや子育て家庭を、県や市町、地域、学校などが幾重にも支援の輪となり、県民総ぐるみで途切れることなく支援することで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するため、次の基本的な考え方のもと、施策を進めてまいります。

- 一人ひとりの子どもに応じた支援を行い、子どもの生きる力をはぐくむ。
- 子どもが失敗してもやり直せる寛容性のある社会をつくる。
- 子どもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭にきれめのない支援を行う。
- 地域の子どもをしっかりと育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

## 第VI編 計画の骨子

### 【第1章、第2章】

ここでは、子どもをはぐくもうとする人や、すべての子どもや子育て家庭に対して、子どもの成長に応じて、地域や学校等が支えるしくみを確立し、子どもたちが、自分の将来の見通しをもち、自立した社会人となるよう育てるための施策について示しています。

また、医療や保健、食育など、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、家庭や地域の養（教）育力を向上させ、きめ細かな支援を行うための施策や、子育て家庭に対する経済的な支援などを掲げています。

### 【第3章】

現在、少子化や子育ての課題に関し、働き方の見直しが注目されています。

結婚・出産・子育てと仕事が二者択一となり、結婚や出産をためらう人が増えています。また、仕事優先になり、保護者が十分子どもと向き合えないことで、子どもの育ちへの影響が懸念されています。

このため、仕事と生活の調和を図る取組が重要となっていることから、第3章では、仕事と生活の調和のための意識啓発や、企業における取組の推進、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援について述べています。

### 【第4章】

社会的な問題ともなっている児童虐待やいじめ・不登校、障害のある子ども、ひとり親家庭などに対するきめ細かな支援が求められています。第4章では、それぞれの子どもや子育て家庭等の状況に応じ、専門機関や地域における支援体制の充実について示しています。

### 【第5章】

近年、子どもの周りには、インターネット等を通じ、危険な情報があふれています。また、住宅や道路、公園などの生活環境や、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題もあります。

このため、第5章では、子どもの健やかな育ちを支えるため、有害環境を浄化し、生活環境整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりのための取組について述べています。

### 【第6章】

社会の宝である子どもは、家庭だけでなく、地域全体ではぐくんでいかなければなりません。「誰かが、」ではなく、「自分が、」子どもと子育て家庭を支えるという取組が必要です。

そのため、第6章では、「ココロねっこ運動」への取組や「家庭の日」の取組の推進について掲げ、県民総ぐるみの子育て支援の実現をめざしていきます。

### 【第7章】

平成26年7月、佐世保市内の県立高等学校1年の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。

このため、この様な悲劇が繰り返されないよう再発防止のための取組が重要であることから、第7章では、関係機関の連携強化、特別な配慮が必要な子どもへの支援等について述べています。

## 第Ⅶ編 施策体系図

### 【基本理念】

## 県民総ぐるみの子育て支援

### 【めざすもの】

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備  
安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現

### 【基本的考え方】

- 一人ひとりの子どもに応じた支援を行い、子どもの生きる力をはぐくむ。
- 子どもが失敗してもやり直せる寛容性のある社会をつくる。
- 子どもの健やかな育ちを支えるため、セーフティネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭にきれめない支援を行う。
- 地域の子どもをしっかりと育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

### 【基本施策】

### 【施策の方向】

1 妊娠・出産の支援	(1) 妊娠・出産期における支援 (2) 不妊治療対策の充実
2 子どもや子育て家庭への支援	(1) 子どもの成長に応じた支援 (2) 子どもの健やかな育ちへの支援 (3) 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成
3 仕事と生活が調和する社会の実現	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 (3) 結婚、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の実現
4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	(1) いじめ・不登校・児童虐待防止対策等の推進 (2) 障害児施策の充実 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
5 安全・安心な子育ての環境づくり	(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (2) 子ども等の安全の確保 (3) 子育てを支援する生活環境の整備
6 県民総ぐるみの子育て支援	(1) ココロねっこ運動の推進 (2) 家庭の日の普及
7 長崎県子ども育成総合検討会議にかかわる取組	(1) 関係機関の連携強化 (2) 特別な配慮が必要な子どもへの支援 (3) 中期的な取組について

## 第Ⅷ編 計画内容

### 第1章 妊娠・出産の支援

#### 第1節 妊娠・出産期における支援

##### 【現状と課題】 1-1

- 本県の周産期医療は、総合周産期母子医療センター（長崎医療センター）を中心として、3つの地域周産期母子医療センター（長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター市民病院、佐世保市総合医療センター）と地域の周産期医療機関とのネットワークによって確保する体制を構築しています。離島地域においては、企業団病院の中核病院が対応し、切迫早産などの重篤な患者については、ドクターヘリや県の防災ヘリ、海上自衛隊ヘリによって本土の総合周産期母子医療センター等へ搬送するシステムが確立されています。一方、全国的な傾向としての産科、小児科医師の不足と高齢化は、本県にとっても例外ではなく、産科、小児科医師の育成・確保対策の充実が重要な課題となっています。また、NICUの満床で母体や新生児の新規受け入れができないといった事例が発生していることから、NICU等周産期医療施設の拡充も今後の課題です。
- 妊娠中は、生活習慣の変化、女性ホルモンの影響や口腔内の衛生状態が悪くなりがちなことから、う蝕や歯周病にかかりやすくなります。特に、歯周病は低体重児出産のリスクが高まることが明らかにされているため、妊娠中の口の健康に努める必要があります。
- 少子化が進んだことにより、子育てのモデルが周囲にいない状況や、核家族化により、妊娠しても周囲に不安を打ち明ける人がおらず負担感を抱える状況が増えています。妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減し、子育てを楽しめるような支援のあり方が望まれています。

##### 【具体的施策】 1-1

- 安全に出産できる環境を確保するため、周産期母子医療センターの運営充実やNICU等施設整備を図るとともに、状態が安定した母体や新生児を地域の周産期医療機関等へ早期に逆搬送する体制を構築します。また、救急医療を必要とする妊産婦及び新生児に対応するため、ドクターヘリ等による搬送を実施します。  
(医療政策課)
- 小児科・産科医を志望する研修医に対する研修資金の貸与や、産科医及び助産師に支給される分娩手当並びにNICU従事医師の処遇改善を図るために支給される手当や助産師外来開設に対する助成など、周産期医療体制の整備に取り組みます。  
(医療人材対策室)
- 安全で安心な妊娠の継続と出産に向けて、妊娠に係る健康相談、妊婦健康診査などの必要な支援を行います。

(こども家庭課)

- 市町と歯科医院、産婦人科医院との連携により、妊産婦の歯科検診・健康教育を推進します。

(こども家庭課)

- 歯科保健関係者で構成する協議会（歯科保健医療部会並びに同部会歯科保健専門委員会）において、妊産婦歯科保健の推進体制や歯科保健教育の取組に関する情報共有を図り、関係機関による連携した取組の促進に努めます。

(国保・健康増進課、こども家庭課)

- 市町が行う母子保健法に基づく乳児健診や新生児・妊産婦の訪問、児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業や養育支援訪問事業などと連携して、母子の健康保持や育児について、必要な支援に努めます。

(こども家庭課)

- 新生児に対しては、先天性代謝異常検査や聴覚検査を実施し、疾病や障害を早期に発見し、疾病の予防や治療、障害の軽減などに努めます。

(こども家庭課)

- 出産後、速やかに必要な医療を受けることが必要な未熟児については、未熟児養育医療費の支援を行います。

(こども家庭課)

- 妊娠期における胎児の成長記録を残す冊子を配付して、希望を持って出産に臨めるような支援を行います。また、地域子育て支援拠点においては、出産前から子育て支援制度の情報提供を行ったり、相談に乗ったりして福祉・保健・医療等の各機関と連携して妊産婦にきめ細やかな支援が行えるための体制を整えます。

(こども未来課)

【数値目標】 1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
出生1万人対NICU病床数	H26	23床	H31	25床

第2節 不妊治療対策の充実

【現状と課題】 1-2

- 近年、働く女性の増大、高学歴化、結婚に対する価値観の変化等による晩婚化に伴い、晩産化の傾向にあり、不妊の一因となっています。
- 特定不妊治療費の助成額が増加するなか、特定不妊治療を受けるケースはますます多くなっており、それに伴い相談件数の増加が見込まれます。



【具体的施策】 1-2

- 国の不妊治療助成に対する施策に沿って、不妊に悩むご夫婦へ治療費の助成を行います。  
(こども家庭課)
  
- 県立保健所の「不妊相談サポートセンター」において、不妊に関する悩みや不妊治療に関する相談等、必要なサポートを行います。  
(こども家庭課)

## 第2章 子どもや子育て家庭への支援

### 第1節 子どもの成長に応じた支援

#### 1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

##### 【現状と課題】2-1-1

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人からの子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに孤立感や負担感を感じる保護者が多くなっています。
- 地域における子育て支援の充実が求められる中、子育て親子の交流や情報提供を行う地域における子育て支援拠点や、子育て支援機能を有する認定こども園制度が増えており、今後はその支援の質の全体的な向上を図る必要があります。

##### 【具体的施策】2-1-1

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援拠点の職員の資質向上のため、研修会を実施するとともに、子育て家庭に支援制度の情報提供を行う利用者支援や、地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちを支援したり、訪問支援等を行ったりする地域連携に取り組み、その機能の強化に努めます。

【2-1-1、2-3-2-(1)掲載】(こども未来課)

- 出産前後の育児や家事について周囲の援助がない家庭に、サポーターを派遣するなどの支援を充実させていくとともに、ファミリー・サポート・センターの設置を促進します。また、子育てがひと段落した世代を中心とした援助会員の拡大に取り組みます。(こども未来課)
- 幼稚園、保育所、認定こども園において、全ての子ども・子育て家庭に、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などを行う子育て支援事業を推進します。

(こども未来課)

#### 2 幼児期の教育・保育の充実

##### 【現状と課題】2-1-2

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年に子ども・子育て関連三法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。
- 少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等の社会的背景により、児童とその家族を取りまく環境が大きく変化している中で、保育ニーズは多様化しています。このため、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 子ども・子育て関連三法においては、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うため、都道府県に対して当該給付等が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じることを求めています。

- 質の高い教育・保育の提供には従事する者の確保、資質の向上が必要です。
- 幼児教育から小学校への円滑な接続のために、保育所、幼稚園等と小学校や家庭、地域との連携等による子育て支援や、社会全体で取り組む連携・協力体制の整備が求められています。

【具体的施策】2-1-2

- 地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人一人の子どもへの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

(こども未来課)

- 子ども・子育て支援法に基づき国が定める基本指針に従い、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、次の表のとおり、教育・保育の提供体制を整備します。
  - ・ 教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に係る県が定める区域は、市町の区域とします。
  - ・ 教育・保育及び地域型保育等の提供ができるよう、必要な教育・保育及び地域型保育を行う者を確保していきます。

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】

(県計：人)

年齢区分・認定区分・施設区分		H29実績	H27	H28	H29	H30	H31
3～5歳児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	33,527	34,204	33,962	33,589	33,062	32,611
	1号認定		11,812	11,706	11,546	11,719	11,392
	2号認定		22,392	22,256	22,043	21,343	21,219
	確保方策		39,090	38,710	38,729	39,306	39,451
	特定教育・保育施設		30,468	31,822	31,922	30,971	31,222
	1号認定		9,639	10,704	10,237	9,129	9,037
	2号認定		20,829	21,118	21,685	21,842	22,185
	その他の施設		574	501	473	466	468
	確認を受けない幼稚園		8,048	6,387	6,334	7,869	7,761
0～2歳児 (3号認定)	量の見込み	17,794	16,233	16,190	16,022	17,451	17,525
	確保方策		16,687	16,874	17,239	18,354	19,148
	特定教育・保育施設		16,292	16,413	16,805	17,440	18,234
	地域型保育		159	299	306	591	591
	その他の施設		236	162	128	323	323
教育・保育に従事する者の必要見込人数		6,881	6,548	6,536	6,470	6,771	6,766

教育・保育に従事する者の確保方策		6,548	6,536	6,470	6,771	6,766
教育・保育の確保方策に関して県が定める数 (2号認定)					278	200

※ 量の見込みにおける「1号認定」には、2号認定が見込まれる者のうち、教育ニーズが高く、1号認定を希望すると見込まれる者を含む。

※ 「その他の施設」に含まれるもの

- ・ 離島・へき地等で実施する地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）において特例給付の対象となる満3歳以上児に係る定員相当数
- ・ 上記以外のへき地保育施設
- ・ 子ども・子育て支援法に基づき実施する特例保育
- ・ 認可化移行総合支援事業補助対象施設

※ 「教育・保育の確保方策に関して県が定める数」とは、既存施設の認定こども園への移行を促進するため、各施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて、これらの施設が認定こども園に移行するために必要となる利用定員数を定めるもの。

（こども未来課）

- 地域型保育事業において乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、市町と連携して、地域型保育事業者が連携協力を行う連携施設を確保できるよう支援します。

（こども未来課）

- 教育・保育及び地域型保育の利用を希望する者が、就労の状況など生活の実態に応じて施設等を選択できるよう、必要に応じて関係市町と協議及び調整等を行います。

（こども未来課）

- 幼稚園、保育所、認定こども園において、それぞれが積み上げてきた経験の共有と相互理解のための連携を促進します。

（こども未来課）

- 認定こども園法の改正により、単一の施設として学校及び児童福祉施設の法的位置付けがなされる新たな幼保連携型認定こども園への移行を、市町と連携して支援します。

（こども未来課）

- 離島・過疎地域においては、地域の特性に応じた小規模保育施設や認定こども園の設置など、教育・保育の確保に努めます。

（こども未来課）

- 一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実を図ります。

【2-1-2、3-2 掲載】（こども未来課）

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育士養成施設と連携し、学生に対する、保育所等への現地見学や就職面談会、就学資金の貸付等を通じた保育所等への就職促進を図ります。

(こども未来課)

- 県及び市町が連携して、幼児教育の振興及び子どもの健康・安全の確保、職員の研修体制の充実、処遇改善、地域の関係機関との積極的な連携・協力の推進などを進め、生きる力の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実と保育環境の改善・充実に努めます。

(こども未来課)

- 発達障害を含む障害のある幼児に対するきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び指導計画の作成など、適切な支援体制の整備を推進します。

(こども未来課)

- 幼保小連携の研究成果の普及に努めるとともに、幼保小連携のための協議会設置など、市町レベルの推進体制の整備を図るよう働きかけます。また、発達において特別な配慮を要する幼児について、幼児教育相談の実施等により小学校以降の学習・生活への円滑な接続のための支援体制の整備に努めます。

(こども未来課、義務教育課)

【数値目標】 2-1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
待機児童の解消	H26	95人	H31	0人
一時預かり実施施設数	H26	339か所	H31	355か所
病児・病後児保育実施施設数	H26	35か所	H31	43か所
認定こども園の設置数	H26	57か所	H31	177か所

3 安全安心な放課後の居場所づくり

【現状と課題】 2-1-3

- 近年、共働きが増え、子育てと仕事の両立支援の必要性が増大していることを背景に、放課後児童クラブ設置のニーズがますます高まっています。
- 放課後児童クラブについては、市町子ども・子育て支援事業計画に基づき、効率的かつ計画的に整備を行う必要があり、本県では、学校施設内で行われている放課後児童クラブの割合が全国平均を大きく下回るとともに、保護者の要望も大きいことから、地域の実情を踏まえながら、公有財産の活用等により、放課後児童クラブの設置を推進する必要があります。
- 児童館は、幅広い児童の健全育成を目的とした児童福祉施設であり、「遊び」を中心として、地域に密着した活動が求められています。
- 安全・安心な活動拠点（居場所）となる放課後子ども教室の更なる充実を図るた

め、コーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努める必要があります。

- 全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策に取り組む必要があります。

#### 【具体的施策】2-1-3

- 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、就労している保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの質や量の充実に努めます。

【2-1-3、3-2 掲載】（こども未来課）

- 放課後児童クラブの実施のため、小学校の余裕教室等の改修や学校敷地内専用施設の設置等に必要な経費の補助を実施します。

（こども未来課）

- 長崎県児童館等連絡協議会を通して、児童館職員の資質向上のための研修や全国の先進的な取組の情報提供などを行います。

（こども未来課）

- 放課後児童クラブの指導員に対する研修については、放課後児童支援員になるための研修を、県内の全てのクラブにおいて必要な有資格者を確保できるよう実施するとともに、現任職員に対して資質向上を図る研修を実施し、優れた人材の養成や確保及び専門性の向上等に努めます。

（こども未来課）

- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や週末等の子どもに、安全・安心な活動拠点（居場所）を提供するため、放課後子ども教室のコーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。また、合同研修会の開催などにより、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進していきます。（「放課後子ども総合プラン」）

【2-1-3、2-1-4-(2) 掲載】（こども未来課、生涯学習課）

- 市町において「放課後子ども総合プラン」の円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

【2-1-3、2-1-4-(2) 掲載】（こども未来課、生涯学習課）

#### 【数値目標】2-1-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブの設置数	H26	328か所	H31	400か所
子どもの交流や体験活動等の充実に役立っていると自己評価する「放課後子ども教室」の割合	H25	72%	H30	90%
放課後児童クラブ待機児童数	H26	99人	H31	14人

#### 4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

##### (1) 確かな学力の育成

###### 【現状と課題】 2-1-4-(1)

- 子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくためには、学校教育において「生きる力」の知の側面である「確かな学力」を育成することが重要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえた学力向上プランを作成して授業改善に取り組んでいます。
- 高校生においては、多様化する進路希望に答えられるよう、高校段階で身に付けるべき基礎的な学力の定着を図るため、教科指導を充実させていく必要があります。
- 国際社会や異文化を理解し、自分の考えや意見を自ら発信し、行動する態度や能力を身に付けるために、外国語によるコミュニケーション能力の育成を推進していくことが求められています。小学校 5、6 年生においては外国語活動を実施しており、中学校ではコミュニケーション能力の更なる向上を図っています。高等学校では、学習指導要領に基づき、英語で行うことを基本とした授業づくりを進めています。
- 情報通信機器の著しい発展が進む中、学校においても教育の情報化（ICT）を推進し、電子黒板やタブレット PC などを活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力向上を図りながら、情報化社会にしっかりと対応していける能力を身に付けさせる必要があります。また、インターネット等を媒体にした子どもを巻き込む事件が増加していることから、情報モラル教育を一層推進していく必要があります。

###### 【具体的施策】 2-1-4-(1)

- 県学力調査（小学校 国語、算数、中学校 国語、数学、英語）を実施し、全国学力・学習状況調査（小学校 国語、算数、中学校 国語、数学）の結果とともに本県の子どもたちの課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の協働体制のもと、各小・中学校における授業の充実・改善を図ります。  
(義務教育課)
- 少人数学級編制や少人数指導等、きめ細かな指導を充実し、子どもたちの理解の状況や習熟の程度に合わせたチーム・ティーチングや習熟度別学習等により、子どもたちの学力向上に努めます。  
(義務教育課)
- 高等学校においては、教員の教科指導力と進学指導力を一層高めるための研修等の取組を推進し、各学校において、学ぶことの意義や自己の進路目標との関係を

意識した指導等の充実を図ります。また、各教科の研究会等の関係団体と連携した授業改善の取組や進路指導力向上の取組も併せて推進します。さらに、遠隔授業システムによる双方向通信を活用し、県内全ての高校生の学力向上に努めます。  
(高校教育課)

- 小学校において、教育課程の特例の普及を図る等、効果的な外国語教育の在り方を研究することにより、小中連携による英語教育のより一層の充実を図ります。中学校では、英語の基礎力向上を目指し、県独自の英単語・表現学習教材「R I S E UP ENGLISH」を活用し、中学校卒業までに身に付けてほしい単語や表現等の確かな定着を図ります。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーション能力を育成するための更なる取組を行います。  
(義務教育課、高校教育課)
- 教育のICT化を推進し、教職員のICT活用能力の一層の向上を図るために、電子黒板やタブレットPC、デジタル教科書等の利活用方法について研究を行います。また、県内の各学校におけるICT化を促進するとともに、研修会や各学校に対する指導助言を行います。さらに、子どもたちがインターネットを適切に活用し、必要な情報を収集したり、発信したりする能力を育成するとともに、子どもたちの情報モラルも育成していきます。  
(義務教育課、高校教育課)

## (2) 豊かな心の育成

### 【現状と課題】2-1-4-(2)

- 「長崎県児童生徒の社会性規範意識に関する調査」によると、本県の子どもたちの社会性・規範意識については、高い状態を維持しています。一方で、全国的にも問題となっているいじめや、いじめによる自殺については、本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。
- 様々な体験活動を通じて、社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育てるために、異年齢の子どもや地域の方々と交流し、自然や伝統・芸術文化などに触れるとともに、体験活動を通じふるさと長崎県を再認識することは重要なことです。また、県立青少年教育施設を活用した安全で充実した体験活動等を提供するとともに、活動を支援する指導者の確保と資質向上を図ることが必要です。
- 学校における子ども読書活動を推進するために、学校司書の配置に係るモデル事業の実施により、学校図書館担当職員の資質向上や学校図書館の機能の充実・強化に努めてきた結果、子どもの読書量の増加や学校司書等の配置の増加等、一定の成果が現れています。主体的な学びや言語活動の充実を図るために、学校図書館を授業の中で積極的かつ組織的に活用することや、家庭・地域・学校が連携し、不読者率(1か月に本を1冊も読まなかった児童生徒の割合)の維持や家庭読書の推進に取り組むことが必要です。

### 【具体的施策】2-1-4-(2)



- 「生命尊重」や「思いやりの心」「規範意識」の育成については、道德教育の実践事例を紹介するなど、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。また、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道德教育に取り組む教育環境づくりを推進するとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。さらに、いじめや差別・偏見を受けた人々の苦しみや悲しみをしっかり感得する人権教育の推進、被爆県として原爆や戦争の悲惨さと平和の尊さを十分に理解するような平和教育の推進にも取り組みます。

(義務教育課、高校教育課)

- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や週末等の子どもに、安全・安心な活動拠点(居場所)を提供するため、放課後子ども教室のコーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。また、合同研修会の開催などにより、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進していきます。(「放課後子ども総合プラン」)

【2-1-3、2-1-4-(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

- 市町において「放課後子ども総合プラン」の円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

【2-1-3、2-1-4-(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

- 自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設の活用促進に努めます。また、青少年教育施設での体験活動指導者養成に係る研修を奨励するとともに、県立青少年教育施設や公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間との交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援するほか、ホームページでの体験活動の紹介に加えて、体験活動の指導者による現場の声なども発信していきます。

(生涯学習課)

- 我が国や郷土の歴史や伝統文化について理解を深める取組を充実するとともに、「しま」のよさを生かした体験活動の推進とふるさと長崎県を再認識することができるふるさと教育を推進します。また、郷土を愛し、大切にしようとする心を育み、関係部局が連携・協力しながら本県を訪れる人々を心からもてなす「おもてなし運動」を推進します。

(観光振興課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課)

- 地域における異年齢の子どもによる生活体験活動を通して、子どもの人間関係力や生活力をはぐくむため、通学合宿を推奨します。また、この取組に、地域の多くの人材が関わる機会を持てるように働きかけることで、子どもを核とした温もりのある地域コミュニティの再生を図ります。

(生涯学習課)

- 学校や地域において、音楽・演劇・伝統芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会や、日頃の文化活動の成果を発表する機会を提供し、子どもたちの文化活動の推進に努めます。

(学芸文化課)

- 学校における「一斉読書活動」等の推進や「学校図書館教育全体計画」等の作成促進、司書教諭や学校司書等の人材育成のための研修会等の開催、市町に対する学校司書等の配置の働きかけなどを行い、学校図書館の一層の機能向上を図ります。

(生涯学習課)

- 読書講演会や研修会において、読み聞かせや家庭読書の啓発に努め、家庭・地域・学校等、社会全体での子どもの読書活動の推進を図ります。

(生涯学習課)

## 【数値目標】2-1-4-(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値			
	年度		年度			
児童生徒の不読者率（1 か月に本を 1 冊も読まなかった者の割合）	H26	小	0.6%	H31	小	1%以下
		中	2.2%		中	1%以下
		高	11.6%		高	12%以下

## (3) 健やかな体の育成

## 【現状と課題】2-1-4-(3)

- 子どもの体力の低下や、運動をする子としない子の二極化傾向などの問題が指摘されており、学校体育の果たす役割や指導の在り方等を検討・改善していくことはますます重要となっています。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も、学校体育はもとより、学校・地域・家庭が一体となって、さらに子どもの体力や健康について考えていくことが重要です。
- 子どもたちに運動の楽しさや必要性を理解させ、自ら、生涯にわたって運動を継続し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく資質や能力の育成に努めていくことが必要です。
- 多様化した児童生徒の健康課題を解決するためには、学校・家庭・地域の協力が不可欠であるため、学校保健委員会の設置が進められてきました。学校保健委員会の年間の開催状況については、小学校で年間 2.5 回、中学校で年間 2.1 回、高等学校で年間 1.7 回、特別支援学校で年間 1.8 回となっています。児童生徒の心身の健康課題に組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会を活性化することが必要です。

## 【具体的施策】2-1-4-(3)

- 子どもたちが運動を好きになり、生涯にわたって意欲的に運動に取り組むことができるような体育指導のあり方の研究や教員の指導力の向上に努めます。

(体育保健課)

- 教育行政関係者、学校関係者、有識者等で構成された長崎県子どもの体力支援委員会を継続して設置し、子どもの体力の状況分析や体力向上に向けての方策等の検討を行います。また、各市町や学校における体カテスト結果の分析と活用を促進し、子どもたちの体力向上に関する意識を高め、体力向上に向けた各校の取組である体力向上アクションプランを周知徹底させ、体力の向上を図ります。  
(体育保健課)
- 子どもたちの体カテストの結果を家庭に知らせ、生活習慣の見直しも含め各家庭で体力づくりに取り組めるように情報提供を行います。  
(体育保健課)
- 児童生徒の心身の健康課題に組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会を活性化することが必要であり、年間で複数回の学校保健委員会を開催するよう啓発に努めます。  
(体育保健課)

【数値目標】 2-1-4-(3)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体カテスト結果が全国平均と同レベル(ー)もしくは上回る(○)調査項目の割合	H24	①73%	H30	①100%
②長崎県児童生徒体力・運動能力調査における「体育の授業で運動ができるようになった」という児童生徒の割合		②90%		②95%以上
③長崎県児童生徒体力・運動能力調査における「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」という児童生徒の割合		③88%		③90%以上
④長崎県児童生徒体力・運動能力調査における「体育の授業が楽しい」という児童生徒の割合		④91%		④95%以上

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】 2-1-4-(4)

- グローバル化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、生徒・保護者の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、中高一貫教育の拡充や専門学科の改編などに取り組んでいます。一方、本県の生徒数の減少は今後も長期的に続くことが予想されており、

小規模化が進む中で学校の機能と教育水準の維持・向上が図られるような工夫や、各学校の魅力づくりを一層推進する必要があります。

- 学校施設は、学習・生活の場として児童生徒の人命を守るとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校の耐震化などその安全性の確保は極めて重要となっています。
- 多様化する社会状況の変化や学校現場の諸課題へ対応するため、教職員が社会から尊敬・信頼を受け、困難な課題に対応できる実践的指導力を備えているなど、資質能力の向上が求められています。そのため、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの実績や能力等を適正に評価し、研修や人事配置等に適切に反映させることによって、教職員の更なる意識改革と資質能力の向上につなげていくことが必要です。
- 学校運営に対する保護者や地域住民等の参画意識の高まりに伴い、学校がその教育活動の成果を検証し、自ら必要な改善を図るとともに、保護者等に対する説明責任をしっかりと果たすことがますます重要になっています。
- 学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域と連携した学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

#### 【具体的施策】2-1-4-(4)

- 時代の要請や社会の変化を踏まえ、生徒、保護者の学びや資格取得についての多様なニーズに対応できるよう、柔軟な教育システムの導入や学科改編等に臨機応変に取り組み、各学校の魅力づくりを更に推進します。  
(総務課)
- 児童、生徒に安全な教育環境を提供するため、私立幼稚園、保育所、私立小・中・高等学校については、平成32年度末までに学校施設の耐震化の完了を目指します。また、市町立学校についても、平成27年度末完了を目指し、設置者である市町に対し、国の補助制度や有利な財政措置について周知するなど、県・市町が連携・協力を図りながら取り組みます。  
(学事振興課、こども未来課、教育環境整備課)
- 「長崎県教職員研修体系要綱」に基づき、教職員のキャリアステージに応じた研修を引き続き実施し、教職員としての倫理観と使命感・責任感の育成と、専門職としての高度な知識・技能を身に付けた指導力のある教職員の育成に努めます。また、管理職研修の充実により、管理職の更なる資質能力の向上に努めます。併せて、人事評価制度により教職員の実績や能力等を適正に評価し、適材適所の人事配置や特色ある学校づくりに活用します。  
(高校教育課)
- 学校評価の妥当性や信頼性等の向上に努め、評価結果を学校運営の充実・改善に活用する取組を一層推進するとともに、学校の教育目標や重点課題、教育活動の実践成果等を情報発信し、家庭や地域との連携を深めます。  
(義務教育課、高校教育課)

- 各学校の実態に応じて策定した安全管理マニュアル、学校安全計画に基づき、継続的な学校の安全管理体制の充実を図るとともに、スクールガード養成講習会を開催し学校安全ボランティアの養成に努めます。

(義務教育課)

【数値目標】 2-1-4(4)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	H26	83%	H31	97% (参考 H32 目標:100%)
私立小・中・高等学校の耐震化率	H26	70.6%	H31	95% (参考 H32 目標:100%)
市町立小・中学校の耐震化率	H25	83.0%	H27	100%

(5) 私立学校教育の振興

【現状と課題】 2-1-4-(5)

- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、私立学校や私立幼稚園を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。それぞれの私立学校(園)が、その建学の精神に基づき、社会の変化や県民のニーズに合わせて他校(園)にない特色・魅力を築いていくための支援を続けていく必要があります。

【具体的施策】 2-1-4-(5)

- 私立学校(園)における教育の振興を図るため、学校の経常的経費を助成します。また、保護者負担の軽減を図るため、授業料の減免、通学費補助などの助成制度を実施します。

(学事振興課、こども未来課)

- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4-(5)、2-1-5-(6)、4-1-1 掲載】(学事振興課)

- 私立高等学校の活性化事業に対し助成し、魅力ある学校づくりを支援します。

(学事振興課)

5 未来の親・未来を担う人材の育成

(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発

【現状と課題】 2-1-5-(1)

- 中学校学習指導要領においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされてい

ないといった状況に対応するため、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験が重視されており、新たに「幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること」が必修の指導項目として示されています。

- 高等学校学習指導要領においては、教科「家庭科」で重視された内容の一つに少子高齢化への対応があります。乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させるようになっています。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいうまでもありませんが、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てなどの暮らしと仕事の将来像を適切に設計できるよう、必要な知識習得や体験の機会を提供する必要があります。

#### 【具体的施策】2-1-5-(1)

- 中学校では、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解を深めさせるとともに、幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できる資質・能力が育つ学習活動を推進します。  
(義務教育課)
- 高等学校では、学習指導要領に基づき、授業を中心に学校家庭クラブ活動等との連携も図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親子との交流を通して、実践的・体験的な学習活動に取り組みます。  
(高校教育課)
- 若い世代から妊娠・出産について正しい知識や仕事と生活の調和について普及・啓発するとともに、明るい子育てをしている家族について広く紹介するなど、子育ての楽しさや意義を感じてもらえるような取組を進めます。  
(こども未来課)

### (2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

#### 【現状と課題】2-1-5-(2)

- 男女共同参画社会基本法施行後、地域における男女共同参画推進の取組は着実に進められていますが、
  - ・ 未だ固定的な性別役割分担意識が根強い
  - ・ 地域の課題解決に男女共同参画の視点が十分に活かされていない
  - ・ 地域活動の参加について性別、世代に偏りがある
  - ・ 女性が実際に活躍できる場が乏しい
 など、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況も見られます。

#### 【具体的施策】2-1-5-(2)

- 本県における男女共同参画を推進するための基本的な指針となる長崎県男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や女性の力を生かした地域活性化、男女がとも

に働きやすい環境づくりなどに取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。  
(男女参画・女性活躍推進室)

### (3) 子ども・若者の社会参加・社会貢献活動の推進

#### 【現状と課題】 2-1-5-(3)

- 子ども・若者が社会の一員として大切にされるとともに、自立をはぐくむためには、子ども・若者の意見や意思を尊重するような取組を進めることが必要です。
- ボランティア活動は、子どもたちが社会との関わりを考え、共に助け合って生きる喜びを体得するなど、社会奉仕の精神を養うことのできる貴重な機会です。各小・中学校には、そのための活動の場・時間の確保が求められます。

#### 【具体的施策】 2-1-5-(3)

- 子ども・若者の育成支援にかかる施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見が反映されるよう、子ども・若者の意見表明機会の確保に努めます。  
(こども未来課)
- 小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進します。  
(義務教育課)
- 長崎県社会福祉協議会等と連携し、子ども・若者に、NPOや福祉施設でのボランティア活動体験の機会を提供することにより、広く県民のボランティア活動への参加を促します。  
(県民協働課)

### (4) 子どもの夢や憧れをはぐくむ取組と職業教育の推進

#### 【現状と課題】 2-1-5-(4)

- 情報化・グローバル化・少子高齢化などの背景の中で、若者自身の資質等をめぐる課題、子どもたちの成長・発達上の課題、高学歴社会における進路の未決定傾向などの現状から、将来直面し得る様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために必要な職業観・勤労観を育てるキャリア教育を充実させることが求められています。
- 児童生徒が明確な目的意識を持って学校生活を送る中で、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、望ましい勤労観・職業観を形成していくことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進し、産業構造・就業構造の急速な変化に対応できる人材を育成していくことが必要です。

#### 【具体的施策】 2-1-5-(4)

- 子どもたちに「夢・憧れ・志」を育むためのモデル事業の成果等を踏まえ、今後

は、学校だけでなく、社会全体として取組を支える組織（産学官連携組織）を整備し、県をあげて推進していきます。

（義務教育課）

- 小・中学校では、学校における学びと実社会との関わりを大切にし、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場見学や職場体験の内容の工夫・充実を図ります。

（義務教育課）

- 各高等学校では、各教科や総合的な学習の時間など、すべての教育活動の中で、キャリア教育の推進を図ります。また、職業に関する専門的な知識や技術・技能の確実な定着を努めるとともに、学校、産業界、関係行政機関等の連携を通して、産業界の変化に対応できる実践力を身に付けた人材を育成します。

（高校教育課）

- 各高等学校と関係機関が連携して、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともにインターンシップ導入の促進や民間企業等から講師を招聘することにより、産業界の変化に対応できる人材の育成を図ります。特に、就職に関して専門的な知識を有する「キャリアサポートスタッフ」を学校に配置することで、早期からの職業観・勤労観を育成し、一層のキャリア教育を推進していきます。

（高校教育課）

#### 【数値目標】2-1-5-(4)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
専門高校卒業者のうち、高校在学中に資格等を1つ以上取得した生徒の割合	H24	97.7%	H30	100%

#### (5) 若者の就業支援

##### 【現状と課題】2-1-5-(5)

- 平成27年度の県内の有効求人倍率は1.01倍（全国平均1.23倍）で、また、新規高卒者の就職状況（H28.3卒）については、求人倍率1.19倍（全国平均2.04倍）と、雇用環境は一部に弱さがみられるものの、改善が続いており、人手不足感が強まっております。
- 長崎・佐世保の県立高等技術専門校では、新規高卒者を中心に県内企業が求める「ものづくり人材」の育成を行っておりますが、産業技術の進展や地場企業のニーズ変化に対応する必要があります。

##### 【具体的施策】2-1-5-(5)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町や経済団体と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや、各種セミナー等の就業支援、



県内企業との就業支援ネットワークを活用した各種施策により若者の安定した雇用の促進を図ります。

【2-1-5-(5)、3-3 掲載】（雇用労働政策課）

- 県立高等技術専門校では、地域の実情に応じた職業能力開発を推進するため、企業訪問によるニーズ把握を行うことなどにより、訓練内容の充実を進め、本県産業界を支える職業人として必要な技術・技能や知識についてしっかりとした基礎ができた若手人材の育成を推進します。

（雇用労働政策課）

【数値目標】 2-1-5-(5)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
新規高卒者の就職率	H21～ H25の 平均	95.6%	H31	96.3%
フレッシュワーク新規登録者の就職率	H21～ H25の 平均	20.1%	H31	29.1%

(6) 困難を抱える子ども・若者の支援

【現状と課題】 2-1-5-(6)

- 不登校、ひきこもり、ニートなど、子ども・若者の抱える問題は社会問題化し、深刻化しています。多様化、複雑化する子ども・若者の問題に対応するためには、教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関・団体等が連携して支援に取り組む必要があります。
- 「ひきこもり」は、特定の病名や症状ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている「状態」です。平成 22 年内閣府調査によるとひきこもり状態にある者は全国に 69.6 万人、その結果から本県においても、約 6,500 人いると推計されています。このことから、ひきこもり本人や家族への相談支援体制の整備や、支援機関の連携強化などの支援の充実強化が必要です。
- 高等学校において、「学校生活・学業不適應」「進路変更」等の理由による中途退学者数は、重要な教育課題の一つとなっています。
- 公立高等学校の中途退学の理由は進路変更が最も多いため、中学生に対する高等学校の情報提供や高等学校入学後のカウンセリング、進路指導の充実等を推進しています。
- 公立学校においては、不登校児童生徒や暴力件数は、減少傾向にあるものの一人一人の社会的自立や規範意識の育成に向けての取組を充実させる必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする中途退学が全体の約 8 割を占めており、きめ細かな対応が求められています。

- 障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立を果たしていくことが重要です。しかし、企業などへの就労を支援していく中で、企業等の障害者雇用の実績は低調で、今後も厳しい状況が予想されます。また、自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、事業所等で障害者に支払われる工賃水準を引き上げることが重要となっています。

## 【具体的施策】2-1-5-(6)

- 不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに対応する「長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において総合的に相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。  
(こども未来課)
- NPO等の民間団体が行う困難を抱える子ども・若者を支援する取組へ助成を行い、地域で支援する機運を高めるとともに、子ども・若者の社会的自立を促します。  
(こども未来課)
- いじめや不登校などをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。  
【2-1-5-(6)、4-1-1 掲載】(義務教育課、高校教育課)
- 若者支援機関のネットワークを形成し総合的、継続的に支援できる体制を構築するとともに、「地域若者サポートステーション」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。  
(雇用労働政策課)
- ひきこもり本人やその家族を対象にした家族教室の実施や、民間や行政の支援機関による連携会議の開催などにより、相談支援体制の充実強化を図ることで、家族の心の安定と本人の自立を促進します。  
(障害福祉課)
- 中学校における職場体験や進路指導などのキャリア教育を一層充実させるほか、高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。また、やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、県教委が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、若者サポートステーションやフレッシュワークなどの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学び直し」の機会の情報提供を行い、中途退学者を支援します。  
(義務教育課、高校教育課)
- 問題行動の未然防止、早期発見・早期解消するための取組を推進するとともに、スクールカウンセラーの配置・派遣やスクールソーシャルワーカーの配置により教育相談体制の整備を図ります。  
(義務教育課)
- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のため

の経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4-(5)、2-1-5-(6)、4-1-1 掲載】(学事振興課)

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図るとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5-(6)、4-2-1 掲載】(特別支援教育室)

- 一般就労が可能な障害者に対しては、ハローワークなどと連携して、雇用の場の拡大に努め、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場等において、授産商品の受注の拡大や販路開拓、商品開発など、工賃を増加するための支援を行います。

(障害福祉課、雇用労働政策課)

【数値目標】2-1-5-(6)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
子ども・若者総合相談センターでの相談件数	H26	3,920 件	H31	4,320 件
子ども・若者総合相談センターにおける相談の終了割合	H26	30%	H31	46%
就労継続支援B型等の平均工賃月額	H25	13,894 円	H31	18,800 円

## 6 子育てにかかる経済的支援

【現状と課題】2-1-6

- 子育て家庭の教育費など、経済的負担感が大きくなっており、教育格差の固定化解消等の必要性が指摘されています。このため、全ての子どもたちが安心して医療・教育などが受けられるよう、支援が必要です。

【具体的施策】2-1-6

- 次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの子どもに児童手当を支給します。

(こども家庭課)

- 就学前のすべての乳幼児を対象に医療費を助成している乳幼児医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2 掲載】(こども家庭課)

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶

養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。

【2-1-6、4-3-5 掲載】（こども家庭課）

- 多子家庭の保育所、放課後児童クラブ等の利用料にかかる負担の軽減を図ります。  
（こども未来課）
- 精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。  
【2-1-6、4-2-1 掲載】（こども家庭課）
- 幼稚園就園児（満 3 歳児を含む）を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、就園に必要な経費の一部が市町から支給されます。  
（義務教育課）
- 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部が市町から支給されます。  
（義務教育課）
- 特別支援学校への就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済的能力に応じて、就学に必要な経費の全部または一部を支給します。  
（教育環境整備課）
- すべての高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、家庭の状況に応じて、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する就学支援金や奨学のための給付金を支給します。また、生活が著しく困窮している生徒の授業料の軽減を行う私立高等学校等に対し助成を行い、家庭の教育費負担を軽減します。  
（学事振興課、教育環境整備課）
- 向学心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により大学及び高等学校等への修学が困難な者に対し学資の貸与をしている（公財）長崎県育英会へ助成を行います。このほか、遠距離通学費補助事業、定時制・通信制課程修学奨励事業、離島高校生修学支援事業を実施することで修学支援の充実に努めます。  
（教育環境整備課）

## 第2節 子どもの健やかな育ちへの支援

### 1 乳幼児の事故の防止

【現状と課題】 2-2-1

- 我が国の乳幼児の不慮の事故による死亡率は高く 1～4 歳児の死因の第 2 位（平成 24 年度）となっているため、乳幼児の事故防止については、あらゆる機会をとおして、啓発・周知等に努めていく必要があります。

【具体的施策】 2-2-1

- 誤飲、転落、転倒、やけど等の乳幼児の事故の大部分は予防が可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、家庭や施設の関係

者への情報や学習機会の提供等を行います。

(こども家庭課)

- 幼稚園、保育所等に対し、研修会の開催等により、乳幼児の事故防止、安全管理に関する普及、啓発を図ります。

(こども未来課)

## 2 小児保健医療等の充実

### 【現状と課題】2-2-2

- 本県の小児救急医療は、休日・夜間急患センター及び在宅当番医制で初期救急に対応し、入院を要する二次（三次）救急は、24 時間体制で対応が可能な長崎大学病院、長崎医療センター及び佐世保市総合医療センターが、広域にわたって患者を受け入れるとともに、病院群輪番制や小児科医のオンコールによって対応しています。しかし、小児科医師及び小児科医療機関の数は、地域によって偏りがあり、不足している地域においては、小児救急医療体制の確保が困難な状況です。また、休日・夜間に二次救急医療機関を受診する小児患者のほとんどは、入院を要しない軽症患者であり、症状に応じた適切な受診を促すことが必要です。
- 本県の子どものむし歯の状況は各種歯科保健活動により年々改善していますが、いまだ全国的には低位であります。全身の健康づくりの基本となる口の健康づくりの推進のため、歯科健診による早期発見・早期治療とともに、食生活の改善や基本的な生活習慣の定着、フッ化物応用（フッ化物塗布やフッ化物洗口など）による予防が大切です。
- 乳幼児医療費の助成制度については、平成 17 年 10 月から、助成対象年齢を就学前のすべての子どもたちに拡大し、子育て世帯への支援の充実を図っています。
- 小児慢性疾患のうち、悪性新生物など特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になります。県においては、国が定める 14 種の疾患群について、医療費の公費負担を実施しています。また、公費負担の対象となる児童に対して、車イスなどの日常生活用具の給付も行っています。

### 【具体的施策】2-2-2

- 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備・充実について、関係機関と検討を進めるとともに、小児救急医師を確保するための支援事業を実施します。  
(医療政策課)
- 安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な医療機関受診を促すため、「長崎県小児救急電話相談センター」の利用促進や体制充実に努めます。  
(医療政策課)
- 望ましい食習慣と歯みがき習慣の確立のための指導とともに、地域全体の子どもたちへの効果的なむし歯予防対策として、フッ化物洗口の推進に取り組みます。  
(学事振興課、国保・健康増進課、こども未来課、こども家庭課、体育保健課)

- 就学前のすべての乳幼児を対象に医療費を助成している乳幼児医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。  
【2-1-6、2-2-2 掲載】（こども家庭課）
- 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性疾患の子どもについては、医療費の助成を行うとともに、市町と連携して日常生活用具給付事業の実施推進に努めます。  
(こども家庭課)

### 3 思春期保健対策の充実

#### 【現状と課題】2-2-3

- 性意識や性行動が開放的になり、性情報の氾濫、営利を目的にした性的行為の露骨な表現などが、日常的に児童生徒の生活の中に入り込んできているため、児童生徒に対して、性に関する正確な知識を習得させるとともに、適切な行動ができるよう指導する必要があります。また、結婚や出産は、個人の自由な選択という前提のもと、妊娠・出産には、適した時期があること等の医学的・科学的に正しい知識を理解させたいと、自分の将来を考えさせる教育の普及が大切です。このため、学校保健委員会等を通じた適正な情報の収集や提供、学校現場において地域の医師・助産師による専門的な支援ができるよう関係機関や関係者の連携、教職員等への研修機会を設けるなどの取組を行っていく必要があります。
- 児童生徒による薬物乱用防止については、学校等における薬物乱用防止教室の開催、街頭における広報啓発活動など種々の取組により、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が図られ、一定の成果が見られます。その一方で、危険ドラッグ等、新たな乱用薬物の蔓延が見られ、また、情報通信技術の進歩に伴いインターネット等で不正薬物を容易に入手できる環境にあり、憂慮すべき状況にあります。今後も関係機関が連携して、薬物乱用の根絶に向けた児童生徒への取組の一層の充実が必要です。
- 思春期の子どもたちが、心身についての正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように、健康教育の充実を図る必要があります。
- 喫煙が及ぼす健康被害が社会的に認知された結果、成人男性の喫煙率は低下したものの、成人女性は喫煙率が増加している状況があります。特に20歳から40歳の女性の喫煙は次世代の健康の観点からも問題であり、妊娠時の母子共への健康被害もあるため、成人期の喫煙につながらないよう、思春期から心身に及ぼす健康被害への正しい知識を普及啓発していく必要があります。

#### 【具体的施策】2-2-3

- 発達段階に応じて、性に関する健全な意識の涵養や、「妊娠・出産に関する正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育」の普及を図るため、学校保健委員会等を中心に広く情報収集を進め、効果的な情報提供の体制整備を図るとともに、産婦人科等の専門医や助産師等を学校に派遣し、性に関する教育の充実及び保護者等への啓発を図ります。また、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法等につ

いての研修会を開催します。

(体育保健課)

- 薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や外部講師となる薬剤師等に対して研修会を開催し、薬物乱用防止の普及啓発を図ります。

(体育保健課)

- 学校で実施されている薬物乱用防止教育の充実を支援するとともに、講師となる薬物乱用防止指導員(約400人)に対する研修会を開催し、最新の情勢に則した知識を取得してもらいます。また、各種啓発資材の充実を図り活用することにより、地域における児童生徒への薬物根絶意識の醸成と乱用の未然防止に努めます。

(薬務行政室)

- 県立保健所と学校、地域の医療関係者(医師、助産師、薬剤師など)が連携し、思春期の子どもたちが直面する性や薬物、喫煙などをテーマに、学校で健康教育を実施し、子どもたちが正しい知識を身につけ、自らの健康を管理できるよう普及啓発に努めます。

(こども家庭課)

- 県立保健所では、思春期の子どもや保護者からの心や身体の問題について、相談支援を行います。

(こども家庭課)

- 喫煙が心身に及ぼす健康被害について、地域や学校・家庭等での普及啓発を推進します。

(国保・健康増進課)

- 大きな問題になりつつあるネット依存の危険性や防止策などについて、メディア対策講習会を通じて、家庭や学校などでの普及啓発に努めます。

(こども未来課)

【数値目標】2-2-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
教職員等に対する性に関する研修会参加人数	H24	156人	H31	180人以上を維持
教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数	H24	201人	H31	230人以上を維持

4 食育の推進

【現状と課題】2-2-4

- 食育とは、生きるうえでの基本となる「食」についての知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送ることができる人を育てることです。特に子どもにとって食育は、健全な心や身体、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。しかし、近年、ライフスタイル等の変化により、家族で食卓を囲む機会が減少し、家庭での食育機能は低下しています。さらに食の海外への依存による食料自給率の低下、肥満や生活習慣病の増加、食の安全に対する不信感の増大など、食をめぐる様々な問題があります。

- 子どもの健やかな心身の育成や、やがて次世代を育む親を育成する意味においても食育は不可欠であり、食育に対する理解と取組を推し進めるために、関係部署との連携、情報の共有、行政と食育関係団体との連携が重要です。
- 保育所、幼稚園においては、平成20年3月に改訂された新保育所保育指針と新幼稚園教育要領に「食育の推進」が位置づけられ、各園の創意工夫のもとに食育計画を策定し食育推進が図られています。今後も、食物アレルギー対応など個別支援も含め、ますます保育所、幼稚園での食事の提供を含む食育の計画に基づいた食育推進が求められています。
- 学校における食育推進については、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題への適切な対応や、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが求められています。子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などを改善できるよう、学校と家庭の連携による食育を一層推進していく必要があります。
- 学校給食法の改正（平成20年6月11日成立）以降、学校給食における地場産物の活用が推進されていますが、本県では、毎年6月、11月に「地場産物使用推進週間」を設定し、郷土料理をメニューに取り入れたり、親子料理教室を開催するなど、各学校の特色を生かした取組を実施しています。
- 一人あたりの魚介類摂取量の減少に歯止めをかけるには、子供たちに魚の良さ、おいしさを伝える活動が重要になっています。

#### 【具体的施策】2-2-4

- 長崎県食育推進計画に基づき、庁内各関係課を始め、市町や関係団体との相互連携を図り、食育を県民運動として展開します。  
(食品安全・消費生活課)
- 食育に関する情報提供や食育推進活動団体等の活動紹介及び表彰を行うなど、食育推進の環境整備を図ります。  
(食品安全・消費生活課)
- 市町及び長崎県栄養士会をはじめとする関係団体と連携し、ボランティア（食生活改善推進員）と協働しながら、親世代に食に関する正しい知識や情報を提供します。  
(国保・健康増進課)
- 保育所、幼稚園、認定こども園の食育計画に基づく食育推進や給食に関する指導・助言等を行います。  
(こども未来課)
- 各学校において作成されている食育指導全体計画の充実・改善を図るとともに、教育活動全体を通じた食育の年間指導計画を作成し、児童生徒や地域の実態に応じた食育指導を計画的に推進します。また、栄養教諭等の専門的知識・技能の向上のために、各種研修や研究協議を実施します。



(義務教育課)

- 学校給食における「地場産物使用推進週間」の実施、「郷土料理と地場産物を使った学校給食」(地場産物を活用した料理集)の活用などによる啓発に加え、地場産物を活用し生きた教材となる学校給食の推進を図ります。

(体育保健課)

- 地域の水産物を使った学校給食メニュー開発等への支援や、魚食普及推進のための学校や公民館などでの調理実習会等について引き続き支援を行います。

(水産加工流通課)

【数値目標】2-2-4

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年 度		年 度	
食育指導全体計画に基づき、積極的に取り組んでいる学校の割合	H26	93.3%	H30	100%

第3節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

1 家庭教育への支援の充実

【現状と課題】2-3-1

- 子どもたちの生活習慣は、学習意欲や体力、豊かな情操や倫理観など心の発達に大きな影響を与えます。保護者が家庭教育の重要性を理解し、子どもの教育に対する責任を果すことができるよう、関係機関等が連携して、幼児期からの望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。
- 家族がそれぞれ家庭の外で異なる社会・学校生活を送る時間が長く、また地域社会でも人と人とのつながりが弱くなり、家庭教育が困難な社会になっていることから、多様な世代が関わり合うことで、子どもの育ちと親の成長を支える地域づくりが求められています。
- 本県で策定した親育ちプログラム「ながさきファミリープログラム」について、ファシリテーターの養成が全市町で終了したところであり、今後、地域で多くの保護者がプログラムに参加できる機会をつくることが求められています。
- 核家族化や少子化等の進展により、親同士のつながりの希薄化、PTA活動への参加率の低下等、PTA活動の活性化や家庭教育力向上のための取組が求められています。

【具体的施策】2-3-1

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実

現を目指します。

【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-1 掲載】（こども未来課）

- 保育所・幼稚園や学校などと連携し、就学前から児童生徒期を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。また、子育て支援者を対象とした研修会の開催や保護者への幼児健診時の指導により、基本的な生活習慣の確立の重要性を啓発します。

（こども未来課）

- 「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターが、地域の保育所・幼稚園、学校のPTA等で講座を実施できる体制作りを進め、プログラムの普及を図ります。また、子育てにあまり関心を示さない家庭や様々な事情で孤立しがちな家庭など、支援が届きにくい家庭に対しては、個別に情報提供や相談対応がきる環境づくりを進めていきます。

（こども未来課）

- 学校単位のPTA役員を対象とした研修会をはじめ、県内各地で開催されるPTA研修会において、子育てや望ましい生活習慣の定着等の研究協議や講話等を行い、PTA活動を通じた家庭教育の支援を図ります。また、気軽に学校へ相談できることを保護者に周知・啓発するため、保護者向けのリーフレットを作成し、配布します。

（生涯学習課）

- 学校支援会議に対して、「自分からあいさつします」、「自分で決めたことに責任を持ち粘り強く取り組みます」などの子どものあるべき姿を示し、学校・家庭・地域がその実現に向けて連携・協働する活動を推進します。特に、家庭における具体的な子育ての取組を、子どもや家庭、学校区や地域の実情に応じて支援します。

（生涯学習課）

#### 【数値目標】2-3-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	H25	6市町	H31	21市町
ながさきファミリープログラムの実施数	H26	376箇所	H31	478箇所

## 2 地域の教育力・養育力の向上

### (1) 子育て支援のネットワークづくり

#### 【現状と課題】2-3-2-(1)

- 少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中、子どもの健全育成のためには、学校・家庭・地域の三者が相互に連携・協働し、子どもたちを見守る取組を進めていくことが重要です。

- 子育て中の親が、孤立することなく、身近なところで子育ての喜びや悩みを語り合える仲間づくりを行うため、交流の場を提供していく必要があります。
- 道徳教育の推進や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等の取組の結果、本県の児童生徒の規範意識は向上しています。今後も継続して、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、相互の連携を深め、「地域の子どもは地域の大人が育てる」といった観点から具体的な取組を推進していく必要があります。
- 地域社会における人づくり、絆づくり、地域づくりを進めていく上で、社会教育が果たす役割は、非常に大きく、社会教育主事をはじめとする社会教育の専門職員の育成・配置や社会教育の中核施設であり、地域の学習拠点としての機能を有する公民館の活性化を図る必要があります。
- 子育てを支援する企業・店舗を子育て協賛企業として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、社会全体で子育て家庭の支援を行う機運の醸成を図っています。

【具体的施策】2-3-2-(1)

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。  
【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-1 掲載】（こども未来課）
- 子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援拠点において、子育て家庭に支援制度の情報提供を行う利用者支援や、地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちを支援したり、訪問支援等を行ったりする地域支援を行い、その機能の強化に努めます。  
【2-1-1、2-3-2-(1)掲載】（こども未来課）
- 幼稚園、保育所、認定こども園の専門性を活用し、民生委員児童委員や地域の関係機関と連携・協力して、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援の取組を推進します。  
(こども未来課)
- 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなどの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。  
(長寿社会課、こども未来課、生涯学習課)
- インターネット等を利用して、育児、発育等に関する情報や地域の子育て支援のサービス、子育てサークルの情報等をわかりやすく発信します。  
(こども未来課)
- 県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報の収集・提供、相談への助言・支援を行うとともに、ネットワークづくりのきっかけとなるNPOなどの相互交流・連携の支援を行います。  
(県民協働課)

- 学校支援会議の活動の充実・強化を図っていくために、市町教育委員会担当者や学校支援関係者等に対して研修会を実施するとともに、核となる地域コーディネーターを養成し、学校・家庭・地域の三者が円滑に連携できるような体制づくりを促進します。また、市町教育委員会及び学校への訪問を行い、学校支援会議の活性化について、助言をしたり、県内の好事例をホームページに掲載し、情報発信に努めていきます。

(生涯学習課)

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を継続実施し、命を大切に作る心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。また、「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域とともに道徳教育に取り組む教育環境づくりを推進するとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。

【2-3-2-(1)、4-1-1 掲載】(義務教育課)

- 地域住民の活動拠点である公民館の活性化を図るため、講座の充実を図るとともに学びの成果が地域に活かされるよう、各市町教育委員会や各公民館を支援していきます。また、社会教育関係者については、資質向上を図るため、各種研修会や県社会教育研究大会・県公民館大会等を充実させながら参加者の満足度を高めるとともに、市町職員、教職員の社会教育主事資格取得を促進し、ネットワークの構築を図っていきます。

(生涯学習課)

- 子育てを応援する企業・店舗を募集、登録し、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。

(こども未来課)

## (2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

### 【現状と課題】2-3-2-(2)

- 地域の教育力(養育力)を向上させるため、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域のスポーツ環境づくり等を行っていますが、引き続き充実した取組が求められています。

### 【具体的施策】2-3-2-(2)

- 環境教育は、単なる知識の習得にとどまらず、環境を大切に作る心をはぐくむことも重要であり、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成するため、学校、地域社会、事業者と連携して平成26年度に創設した環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」を活用し、環境保全活動の取組例などの情報発信を行うとともに環境アドバイザー等を活用した自然と直接触れ合う体験的な学習等を取り入れた環境教育を推進します。また、学校教育においては、児童生徒に対して環境保全や自然保護についての意識の高揚と実践力の育成に努めます。

(環境政策課、義務教育課、高校教育課)

- 県が育成した生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの会員が主体となって各地区の幼稚園・保育所、小学校等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、子どもたちの環境保全意識の醸成を図ります。  
(廃棄物対策課)
- 平成 26 年 12 月に改定した「長崎県生物多様性保全戦略」に基づき、人のいのちと暮らしを支える生物多様性の意味や重要性、人との関わり、生物多様性保全のために取り組むべきこと等について、環境教育・学習、自然とのふれあい等あらゆる機会を通し、子どもの成長に応じた様々な手法により普及啓発を図ります。  
(自然環境課)
- 本県の豊かな自然環境とふれあう場を提供することにより、エコツーリズムを推進します。  
(自然環境課)
- 漁村地域において、ブルー・ツーリズムなどの体験活動等の機会を充実させるため、漁業者等が取り組む体験メニューづくりや施設整備等に対して支援を行います。  
(漁政課)
- 水産業普及指導センターによる少年水産教室、市町や漁業関係者による体験活動などを通じて、漁業・養殖業の体験や魚料理教室などの機会を積極的に提供することにより、漁村地域における体験教育の充実を図るための支援を行います。  
(経営支援室)
- 農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムの受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。  
(農山村対策室)
- スポーツを通じた県民の元気とまちの活力を創出するため、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりを図るため、誰でも参加できる「ながさき県民総スポーツ祭」の開催や県民体操「がんばらんば体操」の普及・啓発、地域に根付いた「総合型地域スポーツクラブ」の認知度向上と育成・支援に取り組み地域スポーツの活性化に努めます。  
(スポーツ振興課)
- スポーツにより、子どもたちに夢や感動を与え、幅広い年代でスポーツへの関心度を高めるとともに、本県のスポーツ振興を図るため、市町や関係機関と連携し、トップレベルの大会やトップチームの合宿誘致に対する助成や広報・PRなどの側面的な支援を行います。  
(スポーツ振興課)
- 学校行事の一環として長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、子どもたちが楽しく学べる場を提供します。また、学校への広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案など、双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組みます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議シ

システムを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興課)

- 長崎県美術館および長崎歴史文化博物館において、ワークショップなどの体験を通して楽しく学べる場を提供するとともに、地元の大学やボランティアと連携を図り、活動内容を充実させるなど、多くの県民に親しんでいただけるよう努めます。

(文化振興課)

- 県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(文化振興課)

#### 【数値目標】2-3-2-(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
少年水産教室等の実施箇所数	H24	33 箇所	H31	33 箇所
長崎県美術館のスクールプログラム利用団体数（県内分）	H24	223 団体	H31	240 団体
長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加団体数（県内分）	H24	244 団体	H31	250 団体

### (3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

#### 【現状と課題】2-3-2-(3)

- 社会教育関係者をはじめ、教職員・保護者等を対象に社会人権・同和教育地区別研修会や社会人権・同和教育推進懇談会、中央研修会等を開催して、社会教育における人権教育・啓発活動を実施しています。
- 人権尊重社会の実現のためには、広く県民に対して、効果的な人権啓発を行うとともに、人権教育啓発センターの機能充実を図ることが必要です。

#### 【具体的施策】2-3-2-(3)

- 学校、家庭、地域社会での人権教育の内容を相互理解するため、社会教育関係者をはじめ、教職員、保護者、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等を対象とした各種研修会を実施します。

(人権・同和对策課)

- イベント、講演会等の開催やホームページを通じて、人権啓発の推進を図ります。人権教育啓発センターにおいては、人権に関する各種の相談や図書・ビデオライブラリーの閲覧・貸出等を通じて人権学習を支援するとともに、県民が気軽に集い利用できる場としてセンターの役割や機能をさらに広く周知し、教育・研修活動の支援や幅広いネットワークづくりを進めます。

(人権・同和对策課)



## 第3章 仕事と生活が調和する社会の実現

### 第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### 1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

##### 【現状と課題】 3-1-1

- 男性も女性も、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」は、県民一人ひとりが青年期、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現でき、豊かさと潤いを実感できる社会や、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。
- 「仕事と生活の調和」の実現のために、意識啓発や、次世代育成支援対策推進法等の関係制度について、労働者、事業主、地域住民に対し周知することが必要です。

##### 【具体的施策】 3-1-1

- 情報誌やメディアを活用し、「仕事と生活の調和」を目指して実践している個人や事業所の取組について紹介するなどの広報・啓発を行うとともに、「ながさき女性活躍推進会議」による優良企業等表彰などを通じ、働きやすい環境づくりに向けた経営者等のさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進します。  
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)
- 次世代育成支援対策推進法等の関係制度及び一般事業主行動計画について、引き続き、国と連携して、県ホームページなどを利用して広報・啓発を行います。  
(こども未来課)

##### 【数値目標】 3-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	H25	20.0%	H31	30.0%

#### 2 企業における取組の推進

##### 【現状と課題】 3-1-2

- 仕事と子育てが両立できる環境を整備することは、従業員の労働意欲や生産性の向上につながるものと考えられます。
- 女性が妊娠・出産・子育てをきっかけに仕事を辞める理由は、仕事と家庭の両立



が困難であることや、残業などで労働時間が長いことなどが挙げられる一方、子育て期の無職女性の約6割が就職を希望しており、男女が共に、仕事と仕事以外の生活時間のバランスがとれる多様な働き方が選択できるようにするなど、意識啓発や環境整備を進める必要があります。

- 企業の自主的な取組を促進させるため、仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業等の好事例の情報を収集提供することで、社会全体で子育てを支える意識を啓発していくことが重要です。
- そのため、社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため実施している「ながさき子育て支援表彰」において、子育てしやすい職場環境づくりが顕著な企業を表彰しています。
- しかしながら、中小企業においては、経営基盤の安定が優先されやすく、大企業に比べて雇用者の処遇改善や職場環境の改善、就業規則の作成や見直しが遅れています。

#### 【具体的施策】3-1-2

- 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定・届出している企業・事業所など子育てと仕事の両立支援に取り組む企業を、県のホームページなどで紹介します。  
(こども未来課)
- 長崎労働局と連携し、仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業として「くるみん」の認定等を受ける企業数が増加するよう、制度の普及・広報に努めます。  
(こども未来課)
- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生ま育てることのできる社会の実現を目指します。  
【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-1 掲載】(こども未来課)
- 引き続き、「ながさき子育て支援表彰」を実施し、子育てと仕事の両立を実現している企業を社会的に評価し、取組を促進します。  
(こども未来課)
- 男性の育児参画など、子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う中小企業の取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。  
(こども未来課)
- 労働時間の縮減や多様な勤務形態の導入促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正などについて企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心して子どもを生ま育てることができる職場づくりを推進します。  
また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。

【3-1-2、3-2 掲載】（男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課）

【数値目標】 3-1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	H26	60.6%	H31	69.3%

第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】 3-2

- 働き方や生き方について多様な選択肢を可能にし、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果す一方で、子育て・介護の時間や、家庭・地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう支援することで、少子化の流れを変えると同時に、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、持続可能な社会を実現していく必要があります。
- 特に子育て期の女性の労働力確保のために、女性がその能力を十分に発揮して働くことのできる環境の整備に努め、ひいては男女ともに働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっています。
- また、諸調査・研究によると、男性の家事・育児分担度が高い家庭では、母親の育児不安を和らげ、特に第2子以降の出産に影響するとともに、女性の継続就業割合が高いと言われていますが、6歳未満の子どもを持つ夫の家事関連時間は1日あたり67分（H26第13回21世紀成年者縦断調査）、また、子育て期にある30代、40代の男性はそれぞれ16.0%、16.6%が週60時間以上の就業となっており、他の年代に比べ高い水準になっています（H27労働力調査）。

【具体的施策】 3-2

- 一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実を図ります。  
【2-1-2、3-2 掲載】（こども未来課）
- 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、就労している保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの質や量の充実に努めます。  
【2-1-3、3-2 掲載】（こども未来課）
- 労働時間の縮減や多様な勤務形態の導入促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正などについて企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心して子どもを生育できる職場づくりを推進します。  
また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方の

さらなる意識改革を進めていきます。

【3-1-2、3-2 掲載】（男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課）

### 第3節 結婚、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の実現

#### 【現状と課題】 3-3

- 若い世代の多くが結婚を望み、結婚したら子どもがほしいと考えながら、現実には未婚化・晩婚化・晩産化が進んでおり、少子化にも影響していると考えられます。
- 子どもを持っている人の「実際に持つことを考えている子どもの数」は、「理想の子どもの数」を 0.39 人下回っており、その理由として多くの方が「経済的負担が大きい」ことを挙げています。
- 結婚については、独身でいること理由として「自由や気楽さを失いたくない」とする方もある一方、「適当な相手にめぐりあわない」、「結婚後の資金が足りない」などを挙げる方も多く、結婚する意思を持ちながら、これらの理由によりそれが叶わずにいる独身男女も多いことが伺われます。
- 平成 18 年度から「ながさきめぐりあい事業」、平成 21 年度から「地域めぐりあい創出事業」に取り組み、県内各地域における独身男女の出会いの場の提供に努めていますが、離島など過疎地域での実施は低調となっており、島外の人との交流も必要です。また、イベントという形の出会いの場の提供だけでなく、成婚に向けて独身男女を応援するための一歩進んだ取り組みが必要です。
- 県内の有効求人倍率、新規高卒者の就職状況とも、改善が続いているが、雇用者に占める非正規雇用労働者の割合も 3 分の 1 を超える状況となっています。特に若年者（15 歳～24 歳）で非正規雇用の割合が高くなっています。
- 女性の労働力率は、第 1 子出産までに約 6 割の女性が離職するなど、子育て期にあたる 30 歳代で低下する「M字カーブ」を描きます。また、子育て期の無職女性の約 6 割が就職を希望し、潜在的労働力率は高い状況です。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいまでもありませんが、県民が、希望する結婚、妊娠、出産、子育てを実現できるよう、仕事と、結婚や子育てを含めた個人の生活をライフステージに応じ総合的に支援していく必要があります。

#### 【具体的施策】 3-3

- 結婚を希望する独身男女に、民間団体等の協力を得ながら、男女の出会いの場を提供し新たなめぐりあいを応援するながさきめぐりあい事業に引き続き取り組みます。  
(こども未来課)
- 地域や産業の魅力を発信しながら、離島・過疎地域において、第一次産業等に従

事する若者に対し、めぐりあい事業の充実を図る地域めぐりあい創出事業に引き続き取り組みます。

(こども未来課)

- 独身男女やその家族からの相談に対応しながら、出会いや縁結びを直接応援し、成婚につなげていくための支援を行います。

(こども未来課)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町や経済団体と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや、各種セミナー等の就業支援、県内企業との就業支援ネットワークを活用した各種施策により若者の安定した雇用の促進を図ります。

【2-1-5-(5)、3-3 掲載】(雇用労働政策課)

- 女性専用の就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就労相談、就職・キャリアアップセミナーなどを行い、出産、子育て、介護等の女性のライフステージに応じた就労支援の充実を図ります。

(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課)

- 若い世代から妊娠・出産のための正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、子育てにかかる各種の経済的支援による負担感の軽減を図るなど、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援に取り組みます。

(こども未来課、こども家庭課)

## 第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

### 第1節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

#### 1 いじめ・不登校等対策

##### 【現状と課題】4-1-1

- いじめの問題はこれまでも最重要教育課題の一つとして、本県独自に「いじめ対策ハンドブック」、「非行防止教室資料」等を作成するなど、その未然防止や早期発見・早期解消に努めています。
- 本県公立学校の不登校児童生徒数は減少傾向にありますが、本人・保護者にとっては重大な問題です。
- いじめや不登校などの問題行動の背景には、本人の内面的な不安や課題、家庭や学校生活でのストレスなど様々な理由が考えられます。これまでも、本県では、子どもたちの心の健康状態の把握や、悩み・ストレスを解消するため教育相談体制を充実させる取組を行ってきました。しかしながら、問題行動の深刻化、長期化などにより、学校の教育相談機能のニーズは更に高まり、教職員の教育相談に関するスキルの向上も求められています。
- ひきこもり、不登校等への対応については、学校、児童相談所、保護司、警察、地域ボランティア等が、情報を共有し、連携して地域社会全体で対応することが必要です。
- いじめには、無視や仲間はずれ、身体的攻撃、ネット上での誹謗中傷など心理的又は物理的な影響を与える様々な形態があり、こういった陰湿な行為が繰り返されることで被害者は大変な苦痛を受けています。平成25年9月28日に施行された、「いじめ防止対策推進法」により、いじめが禁止されるなど、いじめの問題は重大な人権侵害であるとして社会全体で取り組むべき問題になっています。

##### 【具体的施策】4-1-1

- 学校における規律指導の徹底及び非行防止教室等の実践や、小中・中高の校種間、学校と家庭・地域・関係機関等が連携した取組を通して、児童生徒の規律意識や、自ら正しく判断し、責任をもって行動する力、自己肯定感を育成します。  
(義務教育課)
- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を継続実施し、命を大切にす心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。また、「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道徳教育に取り組む教育環境づくりを推進するほか、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。

【2-3-2-(1)、4-1-1 掲載】(義務教育課)

- 不登校やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラーを適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカーの配置や、「親子ホットライン」、「24時間子供SOSダイヤル」など、教育相談体制の充実に引き続き取り組みます。また、「カウンセリングリーダー養成研修」等の実施により教職員の教育相談に関する資質の向上に努め、教職員とスクールカウンセラー等の一層の連携を図ります。

【4-1-1、5-2-2-(4)掲載】（義務教育課）

- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4-(5)、2-1-5-(6)、4-1-1 掲載】（学事振興課）

- いじめや不登校などをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

【2-1-5-(6)、4-1-1 掲載】（義務教育課）

- 「いじめ防止対策推進法」及び「長崎県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び対処に努めます。

（学事振興課、こども未来課、義務教育課）

- 児童生徒が「ネット上のいじめ」の被害者にも加害者にもならないために、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みをしないなど、インターネット利用のマナーの普及啓発を図ります。

（こども未来課）

- 市町を中心とした関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。

（こども家庭課）

- 警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案ごとに最も効果的な解決策及び再発防止策を講ずるように努めます。

（警察本部少年課）

【数値目標】 4-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
スクールカウンセラーの配置率	H25	28%	H30	33%

## 2 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童相談所の体制の強化

#### 【現状と課題】 4-1-2-(1)

- 近年における少子化や核家族化の進行、家族や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待により子どもが死亡する大変痛ましい事件が発生するなど社会的に大きな問題となっています。児童虐待については、一義的な相談窓口として市町が対応しておりますが、県としても、こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が、虐待通告後 24 時間以内に安全確認の対応を行うとともに、市町や施設等を支援する体制を整備しています。

#### 【具体的施策】 4-1-2-(1)

- こども・女性・障害者支援センターにおいて、児童虐待防止総合対策事業等を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導・支援体制を整備します。

（こども家庭課）

### (2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

#### 【現状と課題】 4-1-2-(2)

- 児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を講じるとともに、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割を分担し、連携して子どもを守るという支援体制を整備していく必要があります。このため、県内の全市町において関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、要保護児童対策地域協議会の活性化を図るため、こども・女性・障害者支援センターでは、支援体制を強化し、積極的な支援をしています。

#### 【具体的施策】 4-1-2-(2)

- 市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業等により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、こども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、確実に事案が送致されるように市町との連携を強化します。

（こども家庭課）

- 児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と適切な役割分担を行い、連携して進めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行います。

（こども家庭課）

- 要保護児童対策地域協議会の体制整備を図るため、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。

(こども家庭課)

- その他、地域での児童虐待の早期発見、早期対応が図れるよう、県民総ぐるみの児童虐待防止に向け、啓発を行います。

(こども家庭課)

### (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

#### 【現状と課題】 4-1-2-(3)

- 全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加する中、平成 22 年に本県でも虐待による死亡事例が発生しており、このような痛ましい事件を防ぐためにも再発防止に向けた取り組みが必要となっています。

#### 【具体的施策】 4-1-2-(3)

- 児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、検証組織として設置された長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会を中心に検証作業を行い、その結果に基づく必要な措置を講じることにより再発防止に努めます。

(こども家庭課)

## 3 社会的養護体制の充実

### (1) 家庭養護の推進

#### 【現状と課題】 4-1-3-(1)

- 社会的養護を必要とする子どもの数の増加とともに、虐待等子どもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

#### 【具体的施策】 4-1-3-(1)

- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、里親制度の周知啓発を行うとともに、養育里親の登録者拡大を図ります。

(こども家庭課)

- 児童相談所に配置する里親支援員や施設に配置する里親支援専門相談員等により子どもを受託している里親の支援を充実します。

(こども家庭課)



- 施設職員又は里親として社会的養護の実践経験が豊かな方などによる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を図ります。

（こども家庭課）

【数値目標】 4-1-3-(1)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
社会的養護における里親等への委託措置率	H26	10.0%	H31	17.6%
里親支援専門相談員の配置数	H25	3 施設	H31	10 施設

(2) 施設機能の見直し

【現状と課題】 4-1-3-(2)

- すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、虐待を受けた子ども等が社会的養護を必要とする場合に、施設でもこうした「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要です。
- そこで、児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが重要です。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要となっています。

【具体的施策】 4-1-3-(2)

- 施設における小規模グループケア体制をマネジメントできるユニットリーダー職員等の育成を支援します。  
（こども家庭課）
- 家庭的な養護を推進するためケア単位の小規模化を進めます。  
（こども家庭課）
- 子どものプライバシーに配慮した環境整備のため、個室化を推進します。  
（こども家庭課）

【数値目標】 4-1-3(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童養護施設、乳児院等のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数（累計）	H 21 ~ H25	93 人	H27 ~ H31	125 人

小規模グループケアを実施している施設（乳児院・児童養護施設）の割合	H25	83%	H31	100%
-----------------------------------	-----	-----	-----	------

### （３）家庭支援機能の強化

#### 【現状と課題】 4-1-3-(3)

- 家庭支援機能を強化するためには、児童相談所の体制を強化するとともに、市町や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する不断の取り組みが必要です。

#### 【具体的施策】 4-1-3-(3)

- こども・女性・障害者支援センター、市町、児童家庭支援センター等関係機関の連携を強化するため、連絡協議会を開催します。また、児童家庭支援センターの機能強化を図るため、技術的支援をします。

（こども家庭課）

### （４）自立支援策の強化

#### 【現状と課題】 4-1-3-(4)

- 社会的養護のもとで育った子どもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等の子どもの学力向上と就職に有利な資格等の取得を支援することが必要となっています。

#### 【具体的施策】 4-1-3-(4)

- 施設を退所した子ども等に対し、自立した生活や就労を継続するための支援が引きつぎ必要な場合には、退所施設のアフターケアのほか、本人の希望により、その専門的な支援を行う自立援助ホームの利用を図ります。

（こども家庭課）

- 施設等の子どものうち、高校・大学等への進学、就職に必要な資格等の取得について、国の制度等を活用し支援します。

（こども家庭課）

### （５）社会的養護の質の確保

#### 【現状と課題】 4-1-3-(5)

- 児童福祉施設には、虐待等さまざまな課題を抱えた子どもが入所し、それに対応

するためには、施設職員の専門性と質の向上を図る必要があります。また、里親についても、子どもの状態に応じた養育ができるよう、基本的な養育技術の向上を図る必要があるほか、被虐待児、非行児、障害児等にも専門性を持って対応できる里親を増やすことが必要となっています。

【具体的施策】4-1-3-(5)

- 社会的養護の質を確保するため、長崎県児童養護施設協議会が行う施設職員等に対する各種研修に対して研修企画・実施等に協力するとともに、こども・女性・障害者支援センターによる技術的支援を強化します。  
(こども家庭課)
- 登録・委託が増加する里親に対して、研修拠点を設置し、児童相談所や児童福祉施設による支援に併せ、里親への研修の充実を図ります。  
(こども家庭課)
- 施設の小規模化が進む中、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、県内の教育機関や県内福祉施設が、これまで以上に人材発掘・人材育成のための連携体制が図れるよう支援します。  
(こども家庭課)

(6) 子どもの権利擁護の強化

【現状と課題】4-1-3-(6)

- 児童福祉施設や里親のもとで生活する子どもは、家庭で虐待を受けたことなどに起因して、対人関係の不調や反社会的行為などの課題を抱えながら生活していることがあるため、適切な支援を受けながら、安心・安全な生活環境を保障することが重要です。こうした現状においては、支援場面で、子どもと職員（養育者）間、あるいは子ども間での暴力が起こるリスクがあり、これが、被措置児童等虐待という子どもの人権を侵害する事態にならないよう、被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合に適切な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

【具体的施策】4-1-3-(6)

- 施設等での児童虐待を予防するため、施設等への技術的支援を強化します。  
(こども家庭課)
- 施設等において虐待が発生した場合には、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、子どもの人権に最大限配慮しながら、適切に対応します。  
(こども家庭課)
- 施設に対して、国が示した社会的養護施設の運営指針に基づき第三者評価及び自己評価を確実にを行い、養育・支援等の向上に努めるよう指導します。

(こども家庭課)

- 里親による養育の孤立化を防ぐため、里親に対する児童相談所等の支援を充実するとともに、市町の要保護児童対策地域協議会を活用した支援体制の構築を図っていきます。

(こども家庭課)

#### 4 非行少年の立ち直り支援

##### 【現状と課題】4-1-4

- 家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、非行少年に対応し相談を受け指導したり、家庭や学校等において適応できない児童を受け入れ、立ち直りを支援していくための体制の充実が必要となっています。
- 問題のある少年の立ち直りを支援するために多数の関係機関が関わるようになってきています。関係機関の情報の共有に基づき、それぞれの機関が適切に関わっていく必要があります。

##### 【具体的施策】4-1-4

- こども・女性・障害者支援センターにおいては、非行児童に関する相談を受け、必要な助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら早期立ち直りができるように支援します。

(こども家庭課)
- 児童自立支援施設においては、入所により規則正しい生活を確保し、個々の児童の状況に応じて立ち直りに向けた必要な指導を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら、家庭復帰や就職等による自立を支援します。

(こども家庭課)
- 警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援する活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンターを中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター、学校、保護司、少年警察ボランティアなどの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細やかな継続支援を推進します。

(警察本部少年課)
- 少年の街頭補導や相談を実施する各市少年センターと連携しながら、少年の健全育成を推進します。

(こども未来課)

### 第2節 障害児施策の充実

#### 1 障害のある子どもと親への支援

##### 【現状と課題】4-2-1

- 特別支援教育を全体的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。
- 障害児の医療と療育の専門機関として、県立こども医療福祉センターにおいて、障害のある子ども達を対象とする医療を提供し、地域における療育活動の支援を行っています。児童福祉法、障害者自立支援法の改正に伴い、身近な地域で支援が受けられるような療育体制の整備が求められており、こども医療福祉センターでは、地域の中核的な療育支援機関である「児童発達支援センター」やその他の障害児通所支援事業所等に対する高度な専門的支援の実施や人材育成を進める役割なども求められています。
- 発達障害等を含む「特別な配慮が必要な子ども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について指導・支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要な子ども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。
- 特別支援学校においては、教職員の専門性や指導力を高め、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を今後も一層充実していく必要があります。
- 障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには職業的な自立を果たしていくことが重要です。しかし、企業などへの就労を支援していくなかで、企業等の障害者雇用の実績は低調で、就職については依然厳しい状況が続いています。特別支援学校においては、早期からのキャリア教育や職業教育を一層充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が一体となって就労支援に取り組んでいく必要があります。
- 障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年10月より市町村地域生活支援事業の中に日中一時支援事業として事業化され、障害児の日中における活動の場（見守り等の支援）が確保されるようになりました。
- 身体に障害のある子どもに対しては、必要な手術等の医療（育成医療）の公費負担を行っています。
- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援は、地域間で格差があるため、住み慣れた地域において支援が受けられるよう支援体制の整備が必要です。

#### 【具体的施策】4-2-1

- 障害のある子ども一人ひとりに必要な専門性の高い療育を提供するため、県立こども医療福祉センターの療育機能を充実します。また、障害児療育に関する高い知識・技術に基づく、地域療育機関等に対する職員派遣や療育機関等職員への研

修等による指導を行うとともに、離島など療育機関が不足している地域への巡回療育相談を実施し、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】（障害福祉課）

- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおいて障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】（こども未来課）

- 「発達障害児等能力開発・教育支援推進事業」を通して、乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究校を指定し、その成果を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育室）

- すべての特別支援学校において、地域の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校への相談支援を行ったり、就学前の子どもやその保護者の教育相談を行ったりするなどの支援・相談活動の充実を図ります。

（特別支援教育室）

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図るとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5-(6)、4-2-1 掲載】（特別支援教育室）

- 障害児の療育の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする日中一時支援事業を市町が円滑に取り組めるよう引き続き支援します。

（障害福祉課）

- 身体に障害のある 18 歳未満の児童で、手術等により改善が見込まれる子どもを対象に、医療費の助成を行います。

（こども家庭課）

- 精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。

【2-1-6、4-2-1 掲載】（こども家庭課）

- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、在宅重症心身障害児者短期入所支援事業を引き続き実施します。

（障害福祉課）

## 【数値目標】4-2-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率（4-2-1、7-2 掲載）	H26	79.7%	H31	90%以上を維持

## 2 発達障害のある子どもと親への支援

## 【現状と課題】4-2-2

- 発達障害者支援法に基づき市町が行う早期発見・早期相談支援をはじめとする、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策が、体系的かつ円滑に実施されるよう、県は、専門的・広域的な観点から支援することが求められています。
- 発達障害者支援センターは、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者(児)やその家族からの相談に応じ、発達や就労等の支援を行うとともに、発達障害に対する理解を深めるため、普及啓発及び研修等を行っています。

## 【具体的施策】4-2-2

- 発達障害により、特別な支援を要する子どもが、成長（ライフステージ）に合わせ、適切な支援をスムーズに受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、さらに支援体制の整備・充実を図ります。
  - ・発達障害を早期に発見し、早期の支援に繋がれるよう、乳幼児健診や5歳児健診等の充実に努めます。
  - ・市町の関係者や保育所・幼稚園の職員等の資質向上を図るため、ペアレント・トレーニング等の技術研修を行うとともに、発達障害の正しい知識の周知・啓発等に努めます。

(こども家庭課)

- 発達障害者支援センターは、発達障害に対する支援を総合的に行う拠点として、発達や就労などの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、各関係機関との連携強化による地域支援体制の整備を図ります。また、発達障害に関する啓発活動も積極的に展開します。

(こども家庭課)

- 障害のある子ども一人ひとりに必要な専門性の高い療育を提供するため、県立こども医療福祉センターの療育機能を充実します。また、障害児療育に関する高い知識・技術に基づく、地域療育機関等に対する職員派遣や療育機関等職員への研修等による指導を行うとともに、離島など療育機関が不足している地域への巡回療育相談を実施し、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(障害福祉課)

- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおいて障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】（こども未来課）

- 「発達障害児等能力開発・教育支援推進事業」を通して、乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究校を指定し、その成果を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育室）

【数値目標】 4-2-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ティチャートレーニング指導者研修会受講者数	H25	40 人	H28	70 人

第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進

1 相談・情報提供の強化

【現状と課題】 4-3-1

- ひとり親家庭等は、子育てと生活の担い手という二重の役割を 1 人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面しますが、このような状況の中で、福祉事務所毎に配置された母子・父子自立支援員は、地域におけるひとり親家庭の母等に対する身近で総合的な相談窓口として重要な位置づけとなっており、相談者の様々な状況に応じたきめ細かな相談を行っています。また、平成 17 年度から設置している「長崎県母子家庭等自立促進センター」について、平成 23 年度から父子家庭も支援対象とし、「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター」に改名し、面接や電話による相談を実施しています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。

【具体的施策】 4-3-1

- 福祉事務所における母子・父子自立支援員の研修を充実する等、相談者の様々なニーズに対応できるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。  
(こども家庭課)
- 県及びひとり親家庭等自立促進センターのホームページによる情報提供の充実を図るとともに、マザーズサロンやハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行います。  
(こども家庭課)
- 児童扶養手当の現況届提出の機会を捉えて、制度紹介のパンフレット等を配布します。



(こども家庭課)

## 2 子育て・生活支援の充実

### 【現状と課題】4-3-2

- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に困難を感じており、平成 24 年度児童扶養手当受給者を対象としたアンケート結果からも家計に関することや、子どもの教育（進学）に関する悩み、自分の健康に関する悩み、住居に関する悩み、親族の健康に関する悩み、家事に関する悩み等を抱えているという結果があることから、ひとり親日常生活支援事業の充実や保育所や公営住宅の優先入居等地域における様々な保育サービス・子育て支援サービスによる支援を行っていますが、さらに個々の状況に応じた支援の充実を図り自立を促進する必要があります。

### 【具体的施策】4-3-2

- ひとり親家庭の保育所の優先入所に努めるとともに、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。  
(こども未来課)
- ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、子どもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会やひとり親家庭等が定期的に集い、互いの悩みをうち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭等生活向上事業を市町において推進するよう働きかけを行います。  
(こども家庭課)
- ひとり親家庭が自立促進のため、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して実施するひとり親家庭等日常生活支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。  
(こども家庭課)
- 県営住宅の定期募集の際、母子家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。  
(こども家庭課、住宅課)

## 3 就労支援の推進

### 【現状と課題】4-3-3

- 平成 22 年度からの数値目標である「母子家庭の母の就職者数」は、目標を達成しながら推移しています。
- 平成 27 年度児童扶養手当受給者を対象としたアンケート結果によると、母子家庭の母の 8 割強が就労しているが、その中で臨時・パート等の不安定な雇用形態の者が 4 割弱を占めています。また、収入は全国平均の 223 万円より低く、200 万円未満が 71.9%を占めており、家計に関する悩みが 76.1%と一番の悩みとな

っています。同じく父子家庭におけるアンケート結果についても9割強が就労していますが、年収は全国平均と比較しても低く、300万円に満たない世帯が7割を超えており、家計に関する悩みも抱えています。

- 新規就労者に対しては、自立につながるような勤務形態の事業所への就労支援が必要です。
- 小さな子どもを抱えたひとり親が安心して働ける環境の整備が必要です。
- 臨時・パート等の不安定な雇用形態からの転職を支援し、併せて資格取得のための環境整備の必要があります。
- 婦人保護施設等を退所したDV被害者等への自立支援は、精神的なケアが必要でありきめ細かな支援策が必要です。

#### 【具体的施策】4-3-3

- ひとり親家庭（DV被害者を含む）の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会・求人開拓を行っています。職業紹介等を行う企業、マザーズサロン及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。  
(こども家庭課)
- 福祉事務所が実施する母子自立支援プログラム策定事業を県内全域で実施するよう働きかけを行うとともに、児童扶養手当事務との連携によりハローワークとのチーム支援による就労を促進します。  
(こども家庭課)
- 民間事業者に対し、ひとり親家庭の母及び父の優先雇用その他就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めることとし、優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し活用を働きかけ、ひとり親家庭の母又は父の雇用促進を図ります。  
(こども家庭課)
- ひとり親家庭等の就業に結びつく可能性の高い技能の修得のため、給付金の支給と貸付金の貸付、講習会の開催を行うとともに、他機関が実施する職業訓練の情報を提供します。  
(こども家庭課)
- 職業訓練を受講している母子家庭の母等の求職者に対し、引き続き訓練手当の給付を行います。  
(雇用労働政策課)
- 国が行う母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰について、県内企業の推薦を行います。  
(こども家庭課)

## 【数値目標】4-3-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ひとり親家庭の父母の就職者数 (累計)※下段( )内は県事業 分(各年度の実績) (4-3-3、4-4、7-3-2 掲載)	H21 ~ H25 (H26)	2,455 人 (71 人)	H27 ~ H31 (H31)	2,500 人 (100 人)

## 4 養育費確保の推進

## 【現状と課題】4-3-4

- 母子世帯を対象とした厚生労働省の調査（平成 23 年度全国母子世帯等調査）によると、養育費の取り決めをしている母子世帯の割合は 37.7%となっていますが、現在も養育費を受けている母子世帯の割合は 19.7%と低く、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。このような中、平成 24 年 4 月 1 日施行の民法の一部改正により、協議上の履行を行うときは子どもの利益を最優先して養育費等について協議で定めるべき事項と明記されました。養育費は、子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めや取得促進の啓発を行うことが必要であり、養育費相談は、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて弁護士による法律相談を実施し、出前相談会も地域で開催しています。

## 【具体的施策】4-3-4

- ひとり親家庭等自立促進センター事業において、養育費の取得等について、弁護士による法律相談を行うとともに、養育費相談支援センターへの電話やメール相談及び地域の日本司法支援センター等の専門的相談窓口の活用を図ります。  
(こども家庭課)
- 福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりを行います。  
(こども家庭課)

## 5 経済的支援の充実

## 【現状と課題】4-3-5

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援を実施しています。

## 【具体的施策】4-3-5

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。

【2-1-6、4-3-5 掲載】（こども家庭課）

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金については、的確な情報提供を行うとともに、円滑な貸し付けが実施できるよう母子・父子自立支援員への研修を実施します。  
(こども家庭課)
- ひとり親家庭の親が通勤する際のJR定期乗車券の3割引制度、年金、所得税および住民税の控除等の優遇措置の情報を提供します。  
(こども家庭課)
- ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用について、利用料の助成を行います。  
(こども未来課)

## 6 市町・関係機関との連携及び協働

### 【現状と課題】 4-3-6

- ひとり親家庭等への支援策については、身近な地域においてきめ細かに実施することが求められており、国の施策も各市町が実施主体として実施することが可能な事業が多くあります。
- 長崎県母子寡婦福祉連合会の各地区における母子会活動は、地域でのひとり親家庭の福祉の向上に重要ですが、会員の高齢化や加入率の低下が課題となっています。

### 【具体的施策】 4-3-6

- ひとり親家庭等への国等の支援事業や子育て支援にかかる事業が県内全域で実施されるよう市町に働きかけを行うとともに、市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定について助言を行います。  
(こども家庭課)
- 母子会活動の活性化のために、組織強化への支援を行うとともに、各種事業を通して若いひとり親家庭の加入促進を図ります。  
(こども家庭課)
- 母子福祉団体に対する受注機会の増大に努めます。  
(こども家庭課)

## 第4節 子どもの貧困対策について

### 【現状と課題】 4-4

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会

均等が図られるよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等に基づき、本県の「子どもの貧困対策推進方針」を平成27年度に策定しました。今後は、推進方針に沿って、教育や生活などの支援を全庁的な取組として実施していきます。

【具体的施策】4-4

- 具体的施策については、個別計画である「県子どもの貧困対策推進方針」に記載。  
【4-4、7-3-2 掲載】（こども家庭課）

【数値目標】4-4

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活保護世帯の子どもの大学等進学率 (4-4、7-3-2 掲載)	H25	23.3%	H31	生活保護世帯の子どもの全国平均の大学等進学率
児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率 (4-4、7-3-2 掲載)	H24～ H26 平均	28.3%	H31	40%
ひとり親家庭のうち「経済的理由」で大学等進学しなかった子どもがいる世帯の割合 (4-4、7-3-2 掲載)	H27	52.1%	H31	50%以下
ひとり親家庭の父母の就職者数(累計)※下段( )内は県事業分(各年度の実績) (4-3-3、4-4、7-3-2 掲載)	H21 ～ H25 (H26)	2,455人 (71人)	H27 ～ H31 (H31)	2,500人 (100人)

## 第5章 安全・安心な子育ての環境づくり

### 第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 【現状と課題】5-1

- 情報化社会の著しい進展に伴い、子どもの健全育成を阻害する性や暴力等に関する過激な情報の氾濫や、携帯電話等やパソコンを利用したインターネット上の掲示板やコミュニティサイト等による被害の増加が問題となっています。このような有害な情報から子どもたちを守るために、関係機関・団体、PTA、地域住民との連携・協力を進めていくことが重要です。特に、情報モラルやマナーについては、学校だけでなく家庭とも連携しながら、その向上を図る必要があります。

#### 【具体的施策】5-1

- 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策については、18歳未満の少年に対する有害図書類の販売の制限、立入調査の実施による区分陳列の徹底を進めます。  
(こども未来課)
- 少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、長崎県少年保護育成条例に基づく、少年に対する有害図書類の貸出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトやコミュニティサイトに係る児童買春・児童ポルノ事犯等各種違反の取締りを更に積極的に行います。  
(警察本部少年課)
- インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界等と連携し、フィルタリングの普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進します。  
(こども未来課、警察本部少年課)
- インターネットを利用したいじめや犯罪等から子どもたちを守るため、コミュニティサイトやブログ・プロフサイトなどを監視する「ネットパトロール」を実施します。  
(こども未来課)
- 「情報モラル教育」を道徳の時間をはじめ各教科等の時間、ホームルームの時間などに実施し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努め、外部講師を活用するなどしてネットトラブルから身を守る知識や技術を身につけさせるとともに、違法行為をしないという強い意志や心身ともに健康な生活への意識を育てます。また、具体的な事案を例示するなど、児童生徒が主体となって取り組む機会を設けていきます。さらに、家庭における携帯電話のルールづくりを通して保護者が責任を持って児童生徒を指導するよう働きかけていきます。  
(義務教育課)
- メディア安全指導員を学校やPTAなどに派遣し、インターネット、メディアとの関わり方に関する指導・啓発を行います。

(こども未来課)

- 保護者に対し、インターネットや携帯電話等の危険性や家庭でのルールづくり等、指導の必要性について啓発します。

(義務教育課)

【数値目標】5-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率 (5-1、7-3-1 掲載)	H26	70%	H31	80%

## 第2節 子ども等の安全の確保

### 1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】5-2-1

- 子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。そのために、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を強力に推進する必要があります。
- 「子どもの安全は親が守る。」との認識を向上させ、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底が重要です。
- 自転車事故を防止するために、子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底の広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進を図る必要があります。

【具体的施策】5-2-1

- 交通安全教育施設である長崎交通公園が、交通ルールやマナーを楽しみながら学べる場として、より多くの子ども等に活用されるよう、広く県民への広報を実施します。  
(交通・地域安全課)
- 交通安全教育等を実施している交通安全指導員を育成し、交通安全母の会への活動支援、市町交通指導員ブロック研修会の開催など、交通安全指導力の一層の向上に努めます。  
(交通・地域安全課)
- 市町や教育庁を通じて県内の小・中・高・特別支援学校から交通安全図画・作文を募集し、優秀作品は長崎県交通安全推進県民協議会で表彰するほか、展示や四季の交通安全ポスターに採用して交通安全の啓発に活用します。

(交通・地域安全課)

- 定期的に通学路の安全点検を実施し、PTAや地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から守ります。(義務教育課)

- 子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

- 県営バスで毎年実施している全国バスの日の記念行事のひとつに、「交通安全教室」を定例的に行うこととし、対象となる幼稚園・保育園を拡大します。

(交通局運輸課)

- 関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を普及し、着用効果の啓発など着用普及の推進を積極的に行います。

(交通・地域安全課)

- 関係機関・団体と連携して、児童・生徒等に対する自転車教室を開催し自転車の安全通行ルールを学ばせるなど、自転車安全教育を充実させ、自転車の安全利用を推進します。

(交通・地域安全課)

- 子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、通行方法等の法改正も行われたことから、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

## 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### (1) 安全情報の提供の推進

#### 【現状と課題】5-2-2-(1)

- 現在、県内における刑法犯認知件数は減少しているものの、全国的には子どもが犯罪の被害者となる事件が後を絶たない状況にあることから、子ども対象の事件の前兆とみられる声掛け事案、つきまとい事案等を認知した段階で、タイムリーに情報を発信し、県民の被害防止意識、自主防犯意識の高揚に努める必要があります。
- 消費者を取り巻く環境は、経済社会の多様化等に伴い、クレジットなどの信用取引の増加、ネットショッピング等の無店舗販売の増加、スマートフォンの普及などに伴い若年者をターゲットにしたトラブルも後を絶たない状況となっています。消費者被害の未然防止には、生活者としての知識等の習得が必要です。また、将



来、自立した賢い消費者となるためには、高等学校や大学等において消費生活に関する知識を提供することが不可欠です。

【具体的施策】5-2-2-(1)

- 引き続き、小、中、高校や教育委員会等と構築している「ファックスネットワーク」、自治体、企業等とインターネットで構築している「もってこいネットワーク通信」、携帯電話等へメール配信している「安心メール・キャッチくん」のほか、県警ホームページや生活安全ニュースなど各種広報媒体、広報手段を活用し迅速な安全情報の発信・提供に努めます。また、「もってこいネットワーク通信」及び「安心メール・キャッチくん」の登録者の拡大を図ることにより、地域住民の自主防犯意識の高揚、浸透に努めます。

(警察本部生活安全企画課)

- 長崎県消費者基本計画に基づき、高等学校や大学等が実施する講座などに講師を派遣します。また、市町と連携した中学校の講師派遣や小学生用教材の作成・活用などにも取り組みます。

(食品安全・消費生活課)

(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

【現状と課題】5-2-2-(2)

- 子どもに対する声掛け事案等は後を絶たず、発生状況等を県民に知らせて自主防犯意識の高揚を図るとともに、発生時間帯、発生場所等を踏まえた通学路等における見守り活動を地域の防犯ボランティア等と相互に連携しながら取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】5-2-2-(2)

- あいさつ・声掛け運動の拡大をはじめ、非行防止・健全育成の全国強調月間（7月、11月）における啓発活動を実施し、併せて街頭補導の充実に努めます。

(こども未来課)

- 引き続き、声掛け事案等の発生状況等を県民に対して積極的に情報発信するとともに、子どもを犯罪から守るための活動として、防犯ボランティア、少年警察ボランティア、子ども110番の家等との緊密な情報交換や合同パトロール等の実施により、通学路等における効果的な見守り活動ができるように支援を行います。

(警察本部生活安全企画課)

- 地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部少年課)

- 学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、子ども110番の家や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。

(義務教育課、警察本部少年課)

- 地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、スクールガード養成講習会を開催し、登下校の見守り活動を行う学校安全ボランティアの養成に努めます。  
【5-2-2-(2)、5-2-2-(3)掲載】（義務教育課）
- 自主防犯活動を行うボランティア等の拡大を図るとともに、これらの活動について必要な支援を行います。  
（交通・地域安全課）

### （3）防犯講習の推進

#### 【現状と課題】 5-2-2-(3)

- 現在子どもに対する不審者による声掛け事案等は後を絶たない状況です。子どもが犯罪等の被害に遭わないように、学校においては「不審者対応避難訓練」、地域においては「自治会等への防犯講話」を随時、随所で実施しています。また、防犯講習については、講義形式だけでなく、参加体験型の講習も実施していく必要があります。

#### 【具体的施策】 5-2-2-(3)

- 地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、スクールガード養成講習会を開催し、登下校の見守り活動を行う学校安全ボランティアの養成に努めます。  
【5-2-2-(2)、5-2-2-(3)掲載】（義務教育課）
- 防犯ボランティア等と連携のうえ、県民のニーズに応じた効果的な防犯講習会等を開催します。  
（交通・地域安全課）
- 引き続き、声掛け事案等への対応要領の習得を目的とした防犯ボランティア等との連携による参加体験型の防犯訓練や防犯教室を開催するとともに、学校における不審者への対応要領の習得を目的とした参加体験型の「不審者対応避難訓練」を実施します。  
（警察本部生活安全企画課）

### （4）自殺対策の推進

#### 【現状と課題】 5-2-2-(4)

- 警察統計によれば、本県における39歳以下の子ども・若者による自殺者は全体の約2割を占めており、全国的にも問題となっているいじめやいじめによる自殺は本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。そのため、子ども・若者の自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。

#### 【具体的施策】 5-2-2-(4)

- 民間団体を含む関係機関・団体と連携・協力し、普及啓発の強化、各関係機関に

おける相談支援技術の向上及び体制強化、関係機関の連携体制の強化を取組の柱として、総合的な自殺対策に取り組めます。

(障害福祉課)

- 全ての教育活動を通じて道徳教育を推進し、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。  
(義務教育課)
- 不登校やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラーを適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカーの配置や、「親子ホットライン」、「24時間子供SOSダイヤル」など、教育相談体制の充実に引き続き取り組めます。また、「カウンセリングリーダー養成研修」等の実施により教職員の教育相談に関する資質の向上に努め、教職員とスクールカウンセラー等の一層の連携を図ります。

【4-1-1、5-2-2-(4)掲載】(義務教育課)

### 3 被害を受けた子どもへの支援

#### 【現状と課題】5-2-3

- 事件・事故等の被害に遭った児童生徒については、きめ細かな心のケアが求められています。
- 少年の被害問題について、県警では、被害者支援連絡協議会をはじめ、少年サポートセンターの職員と県内に2名配置している被害少年カウンセリングアドバイザーがその対応をしています。しかし、少年の被害問題は、多角的にきめ細かな対応が求められており、警察だけでは十分な対応は困難な状況にあります。このようなことから、関係機関・団体との連携を更に強化していく必要があります。

#### 【具体的施策】5-2-3

- 学校内外で、危機的な事件・事故等が発生した場合、教育委員会や学校からの要請に基づき、こころのケアを行う専門家チームを派遣し、2次被害の防止とこころの応急処置を行います。  
(障害福祉課)
- 犯罪被害等を受けた児童生徒及びその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーを派遣するほか、適切な対応ができるよう教職員を対象としたカウンセリングリーダー養成研修会を実施します。  
(義務教育課)
- 被害者支援連絡協議会(被害少年分科会)を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑、多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細やかな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。

(警察本部少年課)

### 第3節 子育てを支援する生活環境の整備

#### 1 良質な住宅の確保

##### 【現状と課題】5-3-1

- 県営住宅の入居希望者については、一般世帯同様に子育て世帯も多いことから、地域的なバランスを考慮しながら子育て世帯向け住宅の募集の検討が必要です。

##### 【具体的施策】5-3-1

- 県営住宅の定期募集の際、多子家庭向けの優先入居枠を設けます。また、小児慢性特定疾患の患者を看護している方（小児慢性看護世帯）で、一定の要件を満たしている場合には、優先入居を行います。

（住宅課）

- 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の立地状況やその他交通の利便性など、子育てに適した良好な周辺環境を有する県営住宅について、空き住戸や建替団地の住戸を子育て用住宅として指定し、一定の入居資格を有する子育て世帯の入居を促進します。

（住宅課）

#### 2 良質な居住環境の確保

##### 【現状と課題】5-3-2

- 人口や世帯の減少が見込まれる今後の状況や、民間賃貸住宅を含む空き家の増加を踏まえ、これまでのように公共団体が直接建設する子育て世帯向け住宅の供給では限界があるため、今後は民間住宅市場を活用した幅広い支援が必要です。
- 建築確認申請の審査時等における指導により、新築の建築物については、シックハウス対策が進んでいます。

##### 【具体的施策】5-3-2

- 民間の不動産団体や社会福祉協議会及び市町でつくる長崎県居住支援協議会を通して、民間住宅市場を活用した子育て世帯等向けの情報提供を図り、支援を行います。

（住宅課）

- 今後とも、建築物の居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置として建築基準法に定められた、建築材料及び換気設備の基準に基づき、建築確認申請の審査時等に指導を行います。

（建築課）

### 3 安全な道路交通環境の整備

#### 【現状と課題】5-3-3

- 道路利用者の安全・安心の確保に加え、昨今の厳しい財政状況の中において、限られた財源の有効性を高めるためには、公共事業の「選択」と「集中」は避けられない問題となっており、住民のニーズに応えるための重点化やより一層のコスト縮減が課題となっています。
- 全国的に通学路における重大事故が発生しており、通学路をはじめとした生活道路における交通安全対策の必要性が高まっています。

#### 【具体的施策】5-3-3

- 街路整備について、路線を工区割りするなどして整備の重点化を図るとともに、コスト縮減に取り組みます。  
(都市計画課)
- バリアフリー構造に合った幅の広い歩道整備、重点整備地区内の駅やターミナルと官公庁や福祉施設などを結ぶ道路の車道と歩道を分離、安全にすれ違いや追い越しができるような構造・形状での自転車歩行者道の整備など、安全な道路交通環境の整備に取り組みます。  
(都市計画課、道路維持課)
- 幹線道路の整備推進により自動車交通を整流化し、生活道路への通過交通車両の進入を排除することで、安全な道路環境の確保に努めます。また、通行機能、アクセス機能を重視した幹線道路の整備計画において、より一層のコスト縮減を図りつつ生活道路との機能分担の明確化を進めます。  
(都市計画課、道路建設課)
- 地域住民の意見を聞きながら、「あんしん歩行エリア」内の幹線道路（主に国・県道）、生活道路（主に市町村道）の役割に考慮し、交通管理者と道路管理者が連携をとって整備を進めます。  
(道路維持課)
- 平成24年度から平成28年度までの5年間で、「ゾーン30」を県下30か所に整備します。  
(道路維持課、警察本部交通規制課)

#### 【数値目標】5-3-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ゾーン30の整備（生活道路等における交通安全対策）（累計）	H24～ H25	10か所	H24～ H28	30か所

#### 4 安心して外出できる環境の整備

##### (1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

###### 【現状と課題】5-3-4-(1)

- 「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方々が利用する一定規模以上の建物を新築、増改築する場合には、手すりやスロープの設置など条例に定める整備基準を満たすよう義務づけています。また、県所有（管理）施設のバリアフリー化は推進すべき事業であり、予算や各施設の整備計画等の制約の中で、関係課と連携して今後とも推進する必要があります。
- 建築確認申請の審査時等における指導により、建築物のバリアフリー化が進んでいます。
- 道路利用者のバリアフリー化に対するニーズはますます高まっています。

###### 【具体的施策】5-3-4-(1)

- 既存施設のバリアフリー化が進むように普及啓発に努めるとともに、既存の県有（県管理）施設については、条例に定める整備基準を満たすように早期の改修を進めます。  
(福祉保健課ほか)
- 今後とも、法律及び条例に定められた、一定規模・用途の建築物のバリアフリーの基準に基づき、建築確認申請及び届出の審査時等に指導します。  
(建築課)
- 特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を結ぶ経路を、交通事業者、道路管理者、警察等の関係機関と協議し、重点整備地区に定められたものについては、バリアフリー化を推進します。また、重点整備地区以外の地区においても、各都市のバリアフリー基本構想等に沿った整備の推進を目指します。  
(都市計画課)
- 歩道整備にあたって有効幅員の確保、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの整備、電線類地中化事業による歩道の無電柱化等により、安心して外出できる環境整備に取り組みます。  
(都市計画課)
- 長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に係る道路の構造に関する基準を定める条例に基づき、バリアフリー化推進に取り組めます。  
(道路維持課)

##### (2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備

###### 【現状と課題】5-3-4-(2)

- 少子高齢化・男女共同参画等と社会情勢が変化する中で、ユニバーサルデザインの導入が福祉のまちづくりに求められており、誰もが使いやすいトイレの設置等安心して社会参加できる生活環境の整備は今後も重視されるべき事項です。
- 商店街は地域コミュニティの場としての役割が期待されており、増加傾向にある空き店舗の活用策のひとつとして子育て支援につながる施設の設置・運営の取り組みが求められます。

【具体的施策】5-3-4-(2)

- 長崎県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設数を増加させることにより、妊婦の方など誰もが使いやすいトイレの設置等を推進します。  
(福祉保健課ほか)
- 商店街の空き店舗等を活用した、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する取り組みを推進します。  
(商務金融課)

(3) 子育て世帯への情報提供

【現状と課題】5-3-4-(3)

- 平成18年6月に成立した「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」により積極的なバリアフリー化の推進が求められており、子育て世帯を含む利用者へのバリアフリー施設整備の情報提供が必要です。

【具体的施策】5-3-4-(3)

- 長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合していることを示す「適合証」の交付事業所は、毎年増えていることから、妊産婦などの方々に安心して外出していただけるよう、これらの施設の情報発信に努めます。  
(福祉保健課)
- これまでも、交通事業者に、ホームページや時刻表へのバリアフリー施設整備の情報掲載を促しておりますが、よりわかりやすく利用しやすい情報提供について、引き続き交通事業者への協力を要請します。  
(新幹線・総合交通対策課)
- 長崎バリアフリー推進協議会作成のホームページ「長崎バリアフリー情報局」と長崎県の観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」の相互リンクにより、子育て家庭を含む多くの方にバリアフリー情報を発信できる環境が整ったため、この環境を維持し、「ながさき旅ネット」のコンテンツを磨き上げ、訪問者数の増加を図り、「長崎バリアフリー情報局」への誘導を行います。  
(観光振興課)

## 5 安全・安心まちづくりの推進

### 【現状と課題】5-3-5

- 街路整備において、安全・安心な社会の確立に向け、地域との協働による利用者にとって最適な施設整備が求められています。
- 既存団地の建替や住戸改善工事に伴い、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、防犯性能の高い公共住宅の整備を進めてきたところですが、未対応の団地について防犯性の向上化対応が課題となっています。
- 防犯性能の高い住宅の普及及び犯罪の発生しにくい住宅環境づくりに努める必要があります。

### 【具体的施策】5-3-5

- 街路計画の段階から地域住民の方々の意見が反映できるよう説明会等を行い、利用しやすい道路の構造を目指します。  
(都市計画課)
- 階段の解消・手すりの設置や斜路付き階段、分かりやすい案内標識、上屋付きベンチなどの休憩施設の設置、透水性舗装での施工や排水溝の蓋など滑りにくい材料を選定した歩道の水たまりの対策など、安全・安心なまちづくりに取り組みます。  
(都市計画課)
- 通学路などについては、必要に応じて、歩道照明施設の設置や、車道照明に歩道用を共架するなど、防犯性を意識した対策を地域と一体となり進めることで、安全・安心のまちづくりに取り組みます。  
(都市計画課)
- 都市公園が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。  
(都市計画課)
- 既存団地の建替や改善工事により、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部からの見通しのできる開口部のあるエレベーターの採用等防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。  
(建築課、住宅課)
- 引き続き、関係機関・団体と連携して防犯診断、防犯キャンペーンを実施するとともに、各種防犯教室等を開催して、住宅や駐車場等の防犯対策の推進や防犯性能の高い建物部品などの普及広報に努めます。  
(交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課)



## 第6章 県民総ぐるみの子育て支援

### 第1節 ココロねっこ運動の推進

#### 【現状と課題】6-1

- 平成 13 年度から、子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直す県民運動として「ココロねっこ運動」を推進しています。
- 平成 17 年度に、痛ましい少年事件が連続して発生したことを受け、県民一人ひとりが身近な問題として受け止め、行動してほしいという願いから、「長崎っ子を育む県民会議」が発足し、具体的取組をまとめた「長崎っ子を育む行動指針」が策定されました。現在は最重点項目として「ココロねっこ10（テン）」の推進を図っています。
- ココロねっこ運動の輪を広げるため、各団体の運動登録を推進しており、平成 25 年度末には 4,700 団体が登録しています。
- ココロねっこ運動の地道で着実な推進を図るため、地域主導の普及啓発活動を進める必要があります。

#### 【具体的施策】6-1

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。
  - ・「長崎っ子を育む行動指針」の最重点項目「ココロねっこ10（テン）」の普及実践に努めます。
  - ・県、市町、県青少年育成県民会議及び市町民会議の連携によるネットワークづくりを推進します。
  - ・地域主導のココロねっこ運動の推進を図るため、各市町担当者、ココロねっこ指導員、ココロねっこ推進員による組織作りを進め、具体的実践、広報啓発、組織の資質向上のための研修会を実施します。
  - ・義務教育課、生涯学習課と連携強化を図り、家庭、学校、地域が一体となったココロねっこ運動の取組を進めます。
  - ・自治会や子ども会などの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。
  - ・県、市町、各種団体の広報媒体を活用した広報活動を推進します。
  - ・報道機関に対して、地域での先進的、特徴的取組などについて積極的に情報を提供します。
  - ・長崎県青少年育成県民会議と連携し、ココロねっこ運動啓発のための活動を実施します。

【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-1 掲載】（こども未来課）

【数値目標】6-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ココロねっこ指導員等による講習会の実施回数	H26	150回	H31	200回
ココロねっこ運動取組件数(累計)	H26	11,262件	H31	12,762件

第2節 家庭の日の普及

【現状と課題】6-2

- 家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、昭和56年から提唱してきました。近年、核家族化や少子化の進行、ライフスタイルの変化など、社会環境の急激な変化は家族のあり方に大きな影響を与えており、今後、家族のふれあいの機会が不足しがちになることも懸念されます。

【具体的施策】6-2

- 毎月第3日曜日を標準として毎月1回「家庭の日」を定めて、家族のきずなを深めるように努めることについて、県民への周知啓発を行います。  
(こども未来課)
- 各市町及び長崎県青少年育成県民会議と連携し、「家庭の日」普及のための広報活動に努めます。  
(こども未来課)

【数値目標】6-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
「家庭の日」の認知度	—	—	H31	70%

## 第7章 長崎県子ども育成総合検討会議にかかる取組

### 第1節 関係機関の連携強化

#### 【現状と課題】7-1

- 市町児童福祉担当課は、市町要対協の調整機関（事務局）のほか、児童相談の第一義的な相談窓口として重要な役割を担っています。市町が役割を果たしていくにあたり、児童福祉司任用資格がある等の専門職の配置、経験年数や人員配置などの面で必ずしも十分な体制となっていないため、県からのバックアップが必要です。
- 県が市町支援等を行うにあたっては、県においても、専門性を持った人材の育成などとともに、児童相談所と市町・学校・警察・医療機関・家庭裁判所等関係機関との連携を強化し、児童相談所機能の充実強化を図っていく必要があります。

#### 【具体的施策】7-1

- 児童相談所と市町の役割分担にかかる法律上の整理に基づき、県独自の児童相談所と市町の連携体制の明確化に向けた新たな指針等の策定を検討します。  
(こども家庭課)
- 市町と県の継続的な相互理解を深め、相互の体制強化と連携強化の改善に向け、具体的な目標設定を行いながら取組を進めるため、県と市町児童福祉担当課との「児童相談体制確認表」を活用した定期的な確認協議を実施します。  
(こども家庭課)
- 市町における児童相談体制強化のため、市町職員の専門性向上を目指した研修の実施、県に登録した児童福祉、法律、医療の専門家等の市町への派遣による技術的助言などを行います。  
(こども家庭課)
- 児童相談所における法的対応機能の強化のため、各児童相談所の契約弁護士により定期的な助言指導を受けられるような体制のさらなる充実を検討します。  
(こども家庭課)
- 児童相談所と警察との連携では、連絡協議会・合同研修を実施するとともに、児童相談所との間における情報提供に関するガイドラインの見直しを行います。  
(こども家庭課)
- 児童相談所と学校・教育委員会との連携では、日頃からの児童相談所との情報共有を図るとともに、教員向け研修において、児童福祉関係の講師派遣や人事交流などによる連携を図ります。  
(こども家庭課)
- 児童相談所と医療機関との連携では、長崎大学の地域連携精神医学講座と連携した専門医による研修やケースカンファレンスへの参画等により連携の充実を図っていきます。

(こども家庭課)

- 県保健所との連携については、機関相互が、精神疾患や発達障害を有する要保護児童への支援に関する諸制度等の理解に努めるなど、関係強化を図っていきます。  
(こども家庭課)

【数値目標】7-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	H26	21人	H31	21人以上
市町との連携のための指針や市町の児童相談体制確認表に基づく地域の実情に応じた連携体制の構築	—	—	H30	21市町

第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援

【現状と課題】7-2

- 発達障害児・者の支援については、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関において支援体制の課題共有、連携緊密化などを協議していく組織が必要です。
- 幼保における指導の過程とその結果の要約を記録し、小学校における指導に役立たせるための指導要録が十分に活用されていないため、乳幼児期から学童期までの情報を書面により引継ぎ、支援の継続を確実にできるような仕組みを整備する必要がある。
- 1.6、3歳児健診における発達リスク児の発現率に関し、市町間の差が大きく、また、発達障害の早期発見には5歳児健診の重要性が言われていますが、実施していない市町があります。
- 就学前の児童の状況（健診情報等）など必要な情報がうまく学校に繋がっていない場合があり、健診情報を小学校へつなぐ仕組みの整備が必要です。
- 発達障害児の診断・評価ができる医師が少ないため、専門医受診の場合、初診までの待機時間が長期にわたるなど早期診療の機会確保が難しい状況にあります。
- 発達障害等の子どもの心に関する障害の認知や障害に対する保護者の受容が進み、診療を必要とする子どもが多くなる一方で、子どもの心を専門とする精神科医師が少ない状況にあります。
- 発達障害等を含む「特別な配慮が必要な子ども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について指導・支援の内容等を記載し

た個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要な子ども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】

【具体的施策】7-2

- 県内の発達障害児・者支援関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働等）が発達障害児・者に関する情報を共有し、総合的かつ継続的な支援体制の構築を目的とする「発達障害児・者総合支援推進会議」を設置し、支援における役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また、県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を行います。  
(こども家庭課)
- 幼稚園、保育所、認定こども園の指導要録の様式を統一した「こども要録」を作成するとともに、取扱い及び記入の手引きを作成し、子どもの行動や性格等において気づいたことも記入しやすいようにし、乳幼児期から学齢期までの情報引継ぎや支援の継続を確実にできるようにします。  
(こども未来課)
- 1.6、3歳児健診における発達リスク児の発現率の状況調査を行い、必要な改善を行うとともに、5歳児健診のあり方を検討し、未実施市町に対し実施に向けた働きかけを行います。  
(こども家庭課)
- 健診の情報を小学校へつなぐための情報伝達ツールを作成し、モデル市町においてその仕組みを構築します。  
(こども家庭課)
- 県立こども医療福祉センターで、発達障害児の診断・評価に関する医師の研修を行い、発達障害児を診察可能な小児科医師を養成します。  
(障害福祉課)
- 地域療育体制を整備するため、県立こども医療福祉センターが、幼稚園や保育所で支援を担当する職員に対し、気づきや適切な療育の必要性の理解促進を図るとともに、「児童発達支援センター」の療育スキル向上のための技術支援を実施します。  
(障害福祉課)
- 長崎大学病院に児童・青年期精神医学を専門とする精神科医の養成と、地域の児童精神医療に関する研究等を行うための「地域連携児童精神医学講座」を開設します。  
(障害福祉課)
- 養成した精神科医の県内定着を促進し、発達障害児療育支援体制の充実を図ります。  
(障害福祉課)
- 「発達障害児等能力開発・教育支援推進事業」を通して、乳幼児期からの発達段

階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究校を指定し、その成果を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育室）

【数値目標】7-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
情報の引継ぎや支援の継続へのこども要録の活用の割合	H28	0%	H31	100%
5歳児健診実施市町数	H27	16市町	H31	21市町
児童・青年期精神医学専門医の養成	H27	—	H29	8名
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率（4-2-1、7-2 掲載）	H26	79.7%	H31	90%以上を維持

### 第3節 中期的な取組について

#### 1 メディアへの対応

【現状と課題】7-3-1

- 近年のスマートフォン等の急激な普及に伴い、高い利便性を得る一方、子どもたちがアプリケーションソフトウェアやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用を通じて、長時間利用によるネット依存、ネットいじめやネット詐欺により犯罪に巻き込まれるケース等が社会問題となっています。このような状況を踏まえ、関係機関・団体や保護者が連携し、子どもたちの情報モラルやネットマナーの向上等を図る必要があります。

【具体的施策】7-3-1

- インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界等と連携し、フィルタリングの普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進します。

（こども未来課）

- インターネットを利用したいじめや犯罪等から子どもたちを守るため、コミュニティサイトやブログ・プロフサイトなどを監視する「ネットパトロール」を実施します。

(こども未来課)

- メディア安全指導員を学校やPTAなどに派遣し、インターネット、メディアとの関わり方に関する指導・啓発を行います。

(こども未来課)

【数値目標】7-3-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率 (5-1、7-3-1 掲載)	H26	70%	H31	80%

2 子どもの貧困対策について

【現状と課題】7-3-2

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等が図られるよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等に基づき、本県の「子どもの貧困対策推進方針」を平成27年度に策定しました。今後は、推進方針に沿って、教育や生活などの支援を全庁的な取組として実施していきます。

【具体的施策】7-3-2

- 具体的施策については、個別計画である「県子どもの貧困対策推進方針」に記載。  
【4-4、7-3-2 掲載】(こども家庭課)

【数値目標】7-3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活保護世帯の子どもの大学等進学率 (4-4、7-3-2 掲載)	H25	23.3%	H31	生活保護世帯の子どもの全国平均の大学等進学率
児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率 (4-4、7-3-2 掲載)	H24～ H26 平均	28.3%	H31	40%
ひとり親家庭のうち「経済的理由」で大学等進学しなかった子どもがいる世帯の割合 (4-4、7-3-2 掲載)	H27	52.1%	H31	50%以下
ひとり親家庭の父母の就職者数(累計)※下段( )内は県事業分(各年度の実績) (4-3-3、4-4、7-3-2 掲載)	H21～ H25 (H26)	2,455人 (71人)	H27～ H31 (H31)	2,500人 (100人)

## 第Ⅸ編 数値目標

番号	数値目標	基準値		目標値		掲載頁
		年度		年度		
1	出生1万人対NICU病床数	H26	23床	H31	25床	20
2	待機児童の解消	H26	95人	H31	0人	25
3	一時預かり実施施設数	H26	339か所	H31	355か所	25
4	病児・病後児保育実施施設数	H26	35か所	H31	43か所	25
5	認定こども園の設置数	H26	57か所	H31	177か所	25
6	放課後児童クラブの設置数	H26	328か所	H31	400か所	26
7	子どもの交流や体験活動等の充実に役立っていると自己評価する「放課後子ども教室」の割合	H25	72%	H30	90%	26
8	放課後児童クラブ待機児童数	H26	99人	H31	14人	26
9	児童生徒の不読者率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	H26	小 0.6% 中 2.2% 高 11.6%	H31	小 1%以下 中 1%以下 高 12%以下	30
10	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力テスト結果が全国平均と同レベル（－）もしくは上回る（○）調査項目の割合	H24	①73%	H30	①100%	31
	②長崎県児童生徒体力・運動能力調査における「体育の授業で運動ができるようになった」という児童生徒の割合		②90%		②95%以上	
	③長崎県児童生徒体力・運動能力調査における「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」という児童生徒の割合		③88%		③90%以上	
	④長崎県児童生徒体力・運動能力調査における「体育の授業が楽しい」という児童生徒の割合		④91%		④95%以上	
11	私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	H26	83%	H31	97% (参考 H32 目標：100%)	33



番号	数値目標	基準値		目標値		掲載頁
		年度		年度		
12	私立小・中・高等学校の耐震化率	H26	70.6%	H31	95% (参考 H32 目標：100%)	33
13	市町立小・中学校の耐震化率	H25	83.0%	H27	100%	33
14	専門高校卒業者のうち、高校在学中に資格等を1つ以上取得した生徒の割合	H24	97.7%	H30	100%	36
15	新規高卒者の就職率	H21～ H25の 平均	95.6%	H31	96.3%	37
16	フレッシュワーク新規登録者の就職率	H21～ H25の 平均	20.1%	H31	29.1%	37
17	子ども・若者総合相談センターでの相談件数	H26	3,920件	H31	4,320件	39
18	子ども・若者総合相談センターにおける相談の終了割合	H26	30%	H31	46%	39
19	就労継続支援B型等の平均工賃月額	H25	13,894円	H31	18,800円	39
20	教職員等に対する性に関する研修会参加人数	H24	156人	H31	180人以上を維持	43
21	教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数	H24	201人	H31	230人以上を維持	43
22	食育指導全体計画に基づき、積極的に取り組んでいる学校の割合	H26	93.3%	H30	100%	45
23	「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	H25	6市町	H31	21市町	46
24	ながさきファミリープログラムの実施数	H26	376箇所	H31	478箇所	46
25	少年水産教室等の実施箇所数	H24	33か所	H31	33か所	50
26	長崎県美術館のスクールプログラム利用団体数(県内分)	H24	223団体	H31	240団体	50
27	長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加団体数(県内分)	H24	244団体	H31	250団体	50
28	生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	H25	20.0%	H31	30.0%	51
29	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	H26	60.6%	H31	69.3%	53

番号	数値目標	基準値		目標値		掲載頁
		年度		年度		
30	スクールカウンセラーの配置率	H25	28%	H30	33%	57
31	社会的養護における里親等への委託措置率	H26	10.0%	H31	17.6%	60
32	里親支援専門相談員の配置数	H25	3施設	H31	10施設	60
33	児童養護施設、乳児院等のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数(累計)	H21～ H25	93人	H27～ H31	125人	60
34	小規模グループケアを実施している施設(乳児院・児童養護施設)の割合	H25	83%	H31	100%	61
35	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	H26	79.7%	H31	90%以上を維持	66
36	ティチャートレーニング指導者研修会受講者数	H25	40人	H28	70人	67
37	ひとり親家庭の父母の就職者数(累計)※下段( )内は県事業分(各年度の実績)	H21～ H25 (H26)	2,455人 (71人)	H27～ H31 (H31)	2,500人 (100人)	70
38	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	H25	23.3%	H31	生活保護世帯の子どもの全国平均の大学等進学率	72
39	児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	H24～ H26 平均	28.3%	H31	40%	72
40	ひとり親家庭のうち「経済的理由」で大学等進学しなかった子どもがいる世帯の割合	H27	52.1%	H31	50%以下	72
41	携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	H26	70%	H31	80%	74
42	ゾーン30の整備(生活道路等における交通安全対策)(累計)	H24～ H25	10か所	H24～ H28	30か所	80
43	ココロねっこ指導員等による講習会の実施回数	H26	150回	H31	200回	85
44	ココロねっこ運動取組件数(累計)	H26	11,262件	H31	12,762件	85
45	「家庭の日」の認知度	—	—	H31	70%	85

番号	数 値 目 標	基 準 値		目 標 値		掲 載 頁
		年度		年度		
46	児童虐待防止対策を担う市町 職員の資質向上のための研修 受講者数	H26	21人	H31	21人以上	87
47	市町との連携のための指針や 市町の児童相談体制確認表に 基づく地域の実情に応じた連 携体制の構築	—	—	H30	21市町	87
48	情報の引継ぎや支援の継続へ のこども要録の活用の割合	H28	0%	H31	100%	89
49	5歳児健診実施市町数	H27	16市町	H31	21市町	89
50	児童・青年期精神医学専門医 の養成	H27	—	H29	8名	89

## 参考資料 用語解説

[ア行]

### ○あんしん歩行エリア

緊急に交通事故防止対策をとる必要がある地域について指定し、公安委員会と道路管理者が交通規制や信号機の設置・歩道の整備などを行い、交通事故を防止する。

### ○いじめ相談ホットライン

いじめ等に悩む児童生徒が一人で悩みをかかえて苦しまないように、24時間相談できる電話相談窓口

### ○一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### ○一般事業主行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう、事業主が策定する次世代育成支援対策のための行動計画。

現在、101人以上の企業に策定義務がある。

### ○インターンシップ

生徒が一定期間、企業等で職場実習体験をする制度。

### ○う蝕

むし歯のこと。

### ○NICU

低出生体重児や、何らかの病気を持って生まれた新生児を集中的に管理・治療する設備とスタッフを備えた集中治療室。

### ○親子ホットライン

子育て経験者や教職経験者の相談員を配置して、子どもや親及び教職員が子育て等の悩みを相談できる電話相談窓口

[カ行]

### ○学校安全ボランティア

保護者や自治会、老人会などの地域に住むさまざまな大人が、児童生徒の安全を願って学校と連携しながら、地域の児童生徒の安全を見守るボランティア活動

### ○学校家庭クラブ活動

学校や地域の中から課題を見だし、課題解決を目指してグループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習のこと。

### ○学校支援会議

一学区の学校・家庭・地域の代表者が集い、学校の教育目標や地域で育む子ども像や目指す地域像などを共有しながら、その実現に向けて連携・協働するための仕組み

### ○学校保健委員会

学校における子どもたちの健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するために、教職員の他に学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などで構成される委員会

### ○家庭教育

親が子どもに対して行う教育で、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するもの。

### ○家庭の日

毎月第3日曜日を標準として、家族そろって団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる

ことを目的として定めた日

#### ○危険ドラッグ

大麻、覚醒剤に似た幻覚作用や興奮作用を持ち、アロマやお香等と称して販売されている。これらを使用し、乗用車を運転したことによる重大な事件・事故や健康被害が相次いで発生している。

#### ○キャリア教育

働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

#### ○グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

#### ○「くるみん」の認定

一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみんマークの認定）を受けることができる制度

#### ○ココロねっこ10（テン）

大人が子どもたちに接するときの心構えや具体的な方法を示した「長崎っ子をはぐくむ行動指針」の中から、毎年度、重点的に取り組んでほしい10項目を選び、まとめたもの。

#### ○ココロねっこ運動

子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組のことで、長崎県独自の県民運動

#### ○子育てサークル

子育て中の母親等が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行う集団・グループの活動

#### ○子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条の規定により、都道府県が定めることが義務付けられた計画。この計画に基づき、子ども・子育て支援について、県は市町村に対して必要な支援を行うと共に、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとされている。

#### ○こども・女性・障害者支援センター

児童相談所の機能を持った県の機関で、長崎市と佐世保市に設置している。

#### ○子ども110番の家

子どもが何らかの被害に遭ったり、あるいは被害に遭いそうになり、助けを求めてきた場合に「子どもの一時保護」「110番通報等警察への連絡」などの措置をとる地域安全ボランティアのこと。

#### ○子ども・若者

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法において、乳幼児期から30代までを指す。従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。

#### [サ行]

#### ○里親

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができない子どもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり暖かい愛情と家庭的な雰囲気や養育することを希望する者で都道府県が適当と認めるもの。

○仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランス。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

○次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律

○市町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町が定めることが義務付けられた計画。市町村は、この計画に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援等を実施することとされている。

○児童館

児童福祉法に基づく施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する児童厚生員などが配置され、子どもの遊びやスポーツ、読書等の健全育成活動のほか、子ども会や母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業等の活動などが行われ、地域における子育て支援の拠点施設となっている。

○児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当

○児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する諸問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設

等との連絡調整などを総合的に行うことを目的とする施設

○シックハウス対策

「新築やリフォームした住宅に入居した人が、建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染等によって、めまい、吐き気、頭痛、目・鼻・喉の痛み等、様々な健康影響が生じている状態」をシックハウス症候群というが、この症状を抑制するために使用材料や換気等の配慮を行う対策の総称

○児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設

○小規模グループケア

児童養護施設において、被虐待児等に対し小規模なグループ（6人程度）で、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うこと。

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、5人～6人を定員として、子どもを養育する制度

○少年警察ボランティア

警察本部長等が委嘱した少年の非行防止及び保護等を図るための活動を行うボランティアで、少年補導員、少年指導委員等をいう。

○少年サポートセンター

少年補導職員等が街頭補導、少年相談活動、非行防止講話等を通じて、少年非行、被害防止、立ち直り支援等を行う県警本部少年課に設置している専門部署

## ○周産期医療

妊娠満 22 週以降、出産 7 日未満の期間にある母子を対象に、ハイリスク症例（妊産婦、胎児及び早期新生児について集中管理の必要な症例）の出生前から、新生児集中治療管理室退院後のフォローアップまで含めた一連の医療

## ○自立援助ホーム

中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設

## ○スクールカウンセラー

いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家

## ○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家

## ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査

文部科学省が全国的な子どもの体力の状況について詳細な把握・分析を行うことを目的として、小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に実施する調査

## ○潜在保育士

保育士資格を持ちながら、現在は保育士として働いていない者

## ○総合型地域スポーツクラブ

誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域住民が協力して主体的に活動・運営していくクラブのこと。

## ○ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る取組

## [タ行]

## ○タブレットPC

平板状の形でタッチパネル式などの表示／入力部を持った携帯可能なパーソナルコンピュータ

## ○ODV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者からの暴力

## ○電子黒板

コンピュータの画面上の教材をスクリーンまたはディスプレイに映し出し、それらの上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる機器

## ○特定教育・保育施設

認定こども園、幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、市町村長が施設型給付費（施設が教育・保育を提供するために必要な費用に対する財政支援）の支給に係る施設として確認する教育・保育施設

## ○特定旅客施設

鉄道駅やバスターミナルなどの旅客施設のうち、利用者数が多い（1日あたり5,000人以上）ものや、高齢者、身体障害者の利用が特に多い（1日あたり5,000人以上が利用する施設と同程度の利用者がある）と認められたもの。

○都市公園

休息、遊戯、運動などのレクリエーションを主な目的とする公共空地であり、都市における施設と位置付けられた、いわゆる一般的な公園のこと。

[ナ行]

○長崎県少年保護育成条例

少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、少年の健全な育成を図ることを目的とする条例

○長崎っ子さわやか運動

長崎県内すべての公立学校で、児童生徒の公共心や社会性・規範意識を高めるために「さわやかなあいさつ」「さわやかな返事」「さわやかなマナー」「さわやかな服装」の4つを合言葉に、あいさつ運動やボランティア活動など各学校の実態に応じて行う取組

○長崎っ子の心を見つめる教育週間

長崎県のすべての公立学校で、5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、教育活動を公開し、学校と保護者や地域の方々が連携して「心豊かな長崎っ子」の育成を図る取組

○ながさきファミリープログラム

本県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支えあう関係を築き、またネットワーク構築を目指す。

○ニート

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者

○認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子ども

に幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事が認定した施設

○乳児院

乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。児童養護施設が原則として1歳以上の児童を養育するのに対し、1歳未満の乳児を主に養育する。

○認定区分

1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定に該当する者を除く。）

2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の子どもであって、2号認定と同様の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

○ネットパトロール

子どもたちがインターネット上で作成している個人のホームページや掲示板、ゲームサイト等を検索し、見守りを行うとともに、いじめ・誹謗中傷・非行・個人情報の掲載等の不適切な書込みがあれば、サイト運営事業者や関係各課に連絡する取組

[ハ行]

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が低年齢において発現するもの。

○バリアフリー

高齢者・障害者だけでなく、妊産婦や子どもにとっても暮らしの中で行動の妨げとな



る障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。

#### ○ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭及び寡婦

#### ○ファシリテーター

会議やミーティングなどが円滑に進むように参加者に言葉かけや助言を行い、相互理解や合意形成に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を負った進行役

#### ○ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助ける会員組織

#### ○フィルタリング

パソコンや携帯電話において、有害なホームページを選別し、子どもに見せないようにするための機能

#### ○不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること。

#### ○フリーター

学生と主婦を除く 15～34 歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者

#### ○ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称

#### ○フレッシュワーク

国が若者の就業促進のため策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づく、相談から就職までのサービスを一か所で実施するため、県

が長崎市、佐世保市、大村市、五島市に設置した施設

#### ○ペアレント・トレーニング

発達が気になる子どもやその保護者等が、親子のよりよい関係を築き、適切に接するための技法

#### ○放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業

#### ○放課後子ども教室

放課後や週末等に学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するもの。

#### ○母子会

母子家庭の母及び寡婦の福祉の増進を目的に組織された団体

#### [マ行]

#### ○マザーズサロン

子育てしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うことを目的として公共職業安定所に設置されているもの。

#### [ヤ行]

#### ○ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などによる特定の人のためのデザインではなく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいように製品、建物、環境をデザインすること。

○幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設

[う行]

○療育

医学的治療と教育その他の科学を総動員して障害児の可能性を開発し、自活できるように育成すること。



# 資 料 編

## 1 各年度・各地域における教育・保育の量の見込み及び確保方策

## 教育及び保育の量の見込み①【中間見直し】

市町村名	1号認定及び2号認定(3～5歳)											
	29年度施設等利用実績見込み		27年度		28年度		29年度		30年度【中間見直し】		31年度【中間見直し】	
	量の見込み		量の見込み		量の見込み		量の見込み		量の見込み		量の見込み	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
人		人		人		人		人		人		
長崎市	9,432		9,878		9,897		9,893		9,617		9,484	
	3,830	5,602	3,984	5,894	3,962	5,935	3,934	5,959	3,669	5,948	3,448	6,036
佐世保市	6,691		6,918		6,863		6,756		6,661		6,597	
	3,112	3,579	3,084	3,834	3,058	3,805	3,012	3,744	3,098	3,563	3,068	3,529
島原市	1,135		1,168		1,155		1,135		1,125		1,126	
	112	1,023	137	1,031	125	1,030	112	1,023	111	1,014	111	1,015
諫早市	3,643		3,561		3,453		3,422		3,320		3,355	
	1,196	2,447	1,095	2,466	1,062	2,391	1,052	2,370	1,021	2,299	1,032	2,323
大村市	2,741		2,804		2,783		2,776		2,917		2,916	
	1,045	1,696	787	2,017	780	2,003	778	1,998	1,211	1,706	1,200	1,716
平戸市	644		702		677		662		644		619	
	50	594	56	646	51	626	50	612	46	598	44	575
松浦市	598		552		549		524		564		551	
	144	454	171	381	170	379	162	362	136	428	136	415
対馬市	715		698		750		746		690		662	
	140	575	217	481	233	517	232	514	132	558	127	535
杵岐市	678		686		679		664		660		629	
	325	353	126	560	125	554	122	542	325	335	310	319
五島市	749		766		736		715		688		649	
	127	622	132	634	127	609	124	591	110	578	103	546
西海市	631		490		473		460		620		596	
	111	520	118	372	114	359	111	349	107	513	104	492
雲仙市	1,060		1,150		1,154		1,167		1,017		978	
	70	990	100	1,050	100	1,054	100	1,067	62	955	59	919
南島原市	1,066		1,002		991		978		926		910	
	102	964	109	893	108	883	107	871	101	825	99	811
長与町	1,196		1,184		1,172		1,142		1,118		1,117	
	573	623	566	618	560	612	548	594	535	583	534	583
時津町	856		893		905		867		872		858	
	477	379	499	394	506	399	485	382	456	416	437	421
東彼杵町	155		163		161		155		159		162	
	20	135	21	142	21	140	20	135	21	138	21	141
川棚町	318		330		328		318		305		295	
	106	212	110	220	109	219	106	212	101	204	98	197
波佐見町	415		416		415		415		415		410	
	209	206	209	207	209	206	209	206	209	206	206	204
小値賀町	55		55		55		55		55		55	
	20	35	20	35	20	35	20	35	20	35	20	35
佐々町	422		423		420		412		406		400	
	162	260	166	257	165	255	162	250	159	247	157	243
新上五島町	327		365		346		327		283		242	
	100	227	105	260	101	245	100	227	89	194	78	164
21市町村	33,527		34,204		33,962		33,589		33,062		32,611	
	12,031	21,496	11,812	22,392	11,706	22,256	11,546	22,043	11,719	21,343	11,392	21,219

教育及び保育の確保方策①【中間見直し】

市町村名	1号認定及び2号認定(3～5歳児)																								
	27年度					28年度					29年度					30年度					31年度				
	確保方策					確保方策					確保方策					確保方策					確保方策				
	特定教育・ 保育施設		その 他の 施設	・ 他 市 町 の 教 育 施 設 等	確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	特定教育・ 保育施設		その 他の 施設	・ 他 市 町 の 教 育 施 設 等	確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	特定教育・ 保育施設		その 他の 施設	・ 他 市 町 の 教 育 施 設 等	確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	特定教育・ 保育施設		その 他の 施設	・ 他 市 町 の 教 育 施 設 等	確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	特定教育・ 保育施設		その 他の 施設	・ 他 市 町 の 教 育 施 設 等	確 認 を 受 け な い 幼 稚 園
	1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定			
人					人					人					人					人					
長崎市	12,214					12,018					12,290					12,385					12,779				
	2,058	5,496	0	0	4,660	2,738	5,695	0	0	3,585	2,583	6,122	0	0	3,585	2,153	5,823	44	0	4,365	2,258	6,217	44	0	4,260
佐世保市	6,918					6,863					6,756					6,661					6,597				
	2,860	3,462	35	0	561	2,860	3,447	35	0	521	2,590	3,450	35	0	681	2,396	3,530	33	0	702	2,366	3,496	33	0	702
島原市	1,368					1,368					1,368					1,368					1,368				
	205	1,135	13	0	15	205	1,135	13	0	15	205	1,135	13	0	15	205	1,135	13	0	15	205	1,135	13	0	15
諫早市	3,641					3,711					3,746					4,175					4,093				
	880	2,251	0	0	510	880	2,321	0	0	510	880	2,356	0	0	510	880	2,356	49	0	890	880	2,272	51	0	890
大村市	3,068					3,068					3,068					3,066					3,089				
	614	1,516	23	100	815	614	1,516	23	100	815	614	1,516	23	100	815	756	1,536	134	100	540	684	1,631	134	100	540
平戸市	886					834					834					674					684				
	40	581	55	0	210	95	566	13	0	160	95	566	13	0	160	98	563	13	0	0	93	578	13	0	0
松浦市	552					549					524					564					551				
	170	377	5	0	0	176	368	5	0	0	161	358	5	0	0	136	424	4	0	0	136	411	4	0	0
対馬市	1,014					949					931					1,100					1,100				
	405	508	101	0	0	360	503	86	0	0	305	565	61	0	0	299	801	0	0	0	299	801	0	0	0
壱岐市	1,262					1,262					1,182					1,260					1,140				
	750	282	230	0	0	750	282	230	0	0	680	272	230	0	0	750	510	0	0	0	660	480	0	0	0
五島市	767					760					757					723					723				
	145	590	32	0	0	145	599	16	0	0	145	599	13	0	0	124	599	0	0	0	124	599	0	0	0
西海市	705					701					698					694					691				
	49	587	0	0	69	49	587	0	0	65	49	587	0	0	62	49	587	0	0	58	49	587	0	0	55
雲仙市	1,158					1,158					1,168					1,100					1,100				
	100	1,058	0	0	0	100	1,058	0	0	0	100	1,068	0	0	0	105	995	0	0	0	105	995	0	0	0
南島原市	1,235					1,233					1,233					1,233					1,233				
	190	1,038	0	0	7	205	1,028	0	0	0	205	1,028	0	0	0	205	1,028	0	0	0	205	1,028	0	0	0
長与町	1,428					1,444					1,432					1,443					1,443				
	566	567	0	0	295	560	594	0	0	290	548	594	0	0	290	142	527	14	209	551	142	527	14	209	551
時津町	852					852					852					970					970				
	106	329	0	97	320	426	329	0	97	0	426	329	0	97	0	220	358	72	70	250	220	358	72	70	250
東彼杵町	166					166					166					166					166				
	21	145	0	0	0	21	145	0	0	0	21	145	0	0	0	21	135	10	0	0	21	135	10	0	0
川棚町	330					330					330					330					330				
	110	220	0	0	0	110	220	0	0	0	110	220	0	0	0	110	220	0	0	0	110	220	0	0	0
波佐見町	537					467					417					417					417				
	0	167	0	0	370	40	217	0	0	210	150	267	0	0	0	210	207	0	0	0	210	207	0	0	0
小値賀町	55					55					55					55					55				
	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0
佐々町	427					427					427					427					427				
	90	218	0	119	0	90	218	0	119	0	90	218	0	119	0	90	218	0	119	0	90	218	0	119	0
新上五島町	507					495					495					495					495				
	160	267	80	0	0	160	255	80	0	0	160	255	80	0	0	160	255	80	0	0	160	255	80	0	0
21市町村	39,090					38,710					38,729					39,306					39,451				
	9,539	20,829	574	316	7,832	10,604	21,118	501	316	6,171	10,137	21,685	473	316	6,118	9,129	21,842	466	498	7,371	9,037	22,185	468	498	7,263

## 教育及び保育の量の見込み②【中間見直し】

市町村名	3号認定(0~2歳)					
	29年度施設等利用実績見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		量の見込み				
	人	人	人	人	人	人
長崎市	4,086	3,892	3,951	3,985	4,322	4,489
佐世保市	3,592	3,332	3,298	3,262	3,601	3,617
島原市	760	763	765	760	759	748
諫早市	1,651	1,625	1,645	1,625	1,605	1,585
大村市	1,741	1,191	1,200	1,194	1,771	1,801
平戸市	480	439	428	416	404	395
松浦市	429	334	326	316	365	356
対馬市	370	333	356	336	352	349
壱岐市	376	345	339	323	342	344
五島市	372	460	444	441	386	364
西海市	487	456	441	427	412	398
雲仙市	810	780	767	758	749	735
南島原市	797	665	655	637	617	595
長与町	579	405	407	408	579	584
時津町	357	285	262	251	322	320
東彼杵町	124	123	126	124	121	119
川棚町	196	210	203	196	191	187
波佐見町	249	253	252	249	246	243
小値賀町	32	25	25	25	32	32
佐々町	225	216	212	208	205	201
新上五島町	81	101	88	81	70	63
21市町村	17,794	16,233	16,190	16,022	17,451	17,525

## 教育及び保育の確保方策②【中間見直し】

市町村名	3号認定(0~2歳児)																			
	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度			
	確保方策				確保方策				確保方策				確保方策				確保方策			
	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	保育施設 ・ 特定教育 ・ 地域型保育 ・ その他の施設 ・ 他市町の教育 ・ 保育施設等	
長崎市	4,091				4,163				4,511				4,532				5,188			
	4,091	0	0	0	4,163	0	0	0	4,511	0	0	0	4,426	9	97	0	5,082	9	97	0
佐世保市	3,332				3,298				3,262				3,601				3,617			
	3,285	24	23	0	3,251	24	23	0	3,235	24	3	0	3,575	9	17	0	3,591	9	17	0
島原市	885				885				885				885				885			
	879	0	6	0	879	0	6	0	879	0	6	0	879	0	6	0	879	0	6	0
諫早市	1,480				1,540				1,616				1,616				1,585			
	1,480	0	0	0	1,540	0	0	0	1,616	0	0	0	1,616	0	0	0	1,585	0	0	0
大村市	1,260				1,260				1,260				1,721				1,806			
	1,186	45	29	0	1,186	45	29	0	1,186	45	29	0	1,337	251	133	0	1,422	251	133	0
平戸市	391				480				480				480				484			
	369	0	22	0	374	106	0	0	374	106	0	0	374	106	0	0	378	106	0	0
松浦市	334				326				316				365				356			
	332	2	0	0	324	2	0	0	314	2	0	0	363	2	0	0	354	2	0	0
対馬市	336				336				349				370				370			
	257	0	79	0	272	34	30	0	295	34	20	0	336	34	0	0	336	34	0	0
壱岐市	345				345				351				364				374			
	269	56	20	0	269	56	20	0	269	66	16	0	270	94	0	0	280	94	0	0
五島市	465				465				441				466				466			
	460	5	0	0	460	5	0	0	439	2	0	0	407	59	0	0	407	59	0	0
西海市	493				485				478				472				465			
	478	15	0	0	470	15	0	0	463	15	0	0	457	15	0	0	450	15	0	0
雲仙市	795				795				795				820				820			
	787	0	8	0	787	0	8	0	787	0	8	0	810	0	10	0	810	0	10	0
南島原市	864				869				869				858				858			
	853	0	11	0	858	0	11	0	858	0	11	0	858	0	0	0	858	0	0	0
長与町	421				430				418				580				590			
	383	0	38	0	395	0	35	0	383	0	35	0	525	0	55	0	535	0	55	0
時津町	276				276				276				285				345			
	264	12	0	0	264	12	0	0	264	12	0	0	273	12	0	0	333	12	0	0
東彼杵町	105				115				126				126				126			
	105	0	0	0	115	0	0	0	126	0	0	0	121	0	5	0	121	0	5	0
川棚町	200				200				200				200				200			
	200	0	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0
波佐見町	248				248				248				248				248			
	248	0	0	0	248	0	0	0	248	0	0	0	248	0	0	0	248	0	0	0
小値賀町	25				25				25				32				32			
	25	0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	32	0	0	0	32	0	0	0
佐々町	208				208				208				208				208			
	208	0	0	0	208	0	0	0	208	0	0	0	208	0	0	0	208	0	0	0
新上五島町	133				125				125				125				125			
	133	0	0	0	125	0	0	0	125	0	0	0	125	0	0	0	125	0	0	0
21市町村	16,687				16,874				17,239				18,354				19,148			
	16,292	159	236	0	16,413	299	162	0	16,805	306	128	0	17,440	591	323	0	18,234	591	323	0

## 2 統計資料

## 総人口・出生数等 【全国】

	総人口(千人)	出生数(万人)	出生率	合計特殊出生率	初婚年齢		離婚率
					男	女	
S22	78,101	267	34.3	4.54	26.1	22.9	1.02
25	83,200	233	28.1	3.65	25.9	23.0	1.01
30	89,276	173	19.4	2.37	26.6	23.8	0.84
35	93,419	160	17.2	2.00	27.2	24.4	0.74
40	98,275	182	18.6	2.14	27.2	24.5	0.79
45	103,720	193	18.8	2.13	26.9	24.2	0.93
50	111,940	190	17.1	1.91	27.0	24.7	1.07
55	117,060	157	13.6	1.75	27.8	25.2	1.22
60	121,049	143	11.9	1.76	28.2	25.5	1.39
H1	123,205	124	10.2	1.57	28.5	25.8	1.29
2	123,611	122	10.0	1.54	28.4	25.9	1.28
3	124,101	122	9.9	1.53	28.4	25.9	1.37
4	124,567	120	9.8	1.50	28.4	26.0	1.45
5	124,938	118	9.6	1.46	28.4	26.1	1.52
6	125,265	123	10.0	1.50	28.5	26.2	1.57
7	125,570	118	9.6	1.42	28.5	26.3	1.60
8	125,859	120	9.7	1.43	28.5	26.4	1.66
9	126,157	119	9.5	1.39	28.5	26.6	1.78
10	126,472	120	9.6	1.38	28.6	26.7	1.94
11	126,667	117	9.4	1.34	28.7	26.8	2.00
12	126,926	119	9.5	1.36	28.8	27.0	2.10
13	127,316	117	9.3	1.33	29.0	27.2	2.27
14	127,486	115	9.2	1.32	29.1	27.4	2.30
15	127,694	112	8.9	1.29	29.4	27.6	2.25
16	127,787	111	8.8	1.29	29.6	27.8	2.15
17	127,768	106	8.4	1.26	29.8	28.0	2.08
18	127,901	109	8.7	1.32	30.0	28.2	2.04
19	128,033	109	8.6	1.34	30.1	28.3	2.02
20	128,084	109	8.7	1.37	30.2	28.5	1.99
21	128,032	107	8.5	1.37	30.4	28.6	2.01
22	128,057	107	8.5	1.39	30.5	28.8	1.99
23	127,799	105	8.3	1.39	30.7	29.0	1.87
24	127,515	104	8.2	1.41	30.8	29.2	1.87
25	127,298	103	8.2	1.43	30.9	29.3	1.84
26	127,083	100	8.0	1.42	31.1	29.4	1.77
27	127,095	101	8.0	1.45	31.1	29.4	1.81
28	126,933	98	7.8	1.44	31.1	29.4	1.73

出生率、離婚率は人口千対

(資料：総人口は総務省「国勢調査」及び「人口推計」、その他は厚生労働省「人口動態統計」)



## 総人口・出生数等 【長崎県】

	総人口	出生数	出生率	合計特殊出生率	初婚年齢		離婚率
					男	女	
S22	1,531,674	53,021	34.6		26.3	23.0	1.25
25	1,645,492	54,602	33.2		25.7	22.7	1.28
30	1,747,596	43,131	24.7		26.5	23.5	1.01
35	1,760,421	36,508	20.7	2.72	27.2	24.5	0.96
40	1,641,245	30,188	18.4	2.54	27.4	24.7	0.84
45	1,570,245	26,720	17.1	2.33	26.7	24.3	0.96
50	1,571,912	25,639	16.3	2.13	26.5	24.7	1.10
55	1,590,564	22,232	14.0	1.87	27.5	25.4	1.24
60	1,593,968	20,365	12.7	1.87	28.1	25.9	1.44
H1	1,574,421	17,256	11.0	1.69	28.6	26.2	1.28
2	1,562,959	16,517	10.6	1.70	28.6	26.3	1.23
3	1,555,890	16,667	10.7	1.75	28.6	26.3	1.25
4	1,551,295	16,036	10.4	1.69	28.6	26.4	1.37
5	1,549,343	15,769	10.2	1.68	28.6	26.4	1.49
6	1,547,640	15,952	10.3	1.71	28.6	26.5	1.47
7	1,544,934	14,780	9.6	1.60	28.4	26.6	1.53
8	1,541,794	15,182	9.9	1.64	28.4	26.6	1.55
9	1,537,025	14,431	9.4	1.56	28.4	26.7	1.63
10	1,531,482	14,672	9.6	1.58	28.3	26.7	1.81
11	1,526,256	14,121	9.3	1.52	28.3	26.7	1.88
12	1,516,523	14,098	9.3	1.57	28.3	26.9	1.92
13	1,511,786	13,789	9.1	1.52	28.5	27.1	2.17
14	1,506,417	13,260	8.8	1.48	28.5	27.1	2.20
15	1,500,156	12,971	8.7	1.45	28.9	27.5	2.15
16	1,493,611	12,947	8.7	1.46	28.8	27.2	2.12
17	1,478,632	12,148	8.2	1.45	29.0	27.7	2.02
18	1,466,512	12,410	8.5	1.49	29.2	27.8	2.00
19	1,453,740	12,175	8.4	1.48	29.3	28.0	1.89
20	1,441,451	12,173	8.5	1.50	29.5	28.1	1.76
21	1,432,236	11,838	8.3	1.50	29.5	28.1	1.80
22	1,426,779	12,004	8.5	1.61	29.7	28.3	1.77
23	1,417,423	11,727	8.3	1.60	29.9	28.6	1.73
24	1,407,826	11,723	8.4	1.63	30.1	28.9	1.75
25	1,396,785	11,566	8.3	1.64	30.2	29.0	1.70
26	1,386,468	11,323	8.2	1.66	30.4	29.1	1.68
27	1,377,187	11,020	8.0	1.67	30.3	29.1	1.68
28	1,366,792	10,886	8.0	1.71	30.2	29.0	1.60

出生率、離婚率は人口千対

(資料：総人口は総務省「国勢調査」及び「人口推計」、その他は厚生労働省「人口動態統計」)

## 年齢別未婚率 【全国】

	男 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	4,196,415	3,783,927	90.2	3,775,382	1,551,181	41.1	2,797,239	254,770	9.1
昭和35年	4,125,266	3,779,717	91.6	4,094,656	1,888,669	46.1	3,746,898	371,363	9.9
昭和40年	4,496,297	4,061,866	90.3	4,157,028	1,898,104	45.7	4,147,254	455,908	11.0
昭和45年	5,312,991	4,784,640	90.1	4,517,248	2,099,467	46.5	4,181,687	486,746	11.6
昭和50年	4,563,526	4,015,924	88.0	5,426,289	2,619,455	48.3	4,624,591	661,900	14.3
昭和55年	3,932,017	3,596,576	91.5	4,513,252	2,486,552	55.1	5,388,380	1,158,658	21.5
昭和60年	4,133,561	3,808,516	92.1	3,914,705	2,363,731	60.4	4,523,801	1,273,046	28.1
平成 2年	4,418,432	4,074,701	92.2	4,019,342	2,586,358	64.3	3,877,338	1,263,602	32.6
平成 7年	4,979,898	4,618,381	92.7	4,369,726	2,925,861	67.0	4,034,652	1,504,142	37.3
平成12年	4,243,859	3,946,632	93.0	4,882,084	3,392,020	69.5	4,354,603	1,873,144	43.0
平成17年	3,754,822	3,508,621	93.4	4,198,551	2,998,565	71.4	4,933,265	2,322,140	47.1
平成22年	3,266,240	2,986,237	91.4	3,691,723	2,553,724	69.2	4,221,011	1,941,000	46.0
平成27年	3,046,392	2,755,989	90.5	3,255,717	2,222,616	68.3	3,684,747	1,648,679	44.7

	男 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	2,319,498	72,273	3.1	2,324,750	40,234	1.7	2,135,515	27,116	1.3
昭和35年	2,763,208	100,687	3.6	2,274,344	46,061	2.0	2,256,804	31,350	1.4
昭和40年	3,747,509	155,687	4.2	2,729,666	66,410	2.4	2,224,594	37,642	1.7
昭和45年	4,121,574	192,427	4.7	3,665,821	102,976	2.8	2,678,682	51,329	1.9
昭和50年	4,212,566	255,452	6.1	4,125,063	151,077	3.7	3,656,501	90,717	2.5
昭和55年	4,568,728	389,563	8.5	4,137,879	195,990	4.7	4,016,696	124,106	3.1
昭和60年	5,365,107	761,077	14.2	4,526,633	336,327	7.4	4,071,950	189,699	4.7
平成 2年	4,483,536	851,644	19.0	5,313,651	622,682	11.7	4,455,177	299,929	6.7
平成 7年	3,889,083	879,242	22.6	4,482,072	736,164	16.4	5,289,590	591,587	11.2
平成12年	4,025,226	1,037,911	25.8	3,873,623	713,869	18.4	4,425,700	647,942	14.6
平成17年	4,402,787	1,320,943	30.0	4,065,470	895,788	22.0	3,867,500	662,971	17.1
平成22年	4,950,122	1,721,222	34.8	4,400,375	1,230,946	28.0	4,027,969	887,283	22.0
平成27年	4,204,202	1,416,172	33.7	4,914,018	1,423,716	29.0	4,354,877	1,092,022	25.1

	女 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	4,206,828	2,799,208	66.5	3,828,946	789,110	20.6	3,319,693	263,223	7.9
昭和35年	4,193,184	2,862,239	68.3	4,114,704	890,070	21.6	3,770,907	354,216	9.4
昭和40年	4,572,392	3,113,293	68.1	4,206,801	795,199	18.9	4,110,076	370,650	9.0
昭和45年	5,347,327	3,831,774	71.7	4,571,868	825,639	18.1	4,190,340	300,958	7.2
昭和50年	4,507,983	3,121,468	69.2	5,368,294	1,122,569	20.9	4,621,200	354,194	7.7
昭和55年	3,851,795	2,992,998	77.7	4,463,705	1,067,570	23.9	5,320,249	482,536	9.1
昭和60年	3,999,703	3,256,852	81.4	3,839,715	1,173,525	30.6	4,461,364	463,518	10.4
平成 2年	4,275,930	3,640,728	85.1	3,933,874	1,581,506	40.2	3,814,747	525,748	13.8
平成 7年	4,785,397	4,145,658	86.6	4,244,677	2,048,364	48.3	3,934,034	774,553	19.7
平成12年	4,040,124	3,562,734	88.2	4,725,557	2,563,122	54.2	4,237,697	1,132,404	26.7
平成17年	3,595,776	3,189,283	88.7	4,081,498	2,408,810	59.0	4,821,592	1,541,338	32.0
平成22年	3,160,193	2,776,114	87.8	3,601,978	2,121,465	58.9	4,120,486	1,396,332	33.9
平成27年	2,921,735	2,572,112	88.0	3,153,895	1,852,959	58.8	3,606,131	1,211,351	33.6

	女 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	2,795,628	110,007	3.9	2,620,580	61,743	2.4	2,231,658	38,150	1.7
昭和35年	3,274,822	179,069	5.5	2,744,786	86,509	3.2	2,559,755	53,883	2.1
昭和40年	3,751,030	253,981	6.8	3,231,736	151,551	4.7	2,697,217	79,992	3.0
昭和45年	4,085,338	237,110	5.8	3,674,127	195,172	5.3	3,198,934	127,474	4.0
昭和50年	4,209,754	222,646	5.3	4,099,007	204,704	5.0	3,704,909	180,448	4.9
昭和55年	4,582,423	252,471	5.5	4,158,160	185,042	4.5	4,041,109	179,976	4.5
昭和60年	5,309,439	351,581	6.6	4,558,947	223,119	4.9	4,124,682	176,433	4.3
平成 2年	4,438,893	331,404	7.5	5,275,674	303,169	5.7	4,510,031	205,807	4.6
平成 7年	3,819,945	381,801	10.0	4,434,865	297,636	6.7	5,255,354	294,400	5.6
平成12年	3,937,859	546,216	13.9	3,818,683	327,487	8.6	4,404,042	275,259	6.3
平成17年	4,332,994	796,531	18.4	4,015,126	484,119	12.1	3,858,361	316,596	8.2
平成22年	4,836,227	1,097,468	22.7	4,341,490	741,256	17.1	4,005,147	495,123	12.4
平成27年	4,111,955	959,761	23.3	4,818,200	913,188	19.0	4,307,927	683,887	15.9

(資料：総務省「国勢調査」)

## 年齢別未婚率 【長崎県】

	男 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	73,920	65,291	88.3	69,810	26,537	38.0	54,361	4,475	8.2
昭和35年	59,875	53,510	89.4	67,486	28,905	42.8	66,554	6,220	9.3
昭和40年	43,167	38,139	88.4	50,244	21,137	42.1	59,510	6,045	10.2
昭和45年	54,181	47,616	87.9	44,567	18,676	41.9	49,263	4,886	9.9
昭和50年	53,441	45,969	86.0	60,439	26,679	44.1	46,771	5,462	11.7
昭和55年	44,637	40,206	90.1	58,172	29,702	51.1	62,521	11,397	18.2
昭和60年	39,500	35,890	90.9	48,760	27,942	57.3	59,587	14,932	25.1
平成 2年	35,042	31,978	91.3	40,932	24,844	60.7	48,157	14,620	30.4
平成 7年	40,862	37,101	90.8	38,973	24,471	62.8	42,327	14,468	34.2
平成12年	36,679	32,963	89.9	43,479	27,723	63.8	39,849	15,356	38.5
平成17年	34,168	30,878	90.4	38,239	24,883	65.1	43,519	18,007	41.4
平成22年	28,306	25,364	89.6	33,237	21,664	65.2	37,749	16,033	42.5
平成27年	26,912	24,032	89.3	29,152	19,134	65.6	33,949	14,348	42.3

	男 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	43,047	1,381	3.2	41,503	855	2.1	39,251	567	1.4
昭和35年	51,829	1,869	3.6	41,059	902	2.2	38,833	568	1.5
昭和40年	59,175	2,348	4.0	46,076	1,132	2.5	36,708	657	1.8
昭和45年	56,105	2,302	4.1	54,763	1,441	2.6	42,817	797	1.9
昭和50年	48,838	2,456	5.0	54,412	1,723	3.2	52,413	1,174	2.2
昭和55年	46,972	3,207	6.8	48,154	1,953	4.1	52,737	1,513	2.9
昭和60年	62,351	7,140	11.5	46,366	2,773	6.0	46,791	1,908	4.1
平成 2年	58,462	9,718	16.6	60,663	5,609	9.2	44,332	2,437	5.5
平成 7年	48,929	10,436	21.3	58,442	8,478	14.5	60,087	5,520	9.2
平成12年	42,824	10,410	24.3	48,577	8,950	18.4	57,544	7,886	13.7
平成17年	40,168	11,446	28.5	42,523	9,072	21.3	47,605	8,181	17.2
平成22年	43,031	13,734	31.9	39,697	10,324	26.0	41,781	8,894	21.3
平成27年	38,079	12,196	32.0	43,269	11,870	27.4	39,397	9,586	24.3

	女 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	74,260	45,427	61.2	71,743	13,808	19.2	63,569	4,911	7.7
昭和35年	64,890	40,524	62.5	70,859	14,490	20.4	68,961	5,933	8.6
昭和40年	55,331	36,769	66.5	59,179	11,761	19.9	64,080	5,817	9.1
昭和45年	65,427	47,662	72.8	53,603	11,347	21.2	55,988	4,241	7.6
昭和50年	60,427	43,227	71.5	64,592	16,431	25.4	52,660	4,668	8.9
昭和55年	50,905	39,964	78.5	62,121	17,836	28.7	63,986	7,134	11.1
昭和60年	46,059	37,739	81.9	52,765	18,094	34.3	61,220	7,692	12.6
平成 2年	42,649	36,252	85.0	46,509	19,815	42.6	51,408	8,063	15.7
平成 7年	45,607	39,134	85.8	44,312	21,547	48.6	46,368	9,705	20.9
平成12年	39,966	34,550	86.4	46,408	24,591	53.0	44,481	11,929	26.8
平成17年	36,914	32,107	87.0	40,508	23,029	56.9	46,786	14,724	31.5
平成22年	30,834	26,709	86.6	35,277	20,213	57.3	39,872	13,601	34.1
平成27年	27,751	24,130	87.0	29,693	17,157	57.8	35,186	11,929	33.9

	女 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	51,807	1,987	3.8	46,656	1,124	2.4	41,166	825	2.0
昭和35年	61,159	3,219	5.3	49,562	1,559	3.1	44,384	1,010	2.3
昭和40年	62,630	4,028	6.4	56,035	2,610	4.7	45,912	1,442	3.1
昭和45年	60,522	3,504	5.8	58,520	2,987	5.1	53,170	2,096	3.9
昭和50年	54,740	3,097	5.7	58,394	2,858	4.9	56,580	2,690	4.8
昭和55年	52,615	3,361	6.4	53,904	2,577	4.8	57,232	2,546	4.4
昭和60年	63,422	5,206	8.2	51,839	2,973	5.7	52,854	2,477	4.7
平成 2年	60,113	5,498	9.1	62,285	4,515	7.2	50,454	2,766	5.5
平成 7年	51,300	5,809	11.3	59,492	4,978	8.4	61,352	4,358	7.1
平成12年	46,282	7,099	15.3	50,834	5,084	10.0	58,620	4,738	8.1
平成17年	44,584	8,752	19.6	45,944	6,212	13.5	50,228	4,934	9.8
平成22年	45,773	10,811	23.6	43,740	7,781	17.8	45,102	6,113	13.6
平成27年	39,446	9,737	24.7	45,092	9,260	20.5	42,992	7,407	17.2

(資料：総務省「国勢調査」)

## 長崎県人口の推移（平成24年中位推計）

※2015年は国勢調査による実績値

（単位：人）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	1,377,187	1,320,596	1,257,939	1,192,223	1,124,291	1,053,851	982,200
0～4歳	55,567	50,734	45,008	41,890	38,738	35,542	32,540
5～9歳	59,215	55,929	51,183	45,471	42,373	39,206	35,989
10～14歳	63,224	58,983	55,868	51,186	45,518	42,448	39,302
15～19歳	65,191	57,158	53,593	50,909	46,778	41,686	38,949
20～24歳	55,584	51,770	45,414	42,837	40,892	37,665	33,598
25～29歳	59,433	55,275	51,550	45,246	42,840	41,105	37,830
30～34歳	69,603	59,888	55,697	51,935	45,549	43,351	41,771
35～39歳	77,995	69,762	60,163	55,940	52,239	45,908	43,858
40～44歳	88,943	77,733	69,738	60,231	55,992	52,365	46,130
45～49歳	82,957	88,155	77,272	69,436	60,024	55,785	52,247
50～54歳	86,042	81,677	86,901	76,330	68,715	59,457	55,308
55～59歳	94,870	84,352	80,126	85,334	75,111	67,763	58,687
60～64歳	110,515	93,213	83,031	78,963	84,159	74,225	67,119
65～69歳	111,516	106,724	90,284	80,694	76,867	81,982	72,432
70～74歳	82,196	105,382	100,945	85,666	76,841	73,385	78,337
75～79歳	76,209	74,835	96,514	92,615	78,974	71,150	68,175
80～84歳	66,526	64,345	63,771	83,113	80,010	68,814	62,467
85～89歳	44,836	48,694	47,884	48,114	63,853	61,809	53,939
90歳～	26,765	35,987	42,997	46,313	48,818	60,205	63,522
(再掲)							
0～14歳	178,006	165,646	152,059	138,547	126,629	117,196	107,831
15～64歳	791,133	718,983	663,485	617,161	572,299	519,310	475,497
65歳～	408,048	435,967	442,395	436,515	425,363	417,345	398,872

## （年齢3区分別人口割合（％））

0～14歳	12.9	12.5	12.1	11.6	11.3	11.1	11.0
15～64歳	57.4	54.4	52.7	51.8	50.9	49.3	48.4
65歳～	29.6	33.0	35.2	36.6	37.8	39.6	40.6

（資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」）

## 18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合の推移 【長崎県】

	18歳未満の子どもが いる世帯数	18歳未満の子どもが いる核家族世帯数	18歳未満の子どもがいる世帯 のうち核家族世帯の割合(%)
昭和55年	232,677	161,168	69.3
昭和60年	223,735	154,292	69.0
平成 2年	202,435	140,176	69.2
平成 7年	180,817	126,367	69.9
平成12年	164,323	118,387	72.0
平成17年	148,135	109,416	73.9
平成22年	133,238	101,680	76.3
平成27年	121,179	95,454	78.8

(資料：総務省「国勢調査」)

## 女性の年齢階級別労働力率

## 【全国】

	平成22年			平成27年		
	人口	労働力人口	労働力率	人口	労働力人口	労働力率
15～19歳	2,954,128	440,816	14.9	2,922,972	401,063	13.7
20～24歳	3,160,193	2,086,599	66.0	2,921,735	1,819,430	62.3
25～29歳	3,601,978	2,607,433	72.4	3,153,895	2,272,758	72.1
30～34歳	4,120,486	2,666,556	64.7	3,606,131	2,385,367	66.1
35～39歳	4,836,227	3,094,720	64.0	4,111,955	2,735,798	66.5
40～44歳	4,341,490	2,970,796	68.4	4,818,200	3,385,766	70.3
45～49歳	4,005,147	2,893,442	72.2	4,307,927	3,128,186	72.6
50～54歳	3,834,923	2,704,076	70.5	3,961,985	2,863,125	72.3
55～59歳	4,376,245	2,706,540	61.8	3,785,723	2,524,673	66.7
60～64歳	5,116,781	2,337,890	45.7	4,303,891	2,170,685	50.4
65歳以上	16,775,273	2,365,342	14.1	18,979,972	3,064,332	16.1

## 【長崎県】

	平成22年			平成27年		
	人口	労働力人口	労働力率	人口	労働力人口	労働力率
15～19歳	34,710	4,487	12.9	31,752	3,729	11.7
20～24歳	30,834	22,226	72.1	27,751	19,064	68.7
25～29歳	35,277	27,665	78.4	29,693	23,754	80.0
30～34歳	39,872	28,613	71.8	35,186	26,555	75.5
35～39歳	45,773	32,640	71.3	39,446	29,815	75.6
40～44歳	43,740	32,879	75.2	45,092	35,243	78.2
45～49歳	45,102	34,811	77.2	42,992	34,277	79.7
50～54歳	49,409	36,451	73.8	44,356	34,447	77.7
55～59歳	56,946	36,193	63.6	48,616	34,157	70.3
60～64歳	59,017	26,877	45.5	56,269	29,575	52.6
65歳以上	222,757	25,802	11.6	239,305	34,862	14.6

(資料：総務省「国勢調査」)

## 共働き等世帯数の推移

## 【全国】

	共働き世帯数 (雇用の共働き世帯)		専業主婦世帯数 (男性雇用者と無業の妻から成る世帯)	
		割合		割合
昭和55年	614	35.5	1,114	64.5
昭和56年	645	37.3	1,082	62.7
昭和57年	664	37.7	1,096	62.3
昭和58年	708	40.5	1,038	59.5
昭和59年	721	40.6	1,054	59.4
昭和60年	722	43.1	952	56.9
昭和61年	720	43.1	952	56.9
昭和62年	748	44.5	933	55.5
昭和63年	771	44.9	946	55.1
平成元年	783	45.7	930	54.3
平成2年	823	47.8	897	52.2
平成3年	877	49.7	888	50.3
平成4年	914	50.3	903	49.7
平成5年	929	50.4	915	49.6
平成6年	943	50.3	930	49.7
平成7年	908	48.7	955	51.3
平成8年	927	49.7	937	50.3
平成9年	949	50.7	921	49.3
平成10年	956	51.8	889	48.2
平成11年	929	50.5	912	49.5
平成12年	942	50.7	916	49.3
平成13年	951	51.7	890	48.3
平成14年	951	51.5	894	48.5
平成15年	949	52.2	870	47.8
平成16年	961	52.3	875	47.7
平成17年	988	53.4	863	46.6
平成18年	977	53.4	854	46.6
平成19年	1,013	54.3	851	45.7
平成20年	1,011	55.1	825	44.9
平成21年	995	54.5	831	45.5
平成22年	1,012	55.9	797	44.1
平成23年	[987]	56.1	[773]	43.9
平成24年	1,054	57.3	787	42.7
平成25年	1,065	58.8	745	41.2
平成26年	1,077	59.9	720	40.1
平成27年	1,114	61.9	687	38.1
平成28年	1,129	63.0	664	37.0

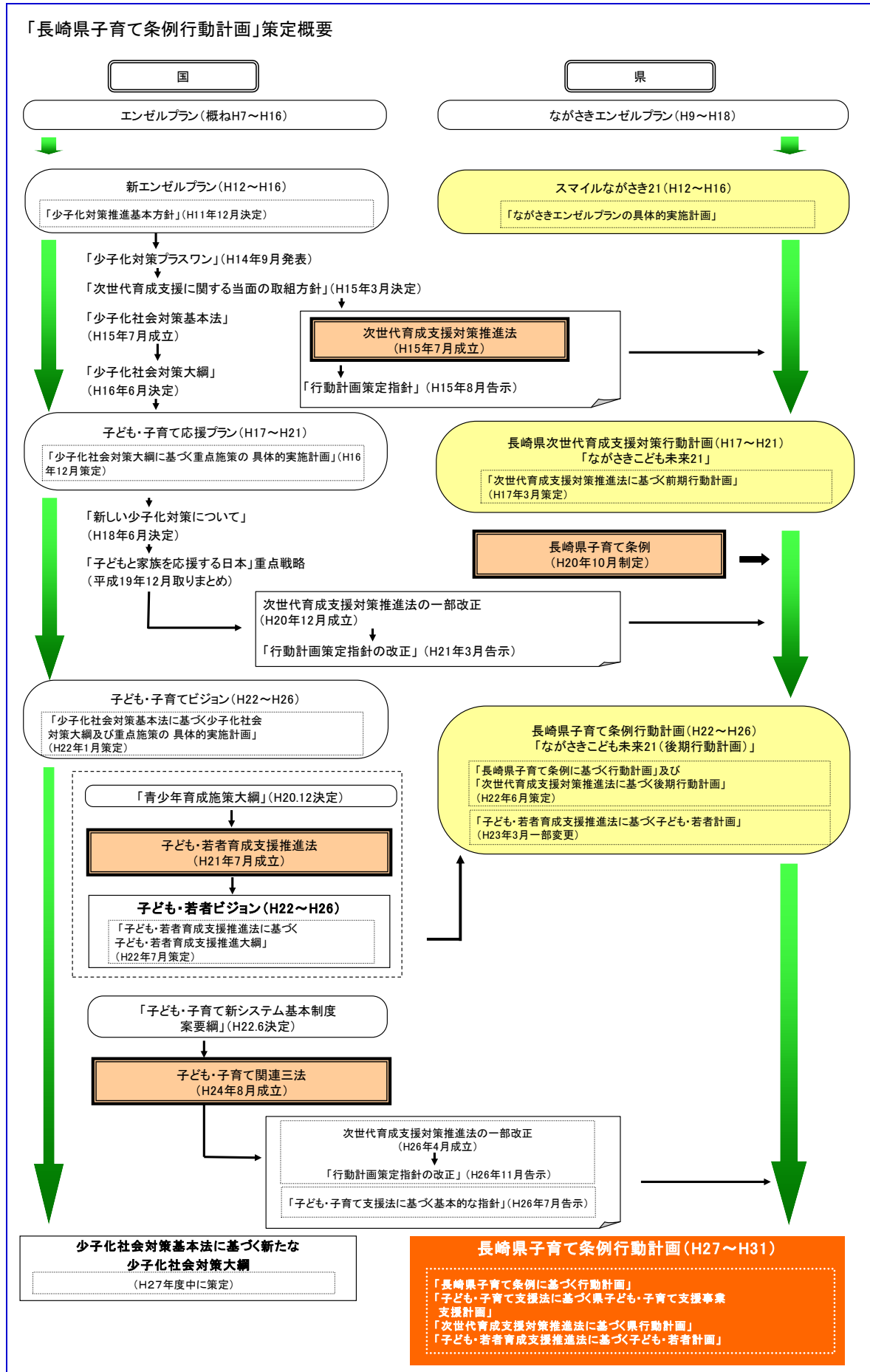
資料：内閣府「男女共同参画白書」

注：共働き世帯とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。

専業主婦世帯とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

### 3 長崎県子育て条例行動計画策定概要





## 4 長崎県子育て条例行動計画策定経過

開催期日	会議名等	内 容
平成25年9月～10月	長崎県少子化問題基礎調査	少子化問題についての県民意識調査
平成25年10月16日	ワーキンググループ（関係課）会議	行動計画（骨子案）の説明ほか
平成25年11月14日	長崎県子育て条例推進協議会（平成25年度第1回）	子ども・子育て支援新制度及び行動計画（骨子案）の説明
平成26年 1月22日	長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議（平成25年度第1回）	子ども・子育て支援新制度説明、少子化問題基礎調査の結果報告及び行動計画（素案）の協議・検討
平成26年 2月18日	長崎県子育て条例推進協議会（平成25年度第2回）	少子化問題基礎調査の結果報告及び行動計画（素案）の協議・検討
平成26年 7月25日	長崎県次世代育成支援対策推進会議・連絡会議（平成26年度第1回）	子ども・子育て支援新制度説明、少子化問題基礎調査の結果報告及び行動計画（素案）の協議・検討
平成26年 7月30日	長崎県子育て条例推進協議会開催（平成26年度第1回）	行動計画（素案）の協議・検討
平成26年10月30日	長崎県子育て条例推進協議会（平成26年度第2回）	行動計画（案）の協議・検討
平成26年11月18日	長崎県次世代育成支援対策推進会議・連絡会議（平成26年度第2回）	行動計画（案）の協議・検討
平成26年11月20日～12月11日	パブリックコメント	行動計画（案）のパブリックコメント
平成26年12月25日	長崎県子育て条例推進協議会開催（平成26年度第3回）	パブリックコメント結果報告及び行動計画（案）の協議・検討
平成27年 1月 5日	長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議（平成26年度第3回）	パブリックコメント結果報告及び行動計画（案）の協議・検討
平成27年 1月15日	長崎県次世代育成支援対策推進会議（平成26年度第3回）	パブリックコメント結果報告及び行動計画（案）の協議・検討
平成27年 3月18日	長崎県議会平成27年2月定例会	行動計画案可決
平成28年 7月29日	長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議（平成28年度第1回）	行動計画変更案の協議・検討
平成28年 8月 8日	長崎県子育て条例推進協議会開催（平成28年度第1回）	行動計画変更案の協議・検討
平成28年10月 6日	長崎県議会平成28年9月定例会	行動計画変更案可決
平成30年 1月17日	長崎県子育て条例推進協議会開催（平成29年度第1回）	行動計画変更案の協議・検討
平成30年 3月28日	長崎県議会平成30年3月定例会	行動計画変更案可決

## 5 長崎県少子化問題基礎調査結果報告書(抜粋)

### 1. 「長崎県少子化問題基礎調査」の概要

#### (1) 調査目的

少子化に関する県民の意識と関連施策へのニーズを把握し、長崎県子育て条例に基づく長崎県子育て条例行動計画策定の基礎資料とすること。

#### (2) 調査項目

- ① 結婚、出産に対する考え方について
- ② 子育て状況、子育てに対する考え方について
- ③ 自分自身の子育て、地域の子育て支援に対する考え方について
- ④ 仕事と子育てに対する考え方について
- ⑤ 子育て支援に対する考え方について
- ⑥ 少子化に対する考え方について

#### (3) 調査実施時期

平成 25 年 9 月末から 10 月中旬まで

#### (4) 調査対象・方法

住民基本台帳から無作為抽出した県内在住の 20 歳以上 64 歳以下の男女 3,000 人に対する配付・回収

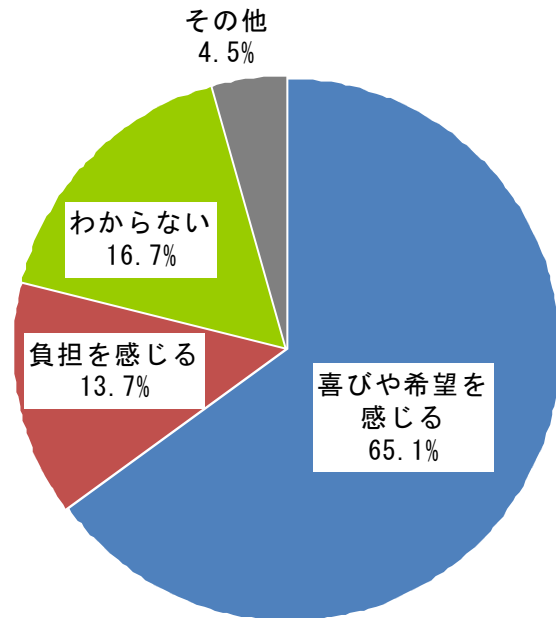
発送数：3,000 部      回収数：1,029 部      回収率：34.3%

## 2. 集計結果

## 問6 結婚に対する感じ方について

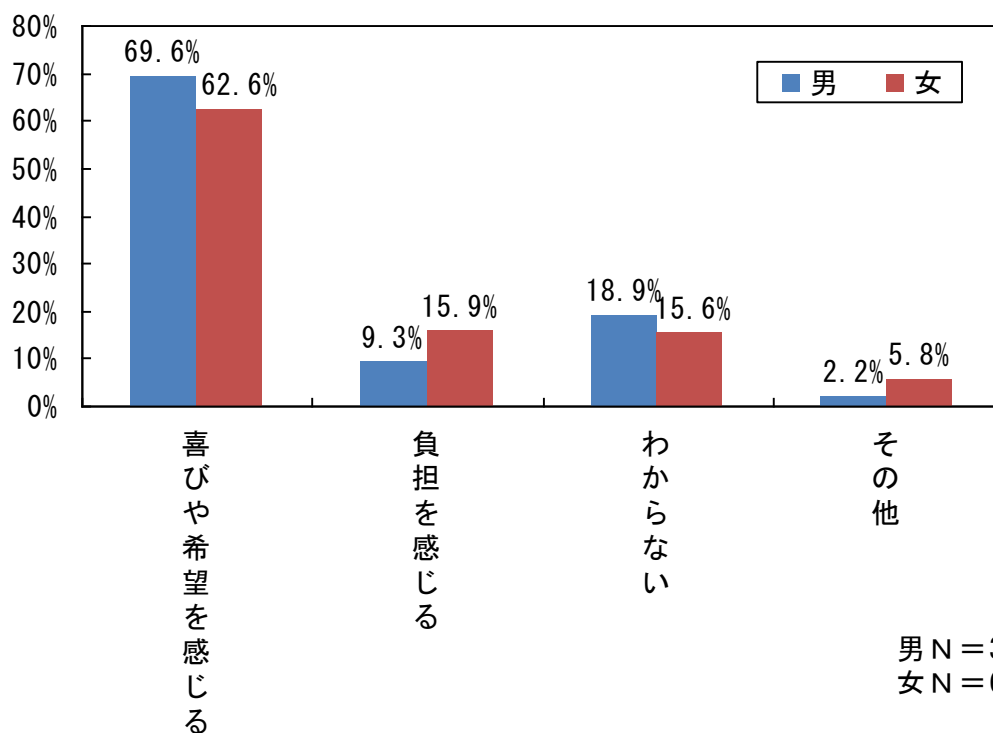
あなたは結婚に対してどのように感じますか。(〇は1つ)

〈SA〉



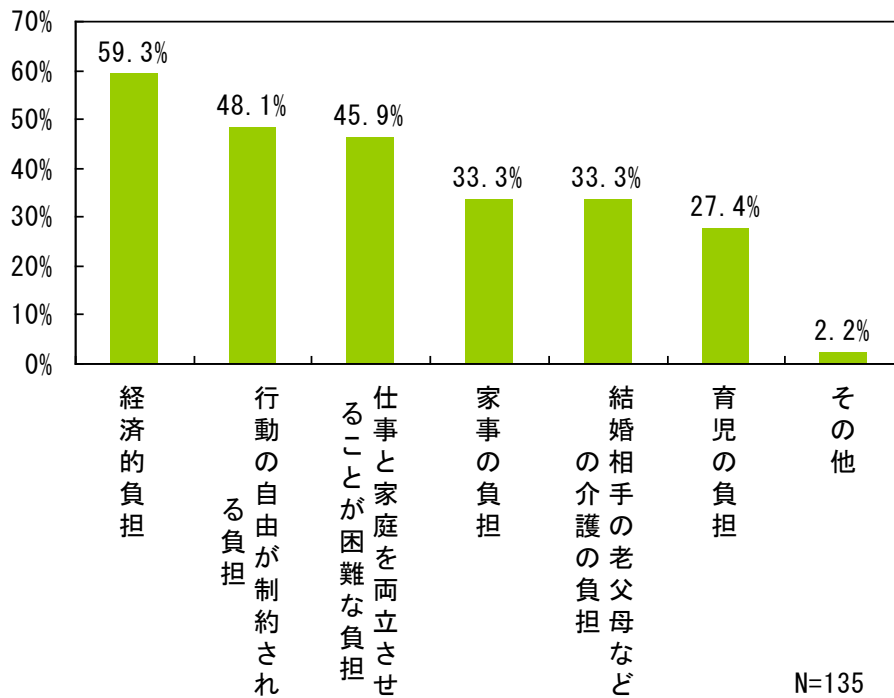
N=1,005

## ◆男女別

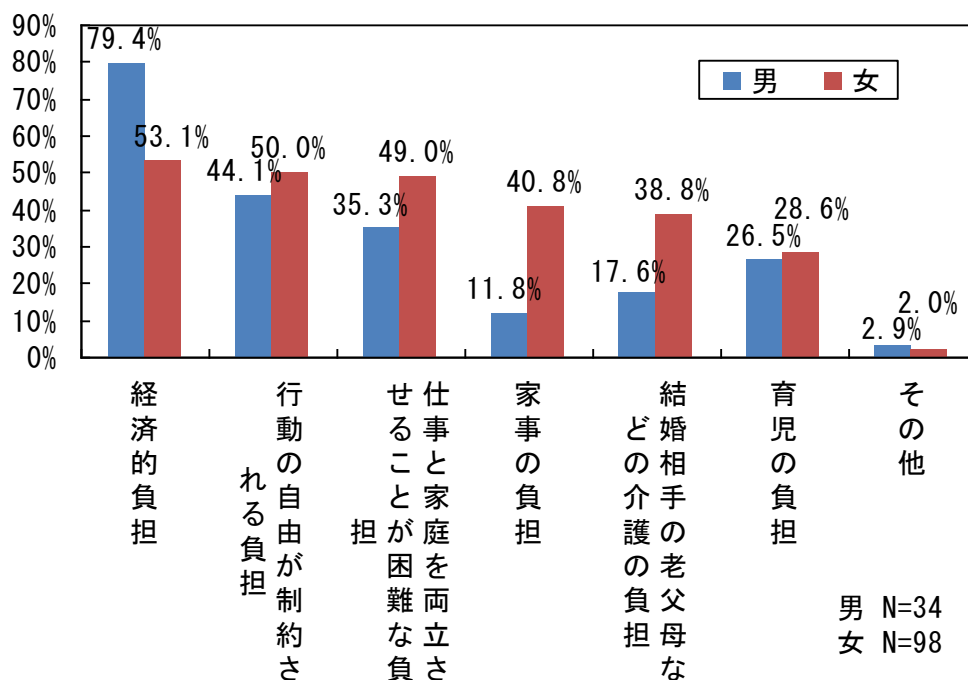


問 6-1. 結婚に対する負担の内容について

問 6 で「 2) 負担を感じる」に○をつけた方にかがいます。  
 あなたはどのような負担を感じますか。（○はあてはまるものすべてに） <MA>



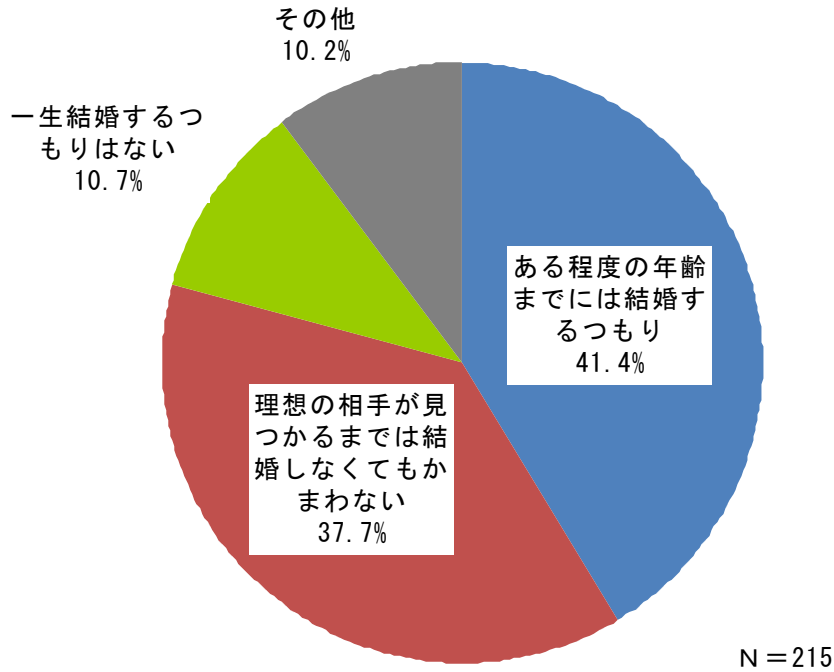
◆男女別



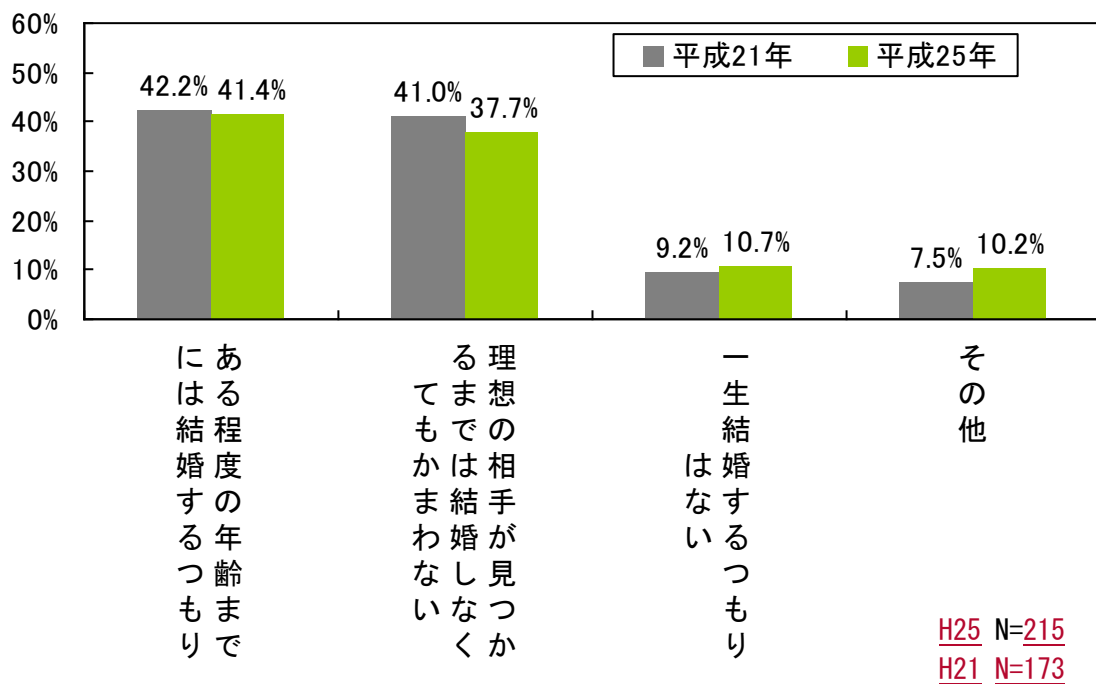
問7 結婚する意志について

問5で「3)結婚していない」に○をつけた方にうかがいます。  
あなたは結婚する意志がありますか。(○は1つ)

<SA>

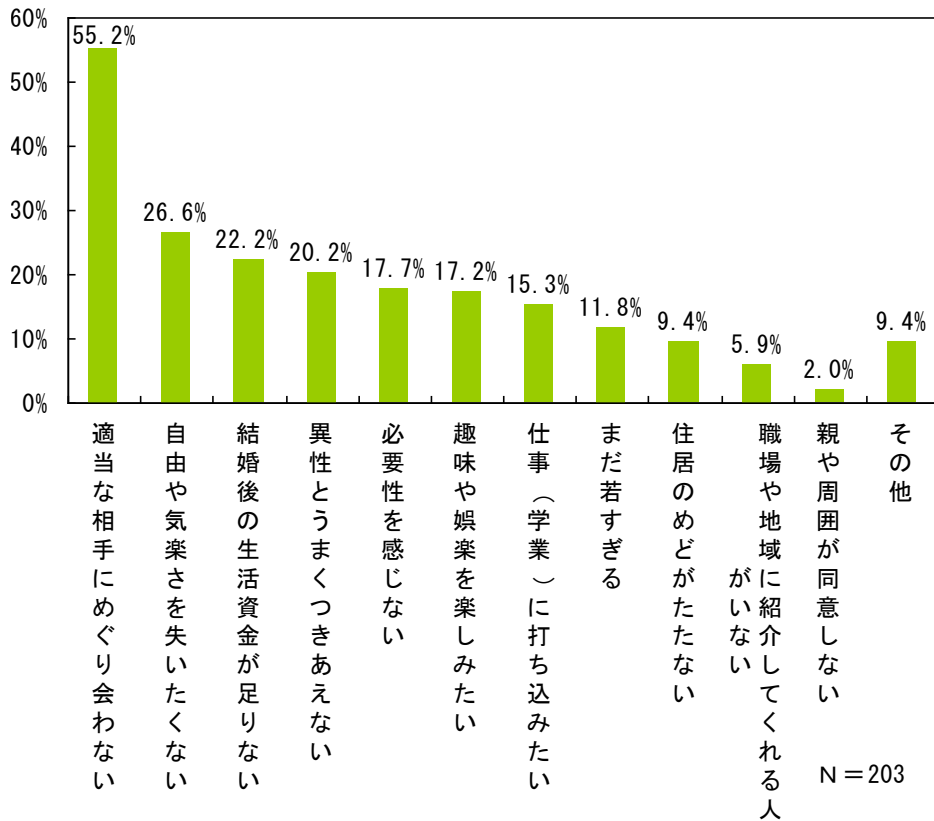


◆前回調査との比較

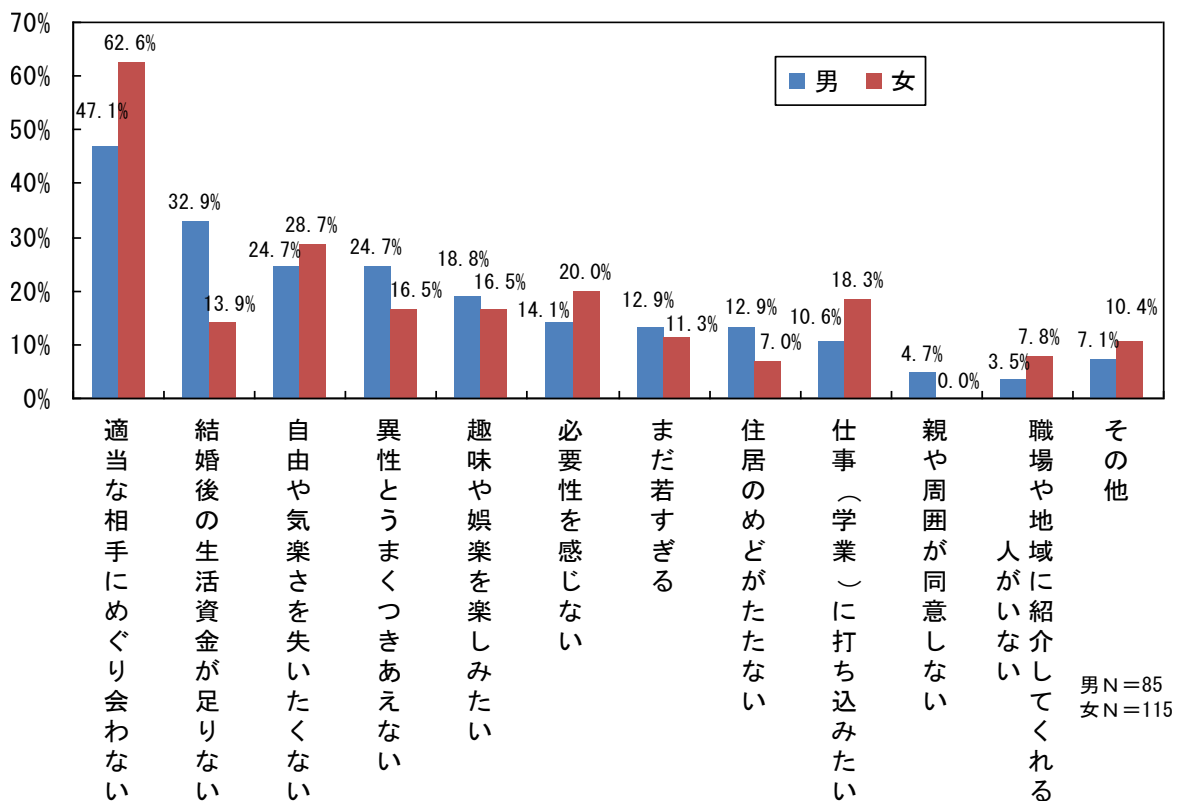


問8 独身の理由について

問5で「3)結婚していない」に○をつけた方にうかがいます。  
 あなたが独身の理由はなんですか。(○はあてはまるものすべてに) <MA>



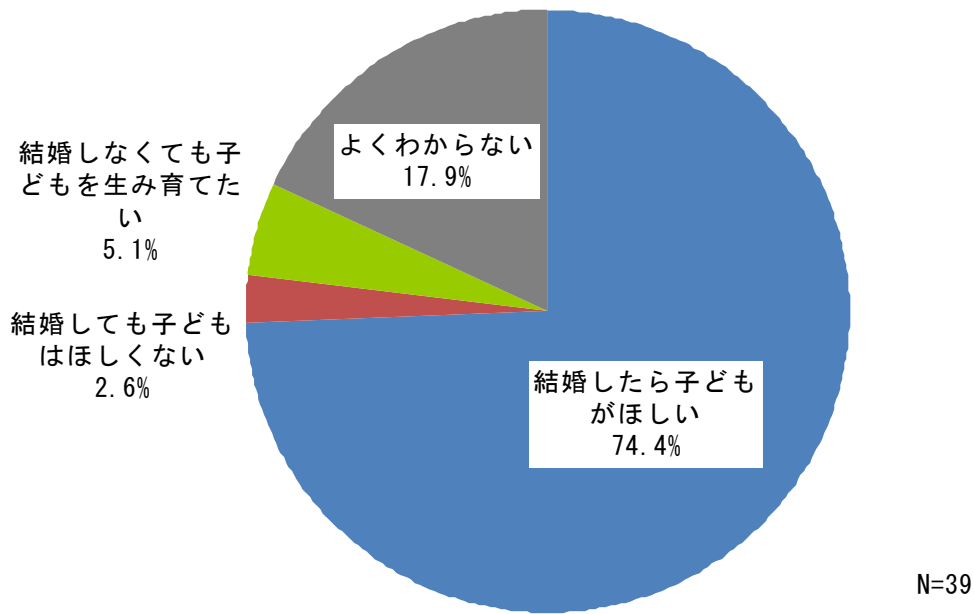
◆男女別



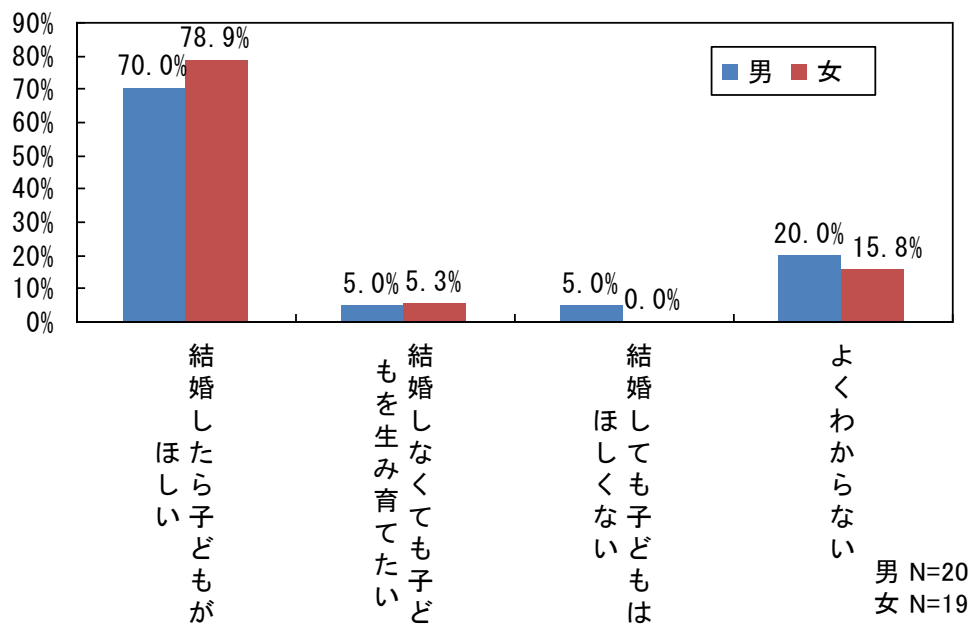
問 1 1 子どもを生き育てる意志について

問 5 で「 3)結婚していない」に○をつけた方にうかがいます。  
 あなたは子どもを生き育てたいと思いますか。(○は1つ)

〈SA〉



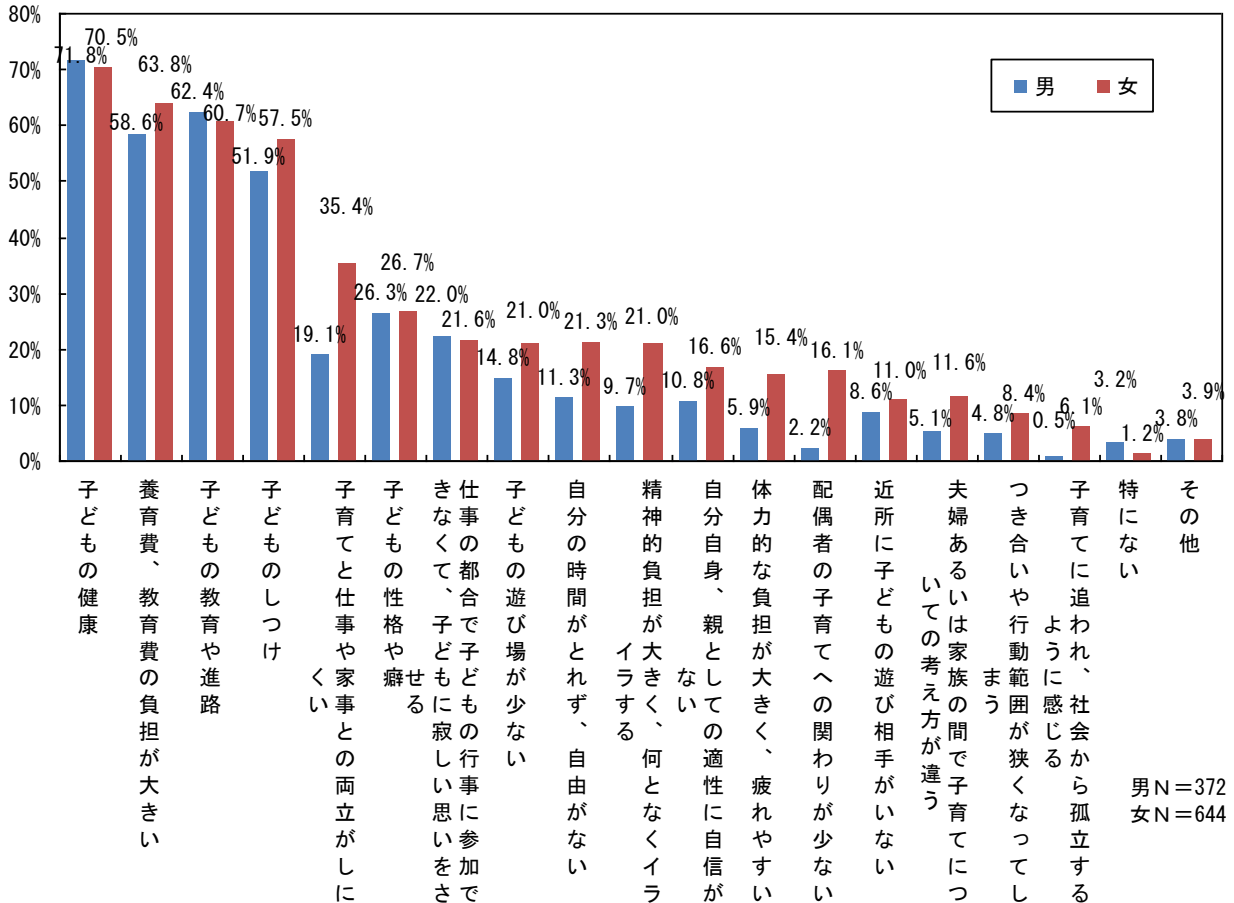
◆男女別



問 12 子どもを生き育てることの心配や大変さについて

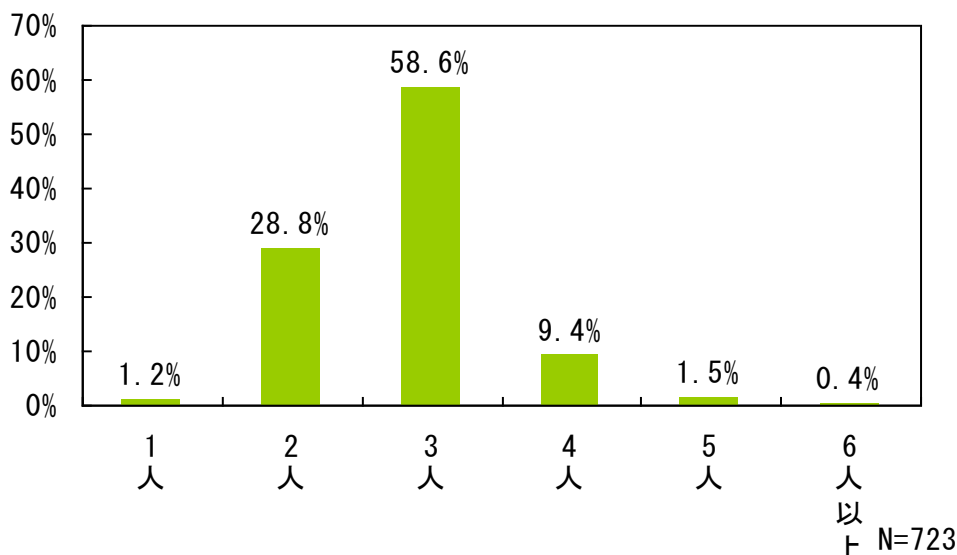
問 12 は全員の方にうかがいます。  
 あなたは子供を生き育てることの心配や大変さとは、どのようなことだと思いますか。  
 (〇はあてはまるものすべてに) 〈MA〉

◆男女別



問 15 理想の子どもの数について

お子さんのいる方にうかがいます。  
 あなたにとって理想的な子どもの数は何人ですか。

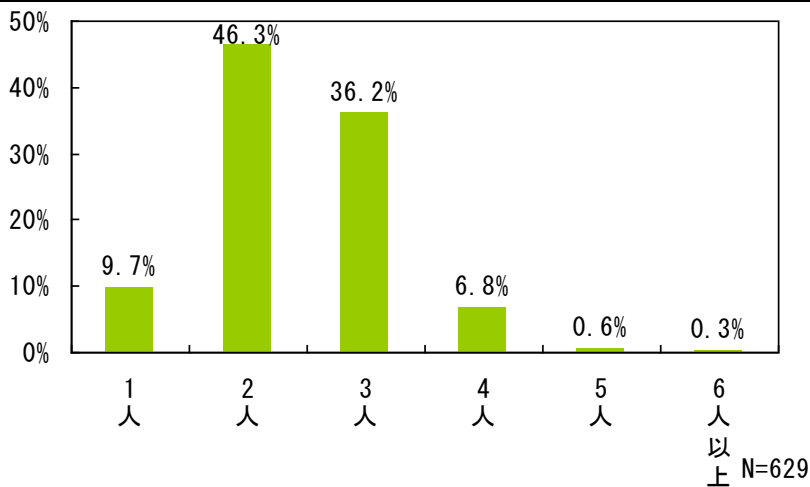




問 16 実際に持つことを考えている子どもの数について

お子さんのいる方にうかがいます。

今いるお子さんを含めて、実際に何人の子どもを持つことを考えていますか。



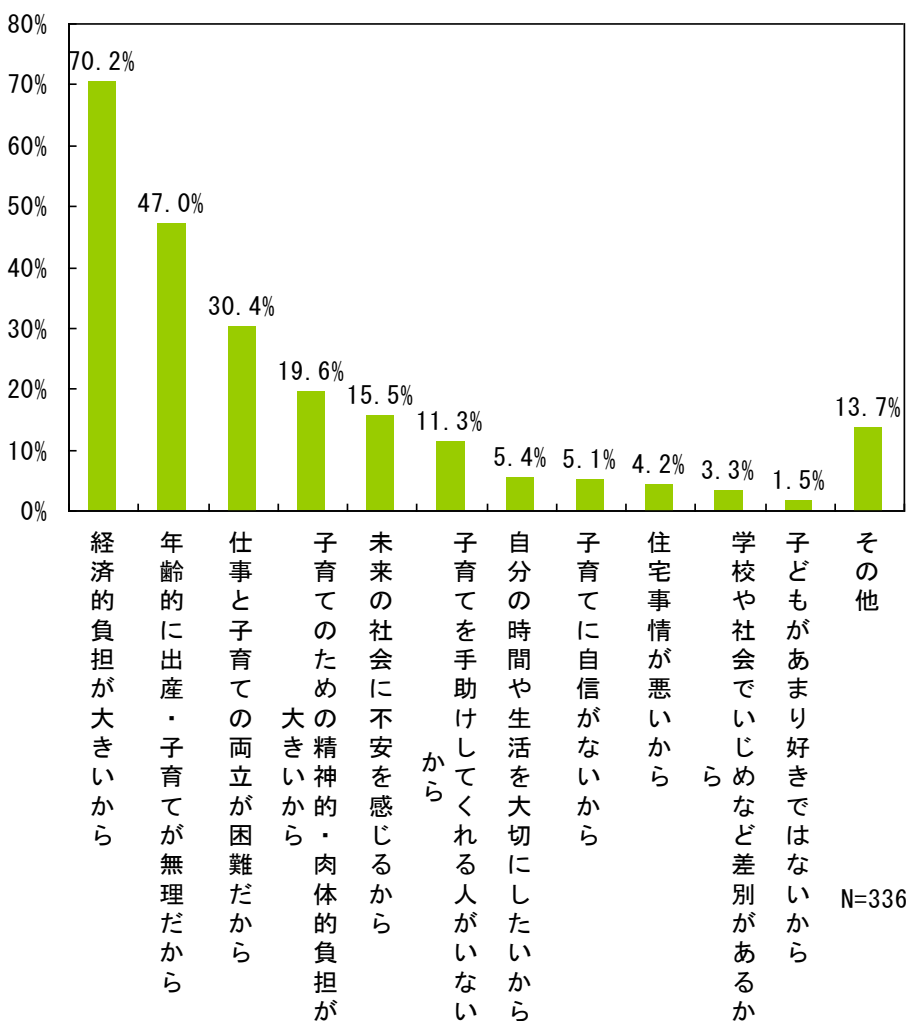
問 17 「理想の子どもの数」より「実際に持つことを考えている子どもの数」が少ない理由について

問 15「理想の子どもの数」より問 16「実際の子どもの数」が少ない方にうかがいます。

「理想の子どもの数」より「実際の子どもの数」が少ないのはなぜですか。

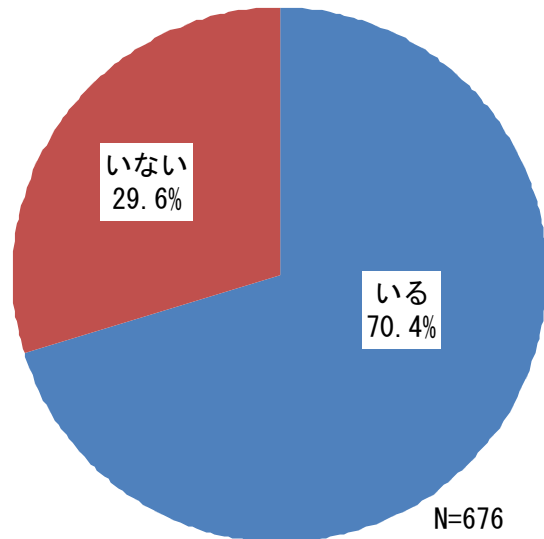
(○はあてはまるものすべてに)

〈MA〉

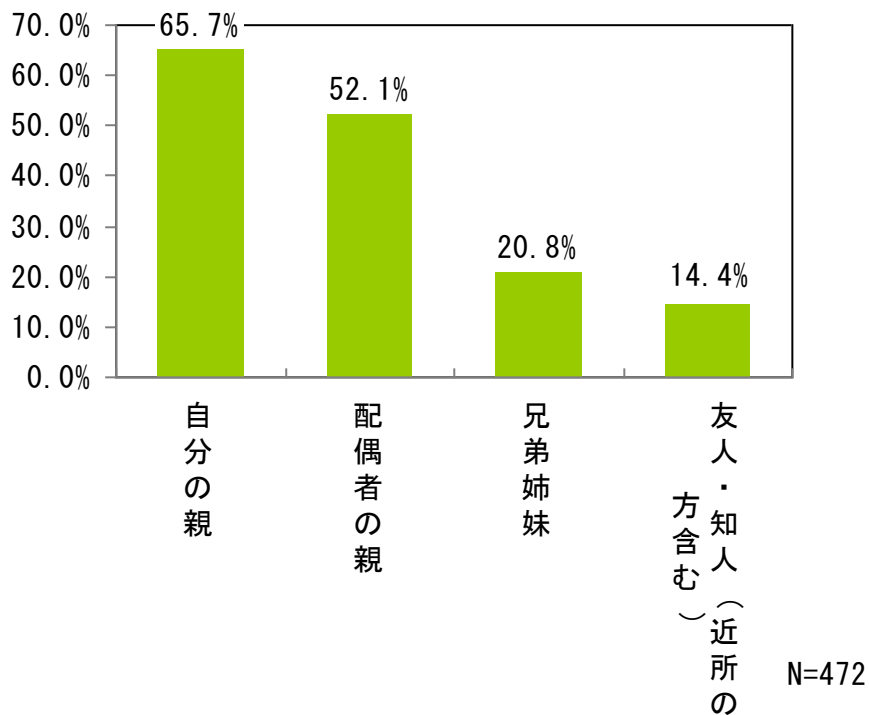


問14 子育てを手助けしてくれる方について

お子さんのいる方にうかがいます。  
 子育てをするうえで、子どもを預かってもらえるなど、普段から手助けしてくれる方は近くにいらっしゃいますか。(〇は1つ) <SA>



問14で「1) いる」に〇を付けた方にうかがいます。  
 手助けしてくれる方はどなたですか。(〇はあてはまるものすべてに) <MA>

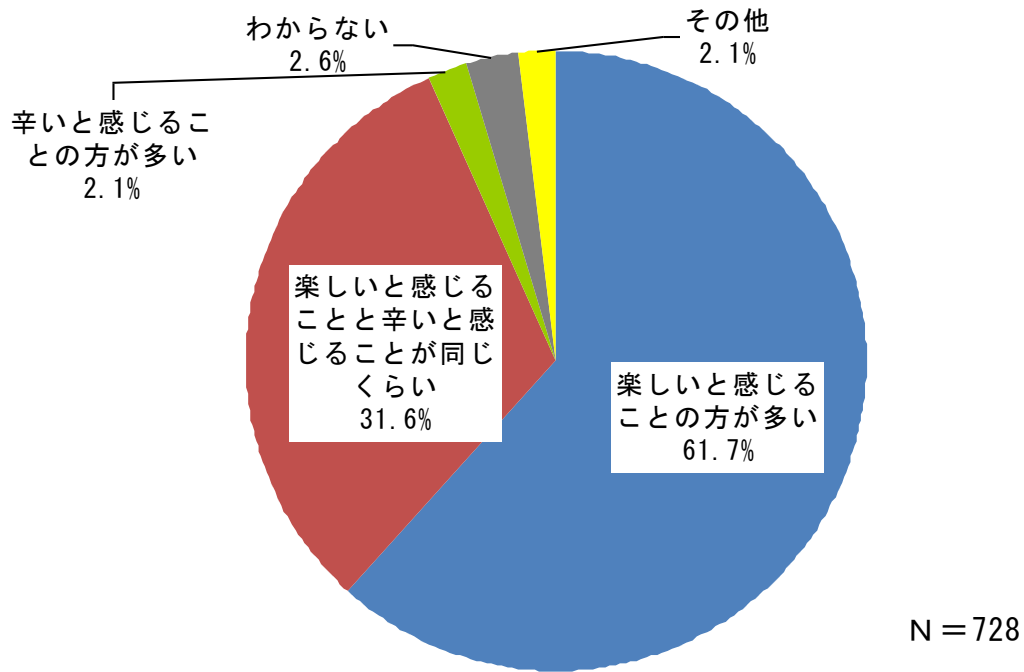


問20 子育てについて感じる事（楽しい・辛い）について

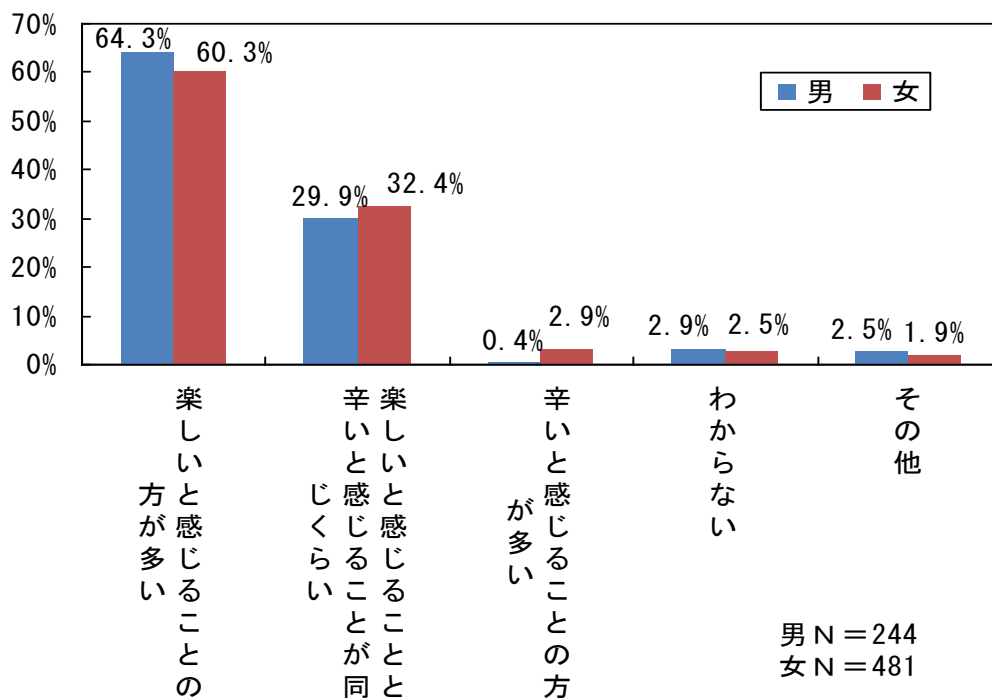
問20はお子さんのいる方にうかがいます。

あなたは、子育てについてどのように感じますか。（〇はひとつ）

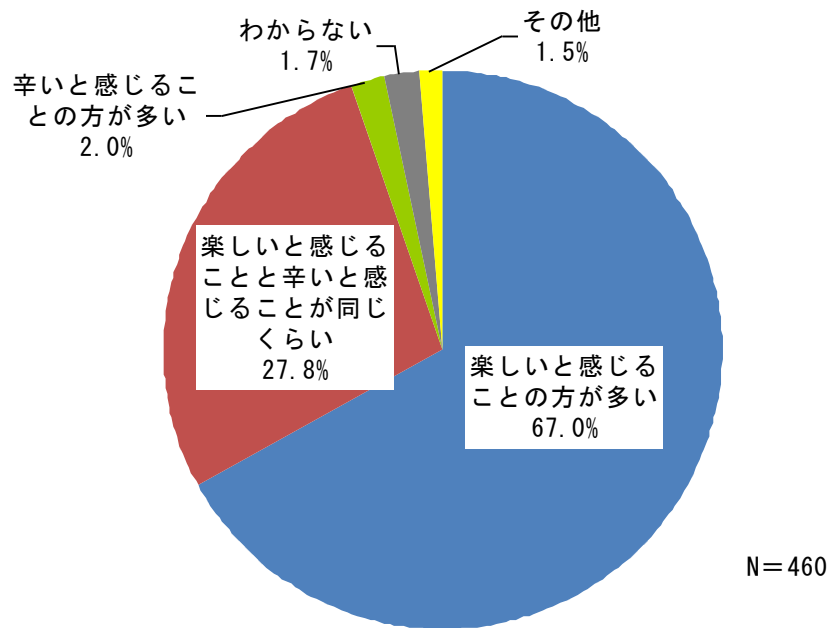
〈SA〉



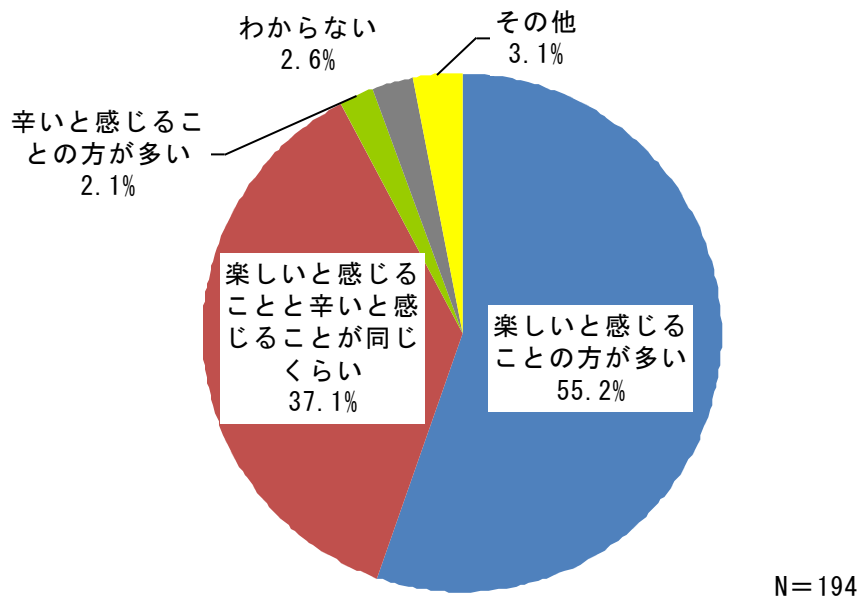
◆男女別



◆問14で「普段から手助けしてくれる方が近くにいる」と答えた方



◆問14で「普段から手助けしてくれる方が近くにいない」と答えた方

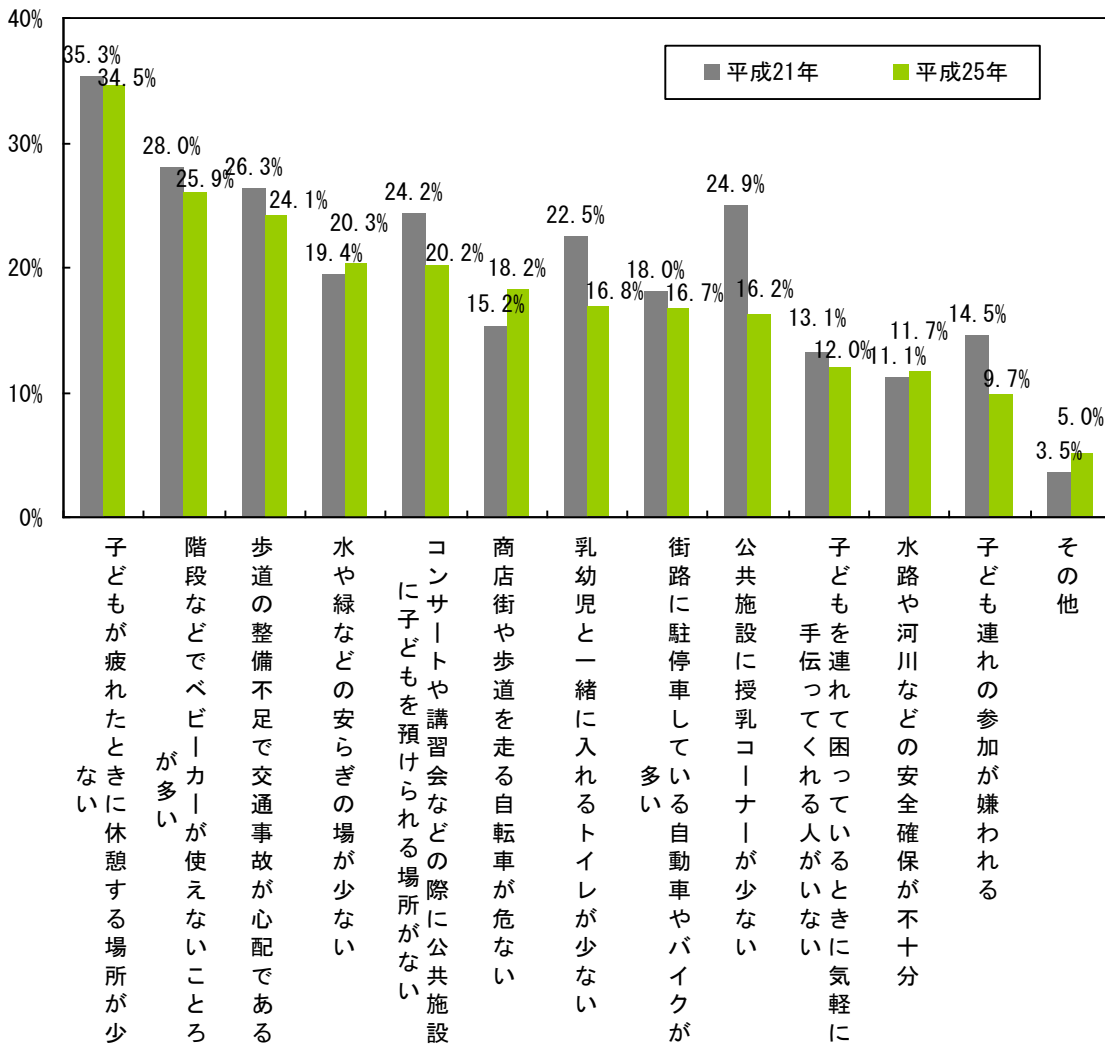


### 問 2 1 子連れでの外出時に不安を感じること

問 21 はお子さんのいる方にうかがいます。

あなたは、子どもを連れて外出する時に不安に感じたり、困ったりしていることは、どのようなことですか。（〇はあてはまるものすべてに） 〈MA〉

#### ◆ 前回調査との比較



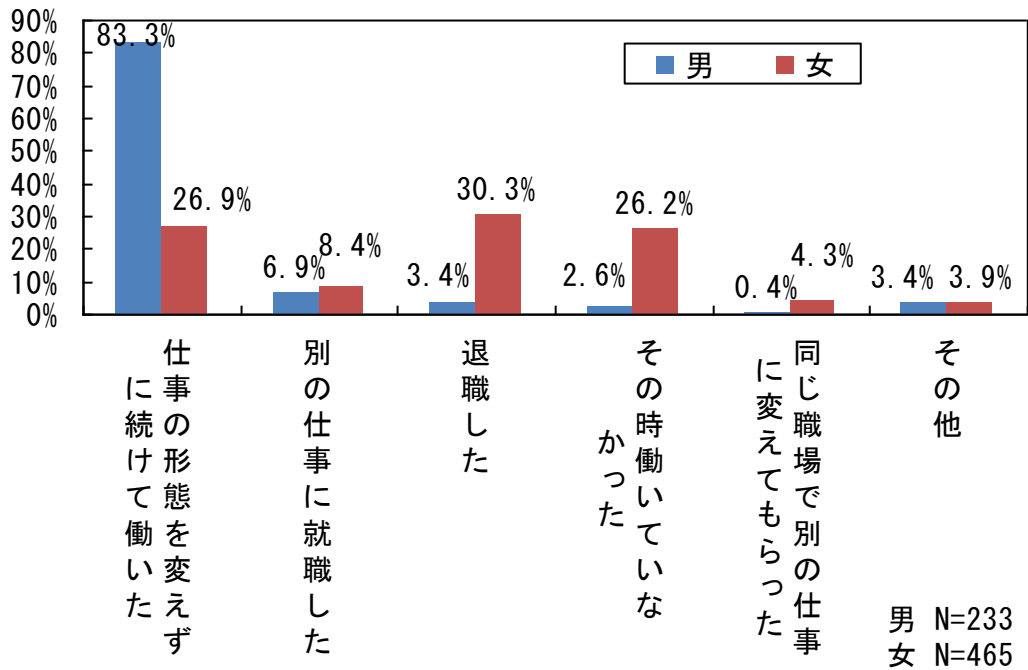
H21 N=742

H25 N=660

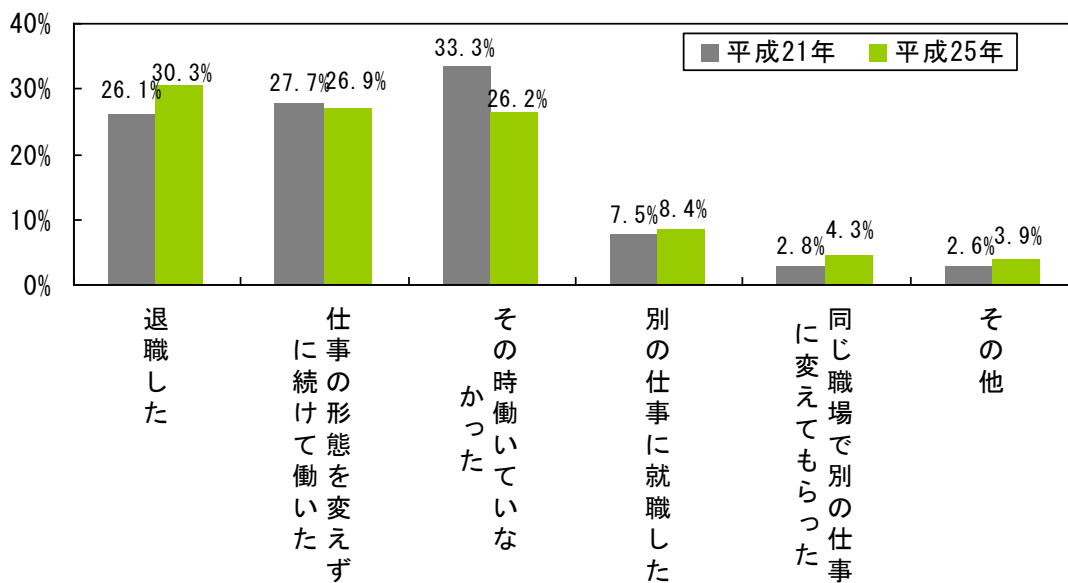
問24 子育てに伴う就業形態の変化について

問24はお子さんのいる方にうかがいます。  
あなたは、お子さんの誕生や子育てを理由に就業形態を変えましたか。(〇はひとつ)〈SA〉

◆男女別



◆前回調査との比較(女性)



H25N=465  
H21N=495

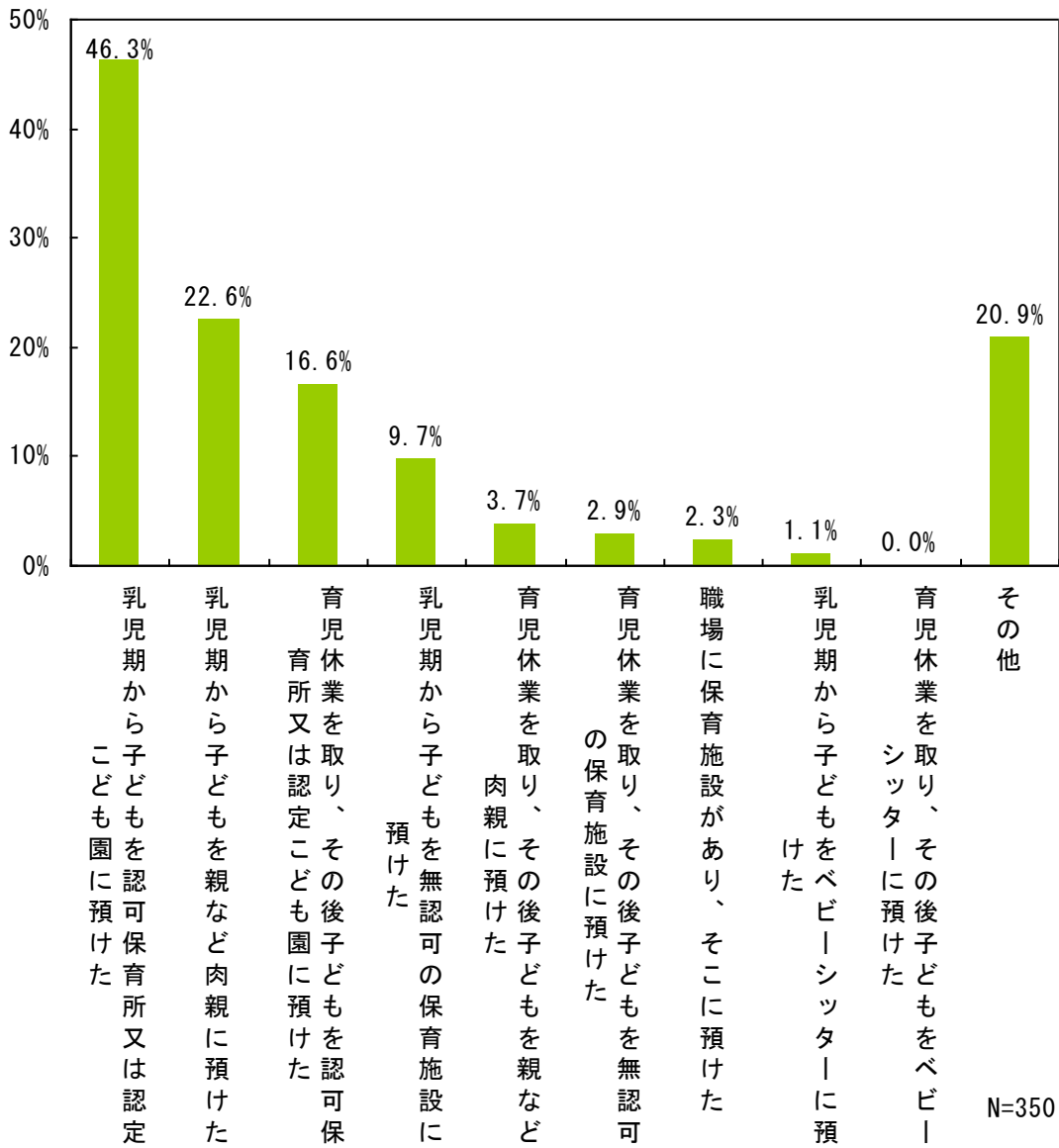
問24-1 仕事と子育てを両立する方法について

問24で1)~3)に○をつけ、仕事を続けられた方にうかがいます。

あなたは、仕事と子育てをどのように両立させましたか(しています)か。

(○はあてはまるものすべてに)

<MA>

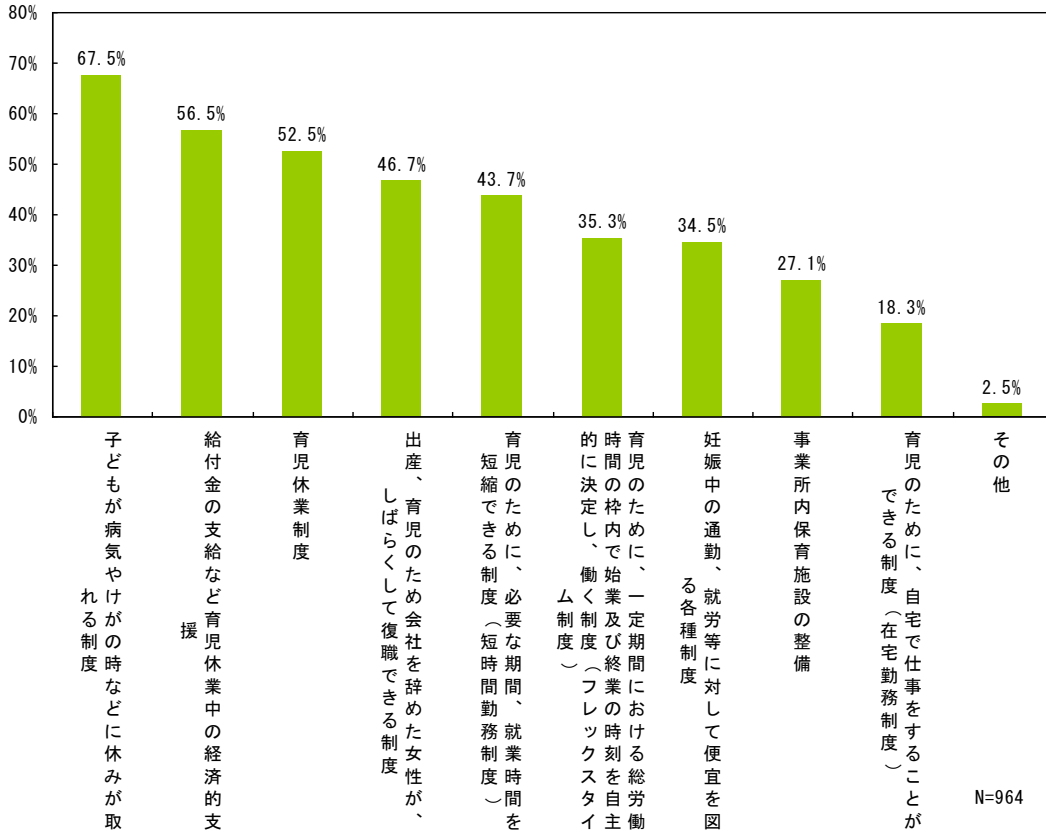


問25 仕事と子育てを両立するために職場に求める制度について

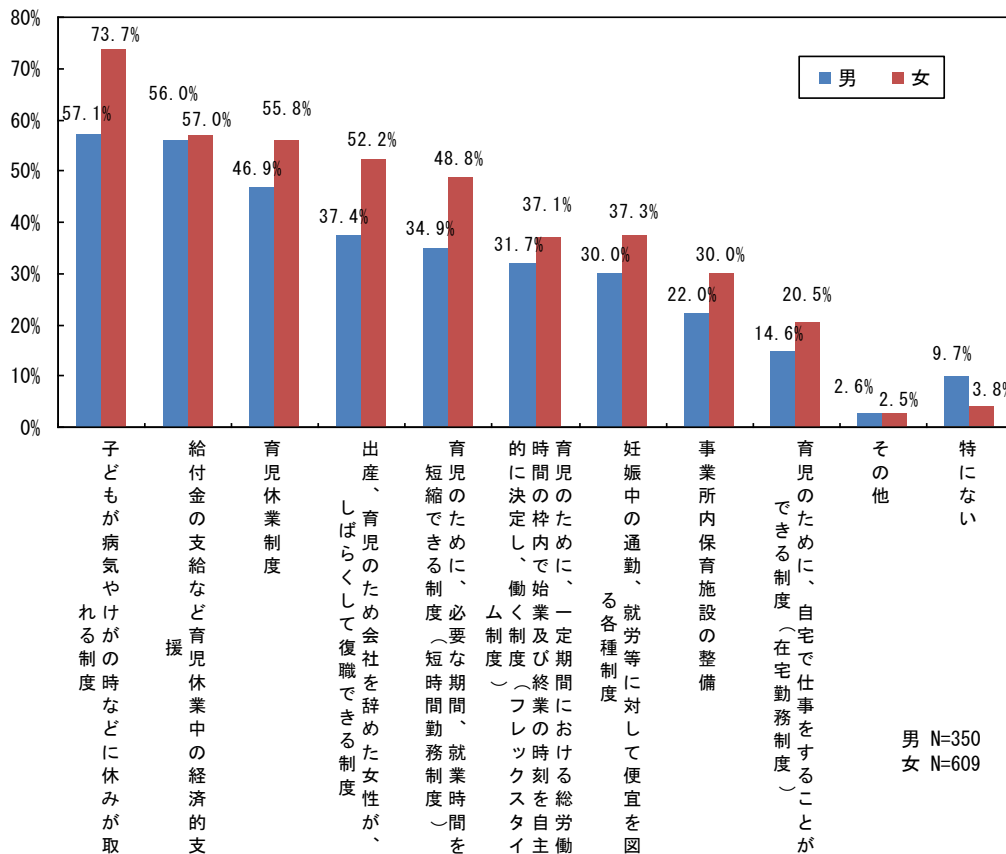
あなたは仕事と子育てを両立するため、職場にどのような制度を普及してもらいたと思いますか。特に希望するものを選んで下さい。

(〇はあてはまるものすべてに)

<MA>



◆男女別



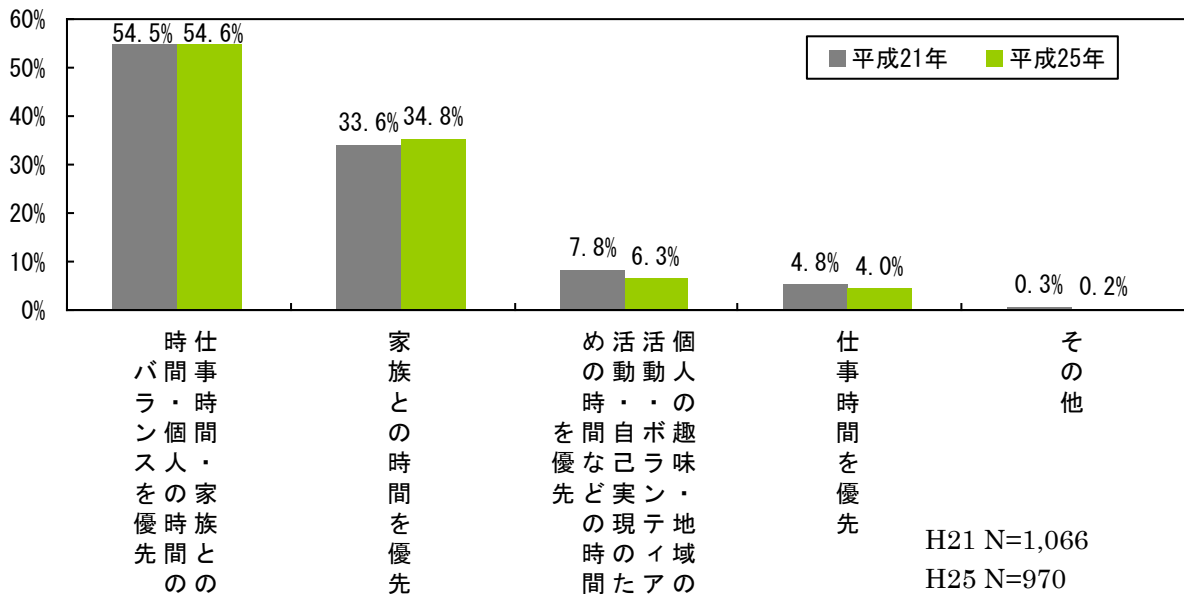


問 2 6 生活時間の配分の希望と現実について

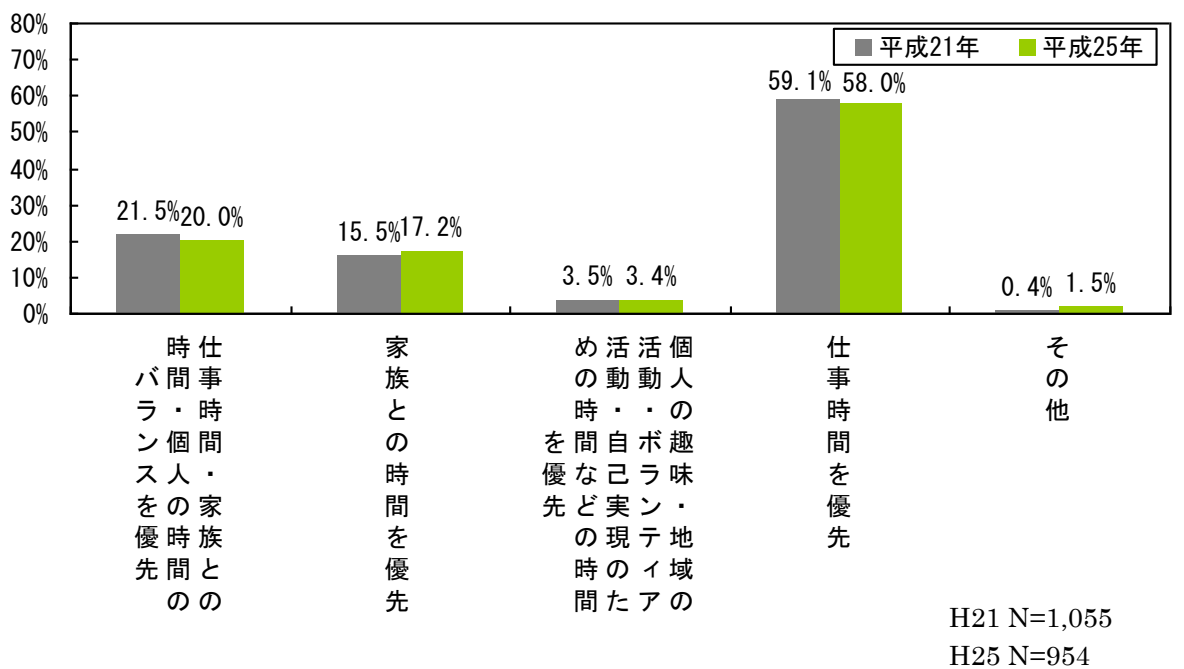
あなたの生活の中で、「仕事時間」と「家族との時間・個人の時間」の優先度について、「希望」と「現実」それぞれについて選んで下さい。(〇は1つつ) (SA)

◆ 前回調査との比較

【希望】

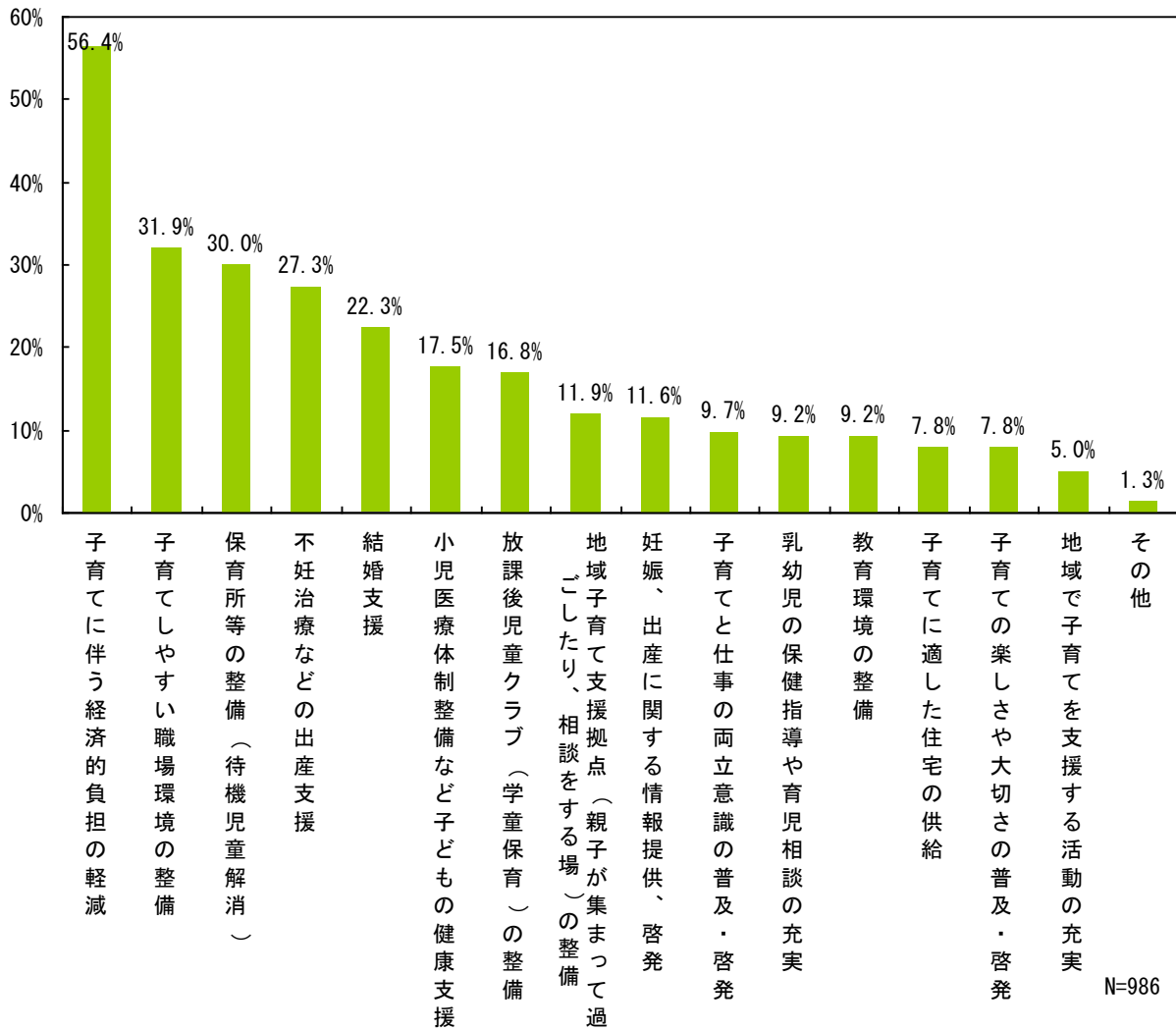


【現実】



問3 1 行政に取り組んでほしい子育て支援等

少子化対策をはじめ、行政に重点的に取り組んで欲しい子育て支援・対策は、次のうちどれですか。(〇は3つまで) 〈MA〉



問 3 3 行政に対する、少子化対策や子育て支援・対策についての意見について  
(自由回答：抜粋)

問 33 は全員の方にうかがいます。  
行政に取り組んでほしい少子化対策や子育て支援・対策に関するご意見がございましたら、下欄にご自由にお書きください。

<u>1 経済的な対策を求めるご意見</u>	(計146件)
(1) 保育費の負担を軽減してほしい	(64件)
(2) 親や親になる人の経済的ゆとりを実現してほしい	(38件)
(3) 教育費の負担を軽減してほしい	(29件)
(4) 経済の立て直しを求める	(14件)
(5) その他	(1件)
<u>2 子育て支援のための環境整備を求めるご意見</u>	(計73件)
(1) 保育施設に関するご意見	(39件)
(2) 子どものための環境整備	(22件)
(3) 地域ぐるみでの子育て支援	(9件)
(4) 保育士の地位向上	(3件)
<u>3 子育てしやすい職場環境を求めるご意見</u>	(計32件)
<u>4 出合いの支援</u>	(計19件)
<u>5 行政そのものに対するご意見</u>	(計12件)
<u>6 医療制度に関するご意見</u>	(計12件)
(1) 不妊治療に対する支援	(7件)
(2) 子どもの健康に関する施策	(5件)
<u>7 教育の向上を求めるご意見</u>	(計11件)
(1) 子どもの教育	(7件)
(2) 親の教育	(4件)
<u>その他</u>	(計50件)

## 1 経済的な対策を求めるご意見

## (1) 保育費の負担を軽減してほしい

年代	地域	性別	意見内容
35～39 歳	長崎地域	女	こども手当を支給するより、給食費や習い事の月謝を直接払ってもらう方がよい。実際、こどもの為に使われているとは思えない。一時的に補助金などを支給したとしても、子供一人に対する養育費が高すぎるので、産もうとは思わない。裕福な家庭しか安心して子供を産むことはできないと思う。経済的に問題ない人しか結婚しても生活できないので、少子化対策以前に、給与が上がらないと根本的解決にはならない。
60～64 歳	長崎地域	女	子どもを3人以上出産したら、子育て支援として、3人目から、経済的に、1ヶ月に何万円か(3万円～)支給されたら、助かると思います。
40～44 歳	県北地域	女	仕事を辞めなくても子育てできる環境をつくってほしい。保育料や医療に費用が掛かりすぎる。子供は小さいほど病気しやすいので、病院日にお金がかかる。保育料が高い。
60～64 歳	県央地域	男	子供が3人以上だと減税対象とするなど子供が多いほど有利となるよう経済的な支援をしてもらいたい。

## (2) 親や親になる人の経済的ゆとりを実現してほしい

年代	地域	性別	意見内容
25～29 歳	県北地域	女	長崎はこども賃金が少ないため、子どもがほしくても、経済的に厳しいように思います。県外へ出てしまう人も多いと思います。また、自分が将来、子どもができたとしても、子どものために、なかなか仕事を休むことができないように思えます。女性が仕事をしながらも、子育てができる、しやすい環境があればうれしいです。
40～44 歳	長崎地域	男	どんなにきれいごとを言っても、現実、お金がなければ子育ては出来ない。将来の社会保障も十分でないうえ、長崎県では賃金も最下位レベル、物価、家賃も高く、生きていくので精いっぱい。坂が多いので仕方ない面もあるが、十分なバリアフリー化もされていない。また、子供と一緒に遊べる場がないので、土日の大型商業施設はいつもいっぱい。いこいの場として遊べる公園や動物園などが無いから、外出先もそうなっている現状。少子化対策は言うまでもなく、まずは経済支援。出産祝い金の支給、子ども手当の増額、税制の優遇を行い、安心して子育て出来る環境(トイレ、バリアフリー化、保育園の充実、公園など)を作り、将来の社会保障、安心な老後を整えなければ根本的解決にはならない。県に出来ることは少ない。限りがあると思うが、本気で少子化に取り組むつもりなら、せめて子育てしやすい県、日本一という目標を持って変えていかなければ何も変わらないと思います。
35～39 歳	県央地域	女	自分が妊娠・出産をして感じたことは、やはり経済面の不安でした。産休に入るまでしっかり働こうと思っていたら、切迫流産で入院。予定外の入院費と収入がなくなり、これからどうしようという不安ばかりがつのって楽しい妊娠生活が送れず産後も早々に職場復帰しました。一番かわいい時期に保育園に預けなければならずとてもつらい思いをしました。
25～29 歳	県央地域	女	結婚に希望がもてるPR活動をしてほしい。結婚して子供を十分に育てられる、会社の環境や安定した雇用。
25～29 歳	県南地域	男	労務環境の正常化。残業負担の軽減。

## (3)教育費の負担を軽減してほしい

年代	地域	性別	意見内容
45～49 歳	県央地域	男	ワンストップでの相談窓口の充実(土・日・祝日対応。スーパー等身近で利用しやすい場所にあってほしい)子どもが大学を卒業するまで安心して受けられる経済的支援。
40～44 歳	長崎地域	男	幼稚園から大学までの教育費用について一般家庭の年収で借金なしで完了する仕組みづくり。
35～39 歳	県央地域	女	行政は少子化対策で出産から中学校卒業までの年齢の子供を優遇しているが実際に支援してもらいたいのは高校からです。衣食をはじめ学費等幼児期とは比較にならない程家計の負担が大きい。日本の将来を担う学生と呼ばれる子供の教育費の拡充を切に願いたい。
45～49 歳	離島地域	男	離島在住の為、大学入学後の教育費の負担軽減に特に取り組んで欲しい。

## (4)経済の立て直しを求める

年代	地域	性別	意見内容
60～64 歳	県北地域	女	若者が安定して働ける雇用対策。低賃金と家賃が高すぎます。
50～54 歳	長崎地域	女	若者の安定した雇用の提供が必要だと思います。
40～44 歳	県北地域	男	高校を卒業して安定した職に就くことが理想である。雇用がしっかりしていれば男性も女性も子供を育てていけると思います。行政に何でも頼るとするのは無理があります。まずは、個々の経済が安定していればおのずと子供も増えていくのではないのでしょうか？

## (5)その他

年代	地域	性別	意見内容
45～49 歳	長崎地域	男	学生の間は税金を優遇してほしい

## 2 子育て支援のための環境整備を求めるご意見

## (1)保育施設に関するご意見

年代	地域	性別	意見内容
25～29 歳	長崎地域	女	共働きが多く、近くに子どもを預けられない家庭が多い。まだまだ病児保育の普及ができていない。仕事を休むことが難しいので仕事を続けるには、そのような支援や施設があると助かると思う。
50～54 歳	県北地域	女	給食の充実、アレルギーに対応したメニューがあればよいと思います。余分に手間もお金もかかる事とは思いますが、まずは健康が一番、何とか行政でも取り組んでほしいと切に思います。
30～34 歳	県北地域	女	保育園を利用していますが保育料が高い。保護者が運営して学童保育を行っているが、市や学校に運営してほしい。定員オーバーになる可能性が高いので、せめて小4までは利用できる環境にしてほしい。
30～34 歳	県北地域	女	子育て支援センターの存在は、すごくありがたく思っています。もう少し、数が増えると、遠方から来られている人には良いと思う、また、育児休暇、産休などもっと利用しやすい環境になると良いと思う。

## (2) 子どものための環境整備

年代	地域	性別	意見内容
30～34 歳	離島地域	女	離島は本当に子供が遊ぶところが少なく、特に雨振りの時こそ室内で遊ぶ所がない。広い室内で遊具とかあってノビノビ遊べる施設があれば・・・
40～44 歳	長崎地域	男	下校時、学校周辺もしくは危険と思われる通学路でのパトロール。警官や地域の方(退職されて時間に余裕がある)が下校時(午後 3 時～4 時ぐらい)に通学路にパトロールしてくれているだけで、子どもを安心して歩かせられるから。
35～39 歳	離島地域	女	五島市は、小児科が少ない上、夜間などの緊急時に小児科医に対応してもらえない。小さい子供がいる家庭にとって一番困る問題でもあるので早急に対応して頂けたら助かります。
35～39 歳	県南地域	女	金銭的な支援なども良いと思いますが住みたい町づくり、美しい環境も大切かと思えます。環境は人をつくるといいますが、公園や花、木々、そういったものにも取り組んでほしいです。
30～34 歳	長崎地域	女	○子供を一人で遊びに行かせられる場所の提供○長期休暇時の学童保育の充実(働いていない親も利用できるようにしてほしい。特に子供が多い家庭を優先して)核家族化が進み、子供が色々な年齢、世代の人と交わる機会が著しく減っていることに、不安を感じる。

## (3) 地域ぐるみでの子育て支援

年代	地域	性別	意見内容
45～49 歳	長崎地域	女	私自身が子育て支援(保育)に関わる仕事をして来たが、保育園、学校、地域(保健所)の関わり方で、「トータルに子どもを見ていく」ことが今は出来ていないと思います。特にグレーゾーンの発達障害児への関わり、より連携が取りやすいように、どの地域でも同じような配慮がほしいです。
60～64 歳	県南地域	男	高齢者の方々も元気な方もいらっしゃいます。若い夫婦のお手伝いをしてもらい、子供達と老夫婦と一緒に暮らしていけるような生活が良いと思います。自治会へ声をかけてもらい他人の子供も、見てもらえたらどうでしょうか？
50～54 歳	県北地域	女	子育てしにくいと言われる現代ですが、10年ほどで子育て支援は充実していると思います。若い親達を「できる」「できない」という目ではなく、暖かく見守る地域の環境も整えることが必要だと感じる場合があります。子育てのノウハウを知らせ、子供達の明るい未来を地域ぐるみでつuckingていけたらいいと思います。

## (4) 保育士の地位向上

年代	地域	性別	意見内容
25～29 歳	長崎地域	女	保育所や施設の充実をはかる。保育士の待遇を考えてほしい。
30～34 歳	県北地域	女	保育に関する仕事をしていますが、色々とサービス拡大を望むばかりで現場職員の待遇は低下する一方です。保育の人材が育たなければ保育の質も上がらず少子化食い止めにつながらないのではと思います。保育園・幼稚園にサービス・機能の向上を求められるのであれば、補助金などの増額を願います。求められるばかりで現場は大変です。心の病も増加中です。

## 3 子育てしやすい職場環境を求めるご意見

(計32件)

年代	地域	性別	意見内容
20～24 歳	県央地域	女	子育てと仕事の両立に悩んでいる方も多いので子育てしやすい職場環境(熱やけがをしたら仕事を休めるなど)を整えてほしい。育児への不安から結婚・出産に踏み出せない方のために、子育て支援を充実させてほしい
50～54 歳	離島地域	男	職場内又は職場近くに保育施設がある事 且つ、軽度の病状や怪我に即対応してくれる職員が居る事。すなわち、精神的にもゆとりを持って仕事できる環境の整備をお願いしたい。
50～54 歳	長崎地域	女	個人的な意見ですが、乳幼児、児童期、育児全般は基本、親が関わって愛情を一杯注いで欲しいと思います。その為には保育施設や機能の充実というより働く母親の休業保障、年休体制を企業が理解して充分に取れるといいと思います。
60～64 歳	県央地域	男	共稼ぎの夫婦が安心して子育て出来る環境を整えて欲しい。・社会、職場の体制作りと理解。・子供は社会の宝という気持ちをみんなで持てる様にする。
35～39 歳	県北地域	女	父親が子育てにかかわりやすい環境作り。母親だけが負担している事が多い。
40～44 歳	県央地域	女	保育所のサービスを多様化して子供に預けて仕事する環境を整えるのではなく子育てしやすい職場にすることを取り組んでほしい。子供にがまんをさせるサービス(夜間・病児)はやたらに増やさなくてよい。

## 4 出会うの支援

(計19件)

年代	地域	性別	意見内容
60～64 歳	県北地域	女	若い人達に出会いの場を作ってもらって結婚を支援してもらいたい
55～59 歳	離島地域	男	まず、少子化対策は、結婚相談所とか若者の出会いの場を行政が取り組んだらそれからがスタートだと思います。
60～64 歳	離島地域	女	少子化対策は国の政策として取り上げられていますが、私はその前の段階が問題だと思います。つまり「結婚したくても結婚できない。」低収入とか出会いがないとか等々・・・結婚すれば低収入は共働きによってどうにか支えられているようですが、私のまわりには結婚したくても出会いがなく独身でいる男女がかなりいました。高収入でもです。結婚すればたいいの人が子供を望むと思いますが・・・
50～54 歳	離島地域	男	昔は地域に仲人をする人がたくさんいました。男女の紹介をお世話する人、このシステムがまた見直す時が来たのでは、と思います。自分の地域・職場には、40代50代で独身の人が多くみられます。行政はあまり前にせず適任者を即戦力で!

## 5 行政そのものに対するご意見

(計12件)

年代	地域	性別	意見内容
40～44 歳	長崎地域	女	国の管轄が違うので保育所と幼稚園を一緒にはできないなど行政の都合で判断するのではなく、どうしたら子育てを安心してできるかという視点で考えてほしい。くだらない縦割り行政にこだわらないでほしい。
35～39 歳	長崎地域	男	税金が高すぎます。公務員・議員の給料・ボーナス無駄なお金を使いすぎだと思います。一般平均の給料など見つめなおして欲しいです。

60～64 歳	県央地域	男	①日本では中高年男性が過剰に respect されている。女性の中間管理職、経営者の増加が必要。②空き家に最低限耐震・耐火工事・リフォームを行い低家賃の公営住宅を増加させ、結婚、育児夫婦共稼ぎの世帯への支援を行う。③婚外子の相続権を実子と同様にする→民法改正へ④諸外国(例フランス等)のように結婚しなくても、出産、育児へのサポートが出来る様にする。⑤国税庁と社会保険庁を統合し国家歳入庁を設立。脱税を減少させ社会保障費の確保。⑥終末期医療から小児医療、周産期医療重視へ。
35～39 歳	県南地域	女	全ての家庭に平等に支援してもらうためにも、各種税金、保育料、給食費など払えるのに払わない家庭など確認して頂きたいです。児童手当などで引き落とすなど払うものを払ってもらい、それから平等に支援してもらいたいです。個人情報とかプライバシーとか言っていたら払わないもの勝ちです。

## 6 医療制度に関するご意見

(計12件)

### (1)不妊治療に対する支援

(7件)

年代	地域	性別	意見内容
40～44 歳	県北地域	男	不妊治療の支援を強化してほしい。
45～49 歳	長崎地域	男	不妊治療の保険適用をお願いします。
35～39 歳	県央地域	女	不妊治療でだいぶお金がかかったので、体外受精の補助金をもっと増やしてほしい。現実的にお金が足りないと思う。

### (2)子どもの健康に関する施策

(5件)

年代	地域	性別	意見内容
40～44 歳	県南地域	女	小児科の増加。医療の充実。
35～39 歳	長崎地域	女	医療費の負担・発達障害の理解
40～44 歳	長崎地域	女	インフルエンザなど有料な予防接種の無料化
40～44 歳	県北地域	男	アレルギー児に対応した給食。

## 7 教育の向上を求めめるご意見

(計11件)

### (1)子どもの教育

(7件)

年代	地域	性別	意見内容
50～54 歳	長崎地域	女	長崎の大学のレベルアップをお願いします。特に英語。
55～59 歳	長崎地域	女	中学生から性教育の実施。人との付き合い方などのマナーを教える。
35～39 歳	長崎地域	女	食に対する正しい知識
40～44 歳	県北地域	男	小学校・中学校の教育費は少なくても大丈夫ですが、その後、負担が少ない学校へきちんと進学できる様な教育をしてもらいたい。教師の力不足を感じる
30～34 歳	長崎地域	女	高校まで義務教育にしてほしい



## (2)親の教育

(4件)

年代	地域	性別	意見内容
45～49 歳	県央地域	女	少子化といわれながらも、低年齢の妊娠、出産、未婚、離婚等がとても多く、命の大切さや、自分自身を大切に思う心等が、10代のこども達に欠けているように思う。また、出産前後の妊婦のフォローが少ないように思う。産後うつや、虐待等見えにくいものに対してのフォローや支援がもっと必要ではないかと思う。支援センター等に出向けない、一時保育を利用できない(経済的等)人々に目を向けてあげてほしい。
50～54 歳	県北地域	男	少子化対策は未来の国づくりの根幹となる重要な課題です。結婚の高齢化もあるようですが、低年齢化の二極化が進んでいるように見えます。近年、虐待、ネグレクト、DVといった子供たちが犠牲となる事件が後を絶ちません。その原因の1つに望まれない出産があります。この望まれない出産は家庭環境に起因することが多く、貧困、親やその親の精神疾患、DVなどの環境は遺伝のように継承されていきます。どこかで、この負の継承を絶つことができるのは国の施策、行政だと考えます。最初に申しましたが国づくりの根幹です。どうかよろしく願います。

## その他

(計50件)

年代	地域	性別	意見内容
40～44 歳	長崎地域	女	私の子供は発達障害があります。社会の認知度が低いのもっと発達障害のことを理解してほしいと思います。
20～24 歳	長崎地域	女	核家族が増え、親戚同士のつながりや地域とのつながりが弱くなっているの昔と違い、子育ての負担が大きく感じられるようになってきたと思う。経済的な負担と精神的な負担を減らせるような対策が必要だと考える。あとは、小さな時から子育ての大切さ、家族を築く大切さを教わる機会を学校教育や地域活動の中で設け、結婚して子どもを育てる喜びを学ぶようにすれば自然と子育てや結婚に対するイメージは変わってくるのではないかと思う。保育園の充実、若者とお年寄りの関わりをを増やすなどは大切だと思う。
40～44 歳	県央地域	男	少子化の為、子供の人数が減り、小さな学校では1クラスが10人未満という所もある。中心部に団地を建てるのではなく市営住宅など過疎地の方へ建てるとう人口も若い方も増えるのではないのでしょうか。
45～49 歳	県央地域	女	少子化対策で支援も良いが、親も子もあまり温室すぎると良くないと思う。自分の子供なのだからしっかり自分たちで責任を持って育てなければならぬと思う。経済的負担が大きいとか近年言われているが、教育費(特に高校など)無料までにはする必要はないと思う。結局他で浪費してしまう。
35～39 歳	離島地域	女	親が働きやすい環境を整えてもらうのは、ありがたい事ですが、親の方ばかりを考えるだけでなく、まずは、子どもの目線、子どもの事を第一に考えた子育て支援、対策を考えてほしいと思います。保育の現場で感じることは、今のこども達は、親の愛情を欲している子が多いように思います。
50～54 歳	長崎地域	男	子育てのマイナスイメージばかり報道されて子育ての幸せへの報道がないと思います。この平和な日本(今は…)で、なぜ産めないのか、他国で育つ子供より幸福な教育もあり、食物もある事を若い方は知って安心して家庭を築こうと思わせるCMでも製作されてみてはいかがでしょうか？

## 6 長崎県子育て条例行動計画(案)に対するパブリックコメント(要旨)

1. 募集期間 平成 26 年 11 月 20 日～平成 26 年 12 月 11 日 (22 日間)
2. 意見件数 38 件 (11 名)
3. 計画(案)に対する意見

### 第Ⅷ編 計画内容

#### 第 2 章 子どもや子育て家庭への支援

- ・ 子育てに必要な情報を得られ、かつ社会とつながることができれば、子育ての孤立感や負担感が減り、より子育てしやすい状況になると思う。情報提供を行う際は、今のママパパ世代が得やすい子育て情報メディアを活用し、より良い場所を設置拡大していけばよいと思う。
- ・ 地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちの支援と訪問支援機能の強化には、地域のことを色々な角度から見てきた人が点と点をつなぐコーディネーター的役割を果たして企画・作業をすることが大切である。コーディネーターが企画し連絡を取り合えば、それぞれが今やっている活動を互いに情報交換や評価することができ、それがさらに活動がんばるための動機付けになるのではないか。
- ・ ファミリーサポートセンターの設置による支援については、ボランティアでは各人の責任レベルが低く設定され、また利用する側も頼みにくいという結果につながりかねないため、ギブアンドテイクが発生すべきである。
- ・ 子育て家庭が社会につながるための方法として、子育て中に工夫したいポイントなどについて、実際にできる場所と専門家がいる場所を提供することで集まるきっかけになると思う。
- ・ 子育て相談や情報提供については、先駆的な取組について話を聞く機会や、具体的な情報交換できる場と時間が増え、簡単に入れるネットワークが構築されれば支援者の負担が減り、人材育成にもつながるので支援サービスの質も含めた充実が図られると思う。
- ・ 長崎市北部について、もっと市街地から離れた北部地区に子育て支援センターがあると良い。
- ・ 子育て家庭の交流という意味で、子育て支援センターなど屋内の公共施設だけでなく公園も大切な交流の場である。しかし遊具の破損箇所の修理もなかなかされないのが現状であり、子どもたちが安全に思い切り遊べるような公園がもっと多くなれば良いと思う。
- ・ 長崎市以外の市町は第一子の親に子育て支援プログラム I P P O を提供しているが、長崎市のみ B P であり、広報が不十分で知らないまま受講できていない。県から、医師会・助産師等への協力を求めてほしい。
- ・ 諫早の「こどもの城」を県営にして、諫早市民以外にも、広く利用・講師の派遣・研修会の実施をできるようにしてほしい。
- ・ 保育所の創設や老朽化施設の改築による保育環境整備などの施設整備に関する

る項目も追加してはどうか。

- ・ 「離島・過疎地域においては、地域の特性に応じた小規模保育施設や認定こども園の設置など、教育・保育の確保に努めます」とあるが、「小規模保育施設」には子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の4つの事業累計を含んでいるものと理解してよいか。
- ・ 児童館について、地域によって偏在しているという印象である。放課後の子どもの居場所として放課後子ども教室に重点が置かれているようだが、児童館の位置づけも大切だと考える。担当課の考えを教えてください。
- ・ 児童館について、児童館のない地域もあり、県内全域に、就学人口に対して同等の児童館の設置を求める。児童館と放課後児童クラブ・子育て支援センターの併設により、継続した子育て支援ができるのではないかと考える。
- ・ 教職員のICT化には賛成だが、子ども達へのタブレットPCやデジタル教科書などの利活用には反対。インターネットの活用や情報収集、発信能力などは大人になってからでも十分に身につくものであり、多すぎる情報の害、視力の低下、そして県が推進することによって、保護者がスマホやタブレットを子どもに与えることが早くなるのではないかと考える。子ども達が子どものうちに身に付けなくてはならないものは社会力で、社会力が育ってこそ、情報モラルが身につくと思う。また、県が率先して、スマホなどの夜間利用制限を呼びかけてほしい。
- ・ 「様々な体験活動」について、県立青少年教育施設の利用とあるが、自然の中で仲間とともに色々な経験をすることは大切であり、学校教育の中のプログラムの一環として、各学年年間2回以上のプログラム参加を希望する。また、ブルー・ツーリズム、グリーン・ツーリズムを取り入れ、毎年の小学校から中学・高校へと継続した体験事業を行い、子どもたちが実体験を通して多くのことを学べるようにしてほしい。
- ・ 「こどもの読書活動の推進」について、学校図書ではPTA予算による活動が多く、助成金等に頼っているのが現状である。各学校に図書ボランティア予算を組む、県による読み聞かせの講習会や勉強会開催など、県予算を確保してほしい。
- ・ 「長崎県教職員研修体系要綱」について、色々な親・先生がいるが、子どもたちの現状を理解できるよう研修体制を整えて欲しい。そのためにも、県立青少年教育施設やこどもの城等を教職員研修に活かし、教則因果親との関わり方を研修・実習を通して学ぶようになってほしい。
- ・ 高校生をはじめとする若者の雇用環境の向上を目指すという点について、「結婚、妊娠、出産、子育てが実現できる社会の実現」という項目名から考えれば、「子どもを育てながら働くチャンスを各機関は支援する」と記載すべきではないか。「高校生をはじめとする若者」という表現は「若者の就労支援」と同じであり、表現に工夫をしてほしい。
- ・ 具体的施策として、乳幼児医療費助成制度の対象年齢について中学生卒業まで引き上げを図るべきである。
- ・ 「乳幼児医療費助成」について、全国の趨勢は助成対象を中学生～高校生までに引き上げる自治体が増加していることから、次期計画策定を機に「乳幼児医療費助成」から「子ども医療費助成」に名称変更することが適切である。
- ・ 性に関する教育について、現代のネット社会において、間違った性の情報や

薬物情報などが氾濫している状況を踏まえ、一步進んだ具体的な指導が必要だと思う。エイズの知識、確実性の高い避妊法、アフターピルの存在、低年齢または高年齢での出産リスク、中絶の方法・件数・リスク、父親の役割、愛するということ、性差別など親子ともに学んでいかなければと思う。正しい知識の教育の充実を望む。

- ・ 地域の水産物を使った学校給食メニュー開発等への支援、学校や公民館等での調理実習会等に関連し、牛乳を減らし、小魚や海藻チップなどに変えてみてはどうか。各家庭での朝食はパン食が多くなり、味噌汁を作らない親も増えている。核家族化も進む中、若い親への調理指導などはとても重要だと考える。塩分はもちろんのこと、糖分を取りすぎている傾向があるように思う。
- ・ 「ながさきファミリープログラム」について、PTA等のつながりを持たせるため単発講座だけでなく連続講座にも対応できたほうが良いと思う。単発講座と連続講座をうまく使い分けられるよう更なるフォローアップが必要である。
- ・ 子ども・子育て新支援制度のスタートにより、子どもを早くから保育園幼稚園認定こども園などに入園させる親が増えてくると思う。自分自身の子育てサークル歴から、乳幼児期の仲間作りは本当に大事だと思う。園の情報やお下がり、ちょっとした困りごとを解消できる仲間、安心感、子ども達が乳幼児期に異年齢で遊んだ経験による園・学校へのスムーズな適応力など、計り知れない経験ができる。一方で子育てサークルの難しいところは、金銭面と継続性と思われる。子どもについてもっと学びたい！という親は多く育児力を身につけられるような学びの場があると良いと思う。諫早のこどもの城みたいなものが、長崎県の各地であると良い。
- ・ 自治会等による子どもを見守る活動、子育て支援の取組について、地域の皆さんの目があるのは素晴らしいことで、子育て世代も安心できる。しかし、時代の流れ等による子育ての知識の相違もあるため、研修会などの実施をお願いしたい。
- ・ 子どもや子育ての支援については市町村で頑張っている人がたくさんいるので、その交流・学習会を県主催で開催し、横のつながり・連携がなされるようにしてほしい。
- ・ 学校行事の一環としての長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館利用について、全学年、毎年一回以上の利用を提供して欲しい。長期の休みには学童の入館料無料などの取組があっても良いのでは。

### 第3章 仕事と生活が調和する社会の実現

- ・ 「くるみん」認定等を受ける企業増加について、男性も育児休暇が気軽に取れる環境・会社が多くなるのはとても良い取組だと思う。ひとつでも企業が増えることを希望する。子育てにやさしい企業が増えることで子どもは増えると思う。

### 第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援


- ・ 「こども・女性・障害者支援センターにおいては、・・・支援します」のあとに「非行の危険の高い児童についても必要に応じて相談を受け、予防に努めるものとします。」と追加すべき。危険行為をする児童の予防的な保護育成に、

こども・女性・障害者支援センターは積極的に関わってほしい。

- ・ 小学校で、一部の生徒により授業が受けにくい状況になっている。発達障害かどうかの決定にかかる病院の診察は数か月待ち、保護者の発達障害への理解度も高いとは言えない。学校の先生の数も限られ、発達障害などの支援が必要な児童への適切な対応ができる教師はあまりいないように思う。特別支援教育コーディネーターは人数が限られていると思うが、多くの学校で支援を必要とする児童がいる現状を踏まえ、障害に関わらず、それぞれの児童が安心して学校生活を送れるように県として支援体制の充実をお願いしたい。
- ・ 具体的施策として、「乳幼児から・・・教職員一人一人の専門性向上に努めます」とあるが、この継続した支援で築かれた実績を卒業後も活かすため、学校教育で築かれたノウハウを福祉にも情報伝達ができるよう、こども家庭課と特別支援教育室に留めない仕組みを希望する。
- ・ 「乳幼児期から・・・教職員一人ひとりの専門性向上に努めます」について、特別支援校における発達障害の理解、対応力向上は喫緊の課題と考えるので、この記述には下記のとおり、「特別支援学校」を加えるべきである。

「○乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等による関係機関との連携や、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。」





# 参 考 资 料

# 1 長崎県子育て条例

平成 20 年 10 月 14 日  
長崎県条例第 45 号

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。

本県の美しい自然環境や海外との交流の歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として大切に育てられることは、県民すべての願いです。

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、地域の活力や、家庭と地域の養育力の低下が心配されています。子どもが自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できる環境をつくるのが、私たちにとって何よりも重要な課題です。

私たちは、今こそ、しっかりと子どもと向き合い、何をなすべきか、子どもや子育て家庭にとって何が幸せかを考えなければなりません。

また、子どもが成長に応じた出会いや体験をとおして、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てなければなりません。そして、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することが大切です。

私たちすべての大人はそれぞれの責任を自覚して、親が安心して子どもを生き育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会に実現に県民総ぐるみで取り組むことを決意し、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (めざすもの)

第 1 条 この条例は、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県、市町、保護者、県民、学校等など、それぞれの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目的としています。

### (用語の意味)

第 2 条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 子ども 18 歳未満の者をいいます。
- (2) 保護者 父母や里親など、実際に子どもを保護し監督する者をいいます。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。

- (4) 地域の団体 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPO など、地域で活動する団体をいいます。

### (基本的な考え方)

第 3 条 この条例では、子育てについて次のように考えます。

- (1) 子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあります。
  - (2) 子どもや子育て家庭を県民総ぐるみで支援します。
  - (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が考慮されます。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。
- 2 県は、この条例に役割を定めるものと連携して、この条例に関する施策を行います。

### (県の役割)

第 4 条 県は、基本的な考え方にそって、安心して子どもを生き育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

### (市町の役割)

第 5 条 市町は、県などと連携して、安心して子どもを生き育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

### (保護者の役割)

第 6 条 保護者は、子どもと過ごす時間を大切に、子どもに基本的な生活習慣と社会のルールを身につけさせ、思いやりのある自立した社会人となるよう、深い愛情と責任を持って育てます。

- 2 保護者は、地域の一員として積極的に地域の人たちと交流し、地域の子どもの健やかな成長を支援します。

- 3 保護者は、子育てなどで悩みがあるときは速やかに周囲の人や専門機関などに相談します。

### (県民の役割)

第 7 条 県民は、地域の一員としての自覚を持ち、学校等や地域の団体と協力して、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めます。

- 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

### (学校等の役割)

第 8 条 学校等は、保護者や地域の団体などと協力して、子どもの豊かな人間性など生きる力を育てます。

- 2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐



待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。

**(PTA などの役割)**

第 9 条 PTA（学校における保護者などで構成される団体をいいます。）などは、子どもの健やかな成長をめざし、学校等や地域の団体などと協力して活動します。

**(地域の団体の役割)**

第 10 条 地域の団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談ができるよう努めるなど、地域の子育てを支援します。

- 2 地域の団体は、子どもが豊かな心や社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。
- 3 地域の団体は、子どもや子育ての支援にあたっては、相互に連携するように努めるとともに、学校等や保護者の取組に協力します。

**(医療機関の役割)**

第 11 条 医療機関は、県や市町などと連携して、県民が安心して子どもを産み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めます。

- 2 医療機関は、県や市町などと連携して、児童虐待などの早期発見や早期対応に努めます。

**(事業主の役割)**

第 12 条 事業主は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めます。

- 2 事業主は、県や市町、学校等や地域の団体などが行う子どもや子育て支援のための取組に協力します。

## 第 2 章 子育て環境の整備

**(妊娠・出産の支援)**

第 13 条 県は、市町や医療機関などと連携して、県民が安心して子どもを産み育てることができるように、周産期（妊娠 22 週から出生後 7 日未満の時期をいいます。）医療や小児医療の充実に向けた取組を進めます。

- 2 県は、妊娠や出産に関する悩みや不妊治療に関して、相談や情報提供など必要な取組を進めます。

**(子育て支援の充実)**

第 14 条 県は、市町などが実施する保育サービスや子どもの居場所づくり、地域の子育て支援拠点づくりに関する取組などを支援します。

**(家庭教育への支援)**

第 15 条 県は、市町などと連携して、子育てについて学習する機会や情報を保護者に提供するなど、家庭教育を支援します。

- 2 県は、市町などと連携して、子どもが体験活動などに積極的に参加するように、保護者へ広

報や啓発を行います。

- 3 県は、市町や企業などと連携して、保護者に、電子ゲームや情報機器類への依存がもたらす弊害などの情報を提供するなど、必要な取組を進めます。

**(まちづくり)**

第 16 条 県は、市町などと連携して、子どもがのびのびと活動できる場所を確保するなど、子どもや保護者などの利用に配慮した安全に生活できるまちづくりに向けた取組を進めます。

**(仕事と家庭生活の調和)**

第 17 条 県は、子どもが保護者とできるだけ多くの時間をともに過ごすことができるように、仕事と家庭生活の調和や育児における保護者の役割などについて、県民への普及と啓発を行います。

- 2 県内の一般事業主（国や地方公共団体以外の事業主をいいます。）は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定と公表、従業員への周知に努めます。

**(広報と啓発)**

第 18 条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

## 第 3 章 児童虐待やいじめなどの防止

**(相談・支援体制の充実)**

第 19 条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。

**(児童虐待への対応)**

第 20 条 県は、市町などと連携して、虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者などに適切に対応します。

**(市町などへの支援)**

第 21 条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題に適切に対応するために、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に基づき市町が設置する要保護児童対策地域協議会や、児童福祉施設などを支援します。

## 第 4 章 ココロねっこ運動の推進

**(ココロねっこ運動)**

第 22 条 長崎県独自の県民運動「ココロねっこ運動」とは、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組をいいます。

**(運動の主体)**

第 23 条 ココロねっこ運動の活動主体は、県民

一人ひとりであり、前条に定める活動や取組を行う学校等や地域の団体などを含みます。

**(運動の支援)**

第 24 条 県は、市町などと連携して、県民一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するように、ココロねっこ運動の普及を支援します。

**第 5 章 家庭の日**

**(家庭の日)**

第 25 条 県民は、毎月第 3 日曜日を標準として、毎月 1 回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は、市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

**第 6 章 行動計画と協議会**

**(行動計画)**

第 26 条 県は、この条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、行動計画を定めます。

**(協議会)**

第 27 条 県は、この条例に関する取組を、市町、学校等、地域の団体、企業などと連携して推進するための協議会を設置します。

2 県は、行動計画を定めるときや変更するとき、協議会の意見を聴きます。

3 協議会は、委員 50 人以内で組織します。

4 委員は、広く県民の中から、知事が委嘱または任命します。

5 委員の任期は 2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とします。また、再任されることができません。

6 この他、協議会に関することは別に定めます。

**附則**

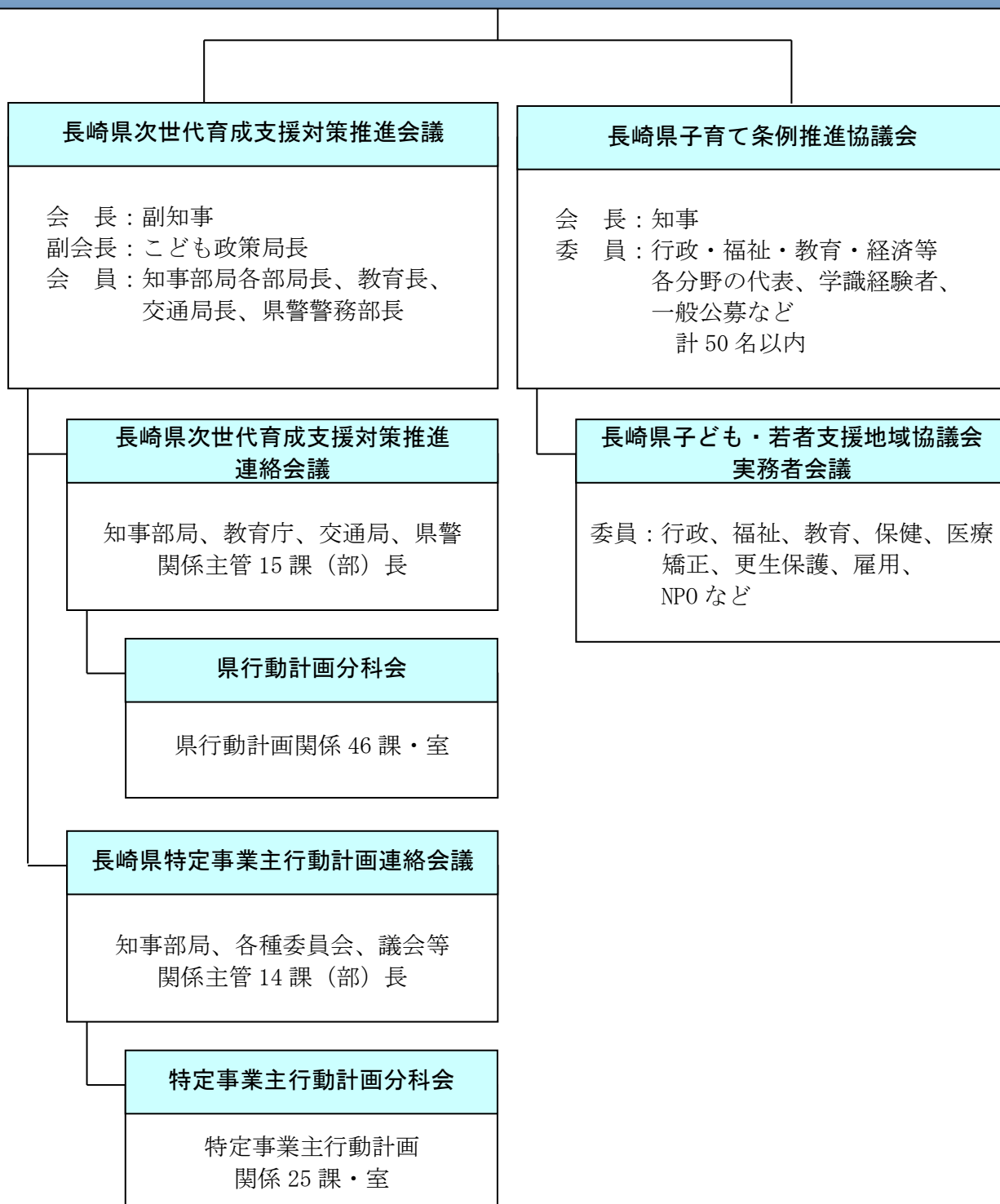
この条例は、公布の日から施行する。

## 2 長崎県子育て条例推進体制

### 長崎県子育て条例推進体制

#### 長崎県子育て条例の推進

(子ども・子育て支援施策、次世代育成支援対策及び子ども・若者育成支援対策を含む)



### 3 長崎県子育て条例推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 長崎県子育て条例（平成20年条例第45号）第27条の規定に基づき、長崎県子育て条例推進協議会（以下「協議会」）を置く。

2 協議会は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に基づく次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に基づく子ども・子育て会議、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会を兼ねるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び個人とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長と副会長を置く。

2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集し、その議長は会長が指名した者が行う。

2 会長は必要があると認めるときは、協議会に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 協議会に、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、実務者会議を置く。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、こども政策局こども未来課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

長崎県子育て条例推進協議会委員

(別表1)

番号	構成	所属等
1	会長(1)	長崎県知事
2	福祉 保健 医療(12)	長崎県保育協会
3		長崎県学童保育連絡協議会
4		長崎県民生委員児童委員協議会
5		長崎県社会福祉協議会
6		長崎県母子寡婦福祉連合会
7		長崎県手をつなぐ育成会
8		長崎県看護協会
9		長崎県市町村保健師会
10		長崎県医師会
11		長崎県歯科医師会
12		長崎県臨床心理士会
13		長崎県栄養士会
14		教育(3)
15	長崎県校長会	
16	長崎県高等学校長協会	
17	経済 労働(3)	長崎県商工会議所連合会
18		長崎県商工会連合会
19		連合長崎
20	安全安心(2)	長崎県防犯協会連合会
21		長崎県人権擁護委員連合会
22	地域(2)	長崎県地域婦人団体連絡協議会
23		長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会
24	保護者(2)	長崎県PTA連合会
25		長崎県私立幼稚園PTA連合会
26	マスコミ(2)	新聞社
27		テレビ局
28	学識(2)	大学教授
29		大学教授
30	公募委員(3)	公募委員
31		公募委員
32		公募委員
33	行政(4)	長崎労働局
34		市長会
35		町村会
36		こども政策局長

## 長崎県子育て条例推進協議会名簿(平成28年8月現在)(50音順)

氏 名	役 職 等
中村 法道	長崎県知事
赤崎 眞弓	長崎大学教育学部教授
安部 恵美子	長崎短期大学学長
伊藤 純子	長崎県市町村保健師会会長
伊藤 勢津子	長崎県臨床心理士会理事
今福 雅彦	長崎新聞社取締役編集局長
内橋 彰	長崎県私立幼稚園連合会会長
江嶋 慶子	長崎県商工会連合会女性部連合会会長
大塚 崇史	長崎労働局局長
小山 浩	長崎県学童保育連絡協議会会長
川口 里津枝	長崎県母子寡婦福祉連合会理事長
久米 直	長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会会長
小池 真路子	公募委員
甲田 裕	長崎県手をつなぐ育成会会長
許斐 義彦	長崎県歯科医師会会長
酒井 利恵	長崎県私立幼稚園PTA連合会会長
篠崎 彰子	長崎県栄養士会会長
副島 都志子	長崎県看護協会会長
高比良 芳紀	長崎県人権擁護委員連合会会長
中路 崇弘	市長会(長崎市こども部長)
中村 正子	連合長崎女性委員会委員長
永松 和人	こども政策局長
西川 義文	長崎県保育協会会長
西山 智子	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
把野 義博	長崎県校長会会長
廣瀬 教子	長崎県商工会議所連合会女性会連合会副会長
廣瀬 福子	公募委員
藤原 敬一	長崎県社会福祉協議会専務理事
古庄 剛	長崎県町村会副会長
古谷 太郎	NHK長崎放送局局長
前田 功	長崎県高等学校長協会会長
蒔本 恭	長崎県医師会会長
松尾 美佐子	長崎県PTA連合会副会長
松藤 嘉嗣	長崎県民生委員児童委員協議会会長
山口 弘幸	公募委員
吉原 博之	長崎県防犯協会連合会専務理事

## 4 長崎県次世代育成支援対策推進会議等設置要綱

### (目的)

第1条 少子化に対応し、家庭や子育てに夢を持てる環境づくりの一層の促進を目的として、関係各部・課等の相互の緊密な連携を確保し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、長崎県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）等を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- ① 次世代育成支援に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進に関すること。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関すること。
- ③ 子ども・若者育成支援推進法に基づく県子ども・若者計画の策定に関すること。
- ④ その他会長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、副知事を会長、こども政策局長を副会長とし、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議のもとに、関係各課等が連携し、計画的に推進するため、別表2に掲げる者をもって構成する長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議（以下「県計画連絡会議」という。）及び別表3に掲げる者をもって構成する長崎県特定事業主行動計画連絡会議（以下「特定計画連絡会議」という）を組織する。
- 3 推進会議及び各連絡会議の特定事項を調査・研究するため、必要に応じて関係各課等職員で構成するワーキンググループを組織する。

### (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 県計画連絡会議は、こども政策局長が招集し、その議長となる。
- 3 特定計画連絡会議は、総務部長が招集し、その議長となる。

### (事務局)

第5条 推進会議及び県計画連絡会議の庶務を処理するため、事務局をこども政策局こども未来課に置く。

- 2 特定計画連絡会議の庶務を処理するため、事務局を総務部人事課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、運営について必要な事項は会長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年3月10日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年1月7日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 長崎県次世代育成支援対策推進会議

会 長    副知事 副会長    こども政策局長 会 員    総務部長 秘書広報局長 企画振興部長 文化観光国際部長 県民生活部長 環境部長	会 員    福祉保健部長 産業労働部長 水産部長 農林部長 土木部長 教育長 交通局長 県警察本部警務部長
---	---

別表2 長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議

総務部                      総務文書課長 秘書広報局                秘書課長 企画振興部                政策企画課長 文化観光国際部            文化振興課長 県民生活部                県民協働課長 環境部                      環境政策課長 福祉保健部                福祉保健課長 こども政策局              こども未来課長	産業労働部                産業政策課長 水産部                      漁政課長 農林部                      農政課長 土木部                      監理課長 交通局                      管理部長 教育庁                      総務課長 県警察本部                警務課長
--	---

別表3 長崎県特定事業主行動計画連絡会議

総務部                      総務文書課長 人事課長 企画振興部                政策企画課長 県民生活部                県民協働課長 福祉保健部                福祉保健課長 こども政策局              こども未来課長 教育庁                      総務課長	選挙管理委員会            市町村課長 監査事務局                監査課長 人事委員会                職員課長 海区漁業調整委員会      漁業振興課長 議会事務局                総務課長 交通局                      管理部長 県警察本部                警務課長
--	--